

第 2 1 号

平成 14年 10月

PA



<http://www.pa-kai.gr.jp/>

目 次

ご挨拶と報告

| | | |
|--|-------------------|----|
| 1) P A会幹事長挨拶「結束、そして、優渥」 | 福田 伸 一 | 1 |
| 2) P A会副幹事長挨拶 | 寺崎 史朗・佐野 邦廣・本多 一郎 | 4 |
| 3) 日本弁理士会副会長挨拶「数ヶ月を振り返って」 | 村 田 実 | 5 |
| 4) 日本弁理士会常議員会の活動報告 | 関 正 治 | 7 |
| 5) 日本弁理士会研修所所長挨拶「研修所の活動」 | 村 木 清 司 | 10 |
| 6) 日本弁理士クラブ幹事長挨拶 「未来への挑戦、一步前進、自分の足で・・・」 | 谷 義 一 | 12 |
| 7) 日本弁理士クラブ副幹事長報告 | 渡 辺 敬 介 | 14 |

特 集 - これからの知財環境と弁理士の将来像 -

| | | |
|---|---------|----|
| 1) 知的創造サイクルからスパイラルへ！ | 加 藤 朝 道 | 16 |
| 2) 弁理士の将来像について思うこと | 大 西 正 悟 | 18 |
| 3) 座談会「これからの知財環境について」 (福田伸一、村田 実、小林生央、鴨田哲彰、三上 結、 赤澤太朗、黒川朋也、岡田英子、濱中淳宏) | | 21 |

日本弁理士会等で活躍するP A会員の近況報告

| | | |
|---------------------|---------|----|
| 1) 前年度日本弁理士会副会長の回顧 | 井 上 義 雄 | 34 |
| 2) 受賞に浴して | 菊 池 武 胤 | 37 |
| 3) ワールドカップ事件の顛末 | 柳 田 征 史 | 38 |
| 4) こんな生活しています | 小 林 純 子 | 40 |
| 5) 知財支援センターでの活動について | 狩 野 彰 | 41 |
| 6) 雑 感 | 中 山 健 一 | 42 |
| 7) 救命講習について | 松 田 嘉 夫 | 43 |

幹事会作業部会の会務報告

| | | |
|------------|-----------|----|
| 1) 政策部会 | 本 多 一 郎 | 46 |
| 2) 庶務()部会 | 萩 原 康 司 | 46 |
| 3) 庶務()部会 | 鈴 木 利 之 | 47 |
| 4) 会計部会 | 鴨 田 哲 彰 | 48 |
| 5) 人事部会 | 押 本 泰 彦 | 49 |
| 6) 企画()部会 | 神 林 恵 美 子 | 50 |
| 7) 企画()部会 | 井 出 正 威 | 51 |
| 8) 研修部会 | 中 山 健 一 | 51 |
| 9) 組織部会 | 寺 崎 史 朗 | 52 |
| 10) 中部部会 | 岡 戸 昭 佳 | 52 |
| 11) 会報部会 | 西 岡 邦 昭 | 53 |

会合・行事報告

| | | |
|---------------------------|---------|----|
| 1) 平成14年P A会春の叙勲・褒章受章者祝賀会 | 神 林 恵美子 | 55 |
| 2) P A会創立80周年記念「納涼クルーズ」報告 | 藤 谷 史 朗 | 57 |
| 3) 平成14年夏のP A会旅行会 | 井 出 正 威 | 59 |
| 4) 平成13年度口述練習会の報告 | 鴨 田 哲 彰 | 60 |

同好会活動報告

| | | |
|-----------------|---------|----|
| 1) ゴルフ同好会 | 古 関 宏 | 62 |
| 2) 麻雀同好会 | 杉 本 文 一 | 63 |
| 3) テニス同好会 | 平 山 洲 光 | 64 |
| 4) スキー同好会 | 柳 田 征 史 | 65 |
| 5) ボーリング同好会 | 鈴 木 利 之 | 66 |
| 6) 囲碁同好会 | 小 杉 佳 男 | 67 |
| 7) アウトドア同好会 | 松 田 嘉 夫 | 68 |
| 8) スクーバダイビング同好会 | 黒 川 朋 也 | 69 |

| | |
|-------|----|
| 新会員紹介 | 71 |
|-------|----|

| | |
|------------------------|----|
| P A会運営資金にご寄付いただいている先生方 | 80 |
|------------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 叙勲・褒章受章者（昭和37年以降） | 82 |
|-------------------|----|

| | |
|----------------------------|----|
| P A会関係歴代弁理士会理事（大正5年～昭和30年） | 84 |
|----------------------------|----|

| | |
|-----------------------------|----|
| P A会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降） | 85 |
|-----------------------------|----|

| | |
|----------------------|----|
| P A会会員歴代常議員（大正13年以降） | 88 |
|----------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| 特許庁関係委員（昭和31年以降） | 92 |
|------------------|----|

| | |
|------------------------|----|
| P A会会則・慶弔規定（平成14年3月改訂） | 98 |
|------------------------|----|

| | |
|-----------------|-----|
| P A会入会申込書・住所変更届 | 100 |
|-----------------|-----|

| | |
|---------|----|
| P A会組織図 | 巻末 |
|---------|----|



幹事長挨拶

結 束、そ して、優 渥

PA会幹事長 福 田 伸 一

平成14年3月の箱根総会で幹事長にご指名いただき、4月1日付で幹事長に就任した後、早いもので半年が経過しました。

会員の皆様には何かとご支援、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

1. 幹事会

ご存知のように、幹事会は、幹事長、幹事長代行、副幹事長、相談役、幹事相談役、常任幹事、作業部会幹事からなっております。そして、ほぼ毎月1回、定例幹事会を開催し、また、緊急事項については幹事会メールリストを利用して審議しております。

4月22日に第1回幹事会を開催した後、本稿執筆時(平成14年9月初旬)まで、6回の幹事会を開催しました。毎回、多数の幹事の方にご出席いただき、各種事項について活発な議論・審議を行っております。



第1回幹事会メンバーの集合写真

本年度は、前述の箱根総会で副幹事長の人数について規約改正があり、「寺崎史朗先生」「佐野邦廣先生」「本多一郎先生」に副幹事長をお願いし、ご活躍いただいております。

また、本年度は、PA会の将来を担う若手会員に雰囲気を知っていただき、将来に備えるべく、各作業部会の部長の方々に幹事会に出席してい

ただいております。若手会員の幹事会への参加は、マンネリ化の傾向に陥いる可能性を含む幹事会組織の活性化につながるものと考えております。



第3回幹事会風景



幹事会後にちょっと一杯

2. 前期の企画等報告

本年春の叙勲・褒章において、当会の安達功先生が「勲四等旭日小綬章」の叙勲に浴され、菊池武胤先生が「黄綬褒章」を受章されました。

そこで、幹事会主催で6月7日に学士会館において「春の叙勲・褒章祝賀会」を開催しました。



祝賀会にて菊池武胤先生に記念品贈呈

7月30日には会員親睦イベントとして、昨年に引き続き、「東京湾納涼クルーズ」を開催しました。このイベントにおいては、会員のご家族にも多数ご参加いただきました。



納涼クルーザー・シンフォニーの船上にて

3. アクシデント

8月24日及び25日には「旅行会」を開催しました。

勿論、私も参加を予定しており、その前夜、荷物をバッグに積み込み、準備万端であったのですが、体調を崩してしまったため、参加することができませんでした。幹事長の急なキャンセルということで、幹事長代行の松田嘉夫先生、企画幹事の井出正威先生、そして、旅行会に参加された多くの会員に多大なるご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。また、自宅療養中に激励、お見舞いメールを戴き

ました。更に、復帰後も何かと体調を気遣っていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。少し体調が回復し、PCに向かってメールチェックし、個人的な旅行会の報告や、励ましのメールを読んだ時の喜び、感謝の気持ちは、この先、忘れることが無いと思っております。

そのような意味において、このアクシデント、私的には、肉体的痛みは相当なものありましたが、PA会の良さを知る機会であったように思います。

幹事長が急に不参加となっても、速やかに、そして、多くを語らずとも恙無く「旅行会」が開催できたことは、PA会の層の厚さ、会員相互の結束力の強さを意味するものと思います。また、多くの方からの励ましやお見舞いは、PA会の優しさを意味するものと思います。

豊富な人材による「強い結束、そして、優しさあふれる集団」、

それがPA会の持ち味だと思います。

私自身、これを忘れること無く、また、どちらかといえば演歌調のウェットな触れ合いを重視しつつ、会務に取り組んでいきたいと思っております。

4. 後期の企画予定

9月下旬に「中国研修旅行会」が開催されます。これは、昨今何かと話題の中国（上海、北京）において、関係事務所等を訪問して親睦を深め、且つ、現地でのディスカッション等を通じて法律、現況を理解する目的の下、開催されるものです。なお、このイベントについては、後日、何かの形で会員の皆様にご報告させていただきます。

10月初旬には「著作権研修会」を開催し、その後も、「民法、民事訴訟法に関する基礎研修会」等を研修部会にて企画しております。

11月下旬には「平成14年度弁理士試験合格者祝賀会」を開催する予定です。今年は昨年以上の合格者数であることが予想されるため、会場確保等、担当部会においては早いタイミングで作業を進めております。

12月上旬には「中部部会主催の弁理士試験合格者祝賀会」、年明けの1月15日には「新年会」を開催する予定です。

そして、3月には「総会」を開催する予定です。

上記のように各種イベント企画が目白押しです。会員の皆様にはふるってご参加くださいますようお願いする次第です。

特に、多くのイベントにおきましては、若手のグリーンPA会員について参加費減額の措置を講じております。様々な分野に精通するベテラン会員との交流の場として、若手会員の積極的な参加をお待ちしております。

5．同好会

PA会におきましてはゴルフ、麻雀、テニス、ボーリング、スキー等、各種同好会が設置されており活発な活動を行っておりますが、本年度は「アウトドア同好会」と「スクーバダイビング同好会」という2つの同好会を新設しました。詳細は会報中の同好会活動報告をご参照頂きたいと思いますが、興味のある方は是非ともご参加下さいませようお願いします。

また、このような同好会は？、という提案についても逐次受付けております。幹事長までご連絡頂ければ、速やかに幹事会において審議させて頂きますので、ご遠慮なく、お申し越し下さいませようお願いします。

6．ホームページ

既にご覧になった方も多いと思いますが、本年度はPA会ホームページの更なる充実をはかっております。幹事会報告、同好会報告、各種イベント告知はもとより、各種イベントではデジタルカメラが大活躍しており、スナップ画像が写真館として速やかにアップされております。会報部会のご尽力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。なお、未だご覧になっていない会員の皆様におかれましては、是非、下記P

A会ホームページへアクセスして頂ければと思います。

<http://www.pa-kai.gr.jp>

ところで、先ほども少し触れましたが、近年の弁理士試験合格者の増加は目をみはるものがあります。PA会におきましても、会の活性化のため、ひいては日本弁理士会の発展のため、合格者の入会に力を注ぐことが必要であるといえます。しかし、そのためには、会として今以上の魅力を打出し、また、今以上の組織強化をはからなくてはなりません。充実した研修、魅力あるイベントは不可欠ですし、人材、特に若手の登用及び活用による会の活性化も欠かすことができません。

後期の幹事会においては、次年度へ向けて上記事項についても活発な議論をしていきたいと考えております。

最後になりましたが、残りの約半年間、幹事長として努力する所存でありますので、会員の皆様におかれましては、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。また、会務運営等に関し、ご意見、ご要望等ございましたら、前記PA会ホームページ内掲示板、或いは、下記の幹事長アドレスまでお寄せいただければ幸いです。

s-fukuda@wb3.so-net.ne.jp



PA会副幹事長挨拶

PA会副幹事長に推薦されて

副幹事長 寺崎史朗

PA会が設立されてから80年という節目の年に当たります。私は弁理士登録とほぼ同時にPA会に所属したので、17年目に当たります。

これまでに、PA会の活動としては、研修部会、企画1部、人事部会、政策部会といくつかの部会のお手伝いさせていただきましたが、今年の3月に、部会の帰りに福田幹事長より、副幹事長としてお手伝いして欲しいとの要請をいただき、非力ではありますが、お引き受けさせていただきました。

今年から弁理士試験制度が大幅に変わり、聞くところによると、500名弱の新しい合格者もできるとのこと、過去の状況とは様変わりになると予想されます。そのため、若い人たちのPA会への加入を促進させ、PA会を若い力で活性化すべく、努力していきたいと思っております。

そこで、若い人たちにとって魅力ある組織とは、孤立しがちな仕事に潤いを与えるためのクラブ活動、また、業務に必要な知識、経験等を獲得できるような場及び彼らが持っている知識、経験等を発表・活用できるような場を提供することではないか考え、これらを実行すべく、PA会の各組織に働きかけていきたいと考えております。

私には、この副幹事長という役割は、任が重く力不足で色々ご迷惑をおかけするとは思いますが、諸先輩方の力をお借りし、幹事長を助けていければと考えておりますので、今年1年、よろしくお願いいたします。



はじめのご挨拶

副幹事長 佐野邦廣

平成14年度からPA会幹事会は3人の副幹事長を置き、1名の幹事長代行とともに幹事長を補佐する体制になりました。

各副幹事長は、幹事会を通してPA会の会務運営全般に関与致しますが、それぞれが複数の部会を総括し、幹事会の意向を円滑に実現することを主たる任務としております。

企画を主担当とする私の最大の関心事は本年度の弁理士試験合格祝賀会であります。本年度は弁理士試験の合格者数が昨年度に比較して飛躍的に増加することは確実でありますから、昨年度の合格祝賀会の運営方法を踏襲することはできません。合格祝賀会は、PA会内部

の各種催しとは異なり、新規合格者を対象とする対外的な会務でありますから、その運営には細心の注意が必要とされます。幸いなことに、本年度の企画部会は進取の精神に溢れる若手の先生方が積極的に活動されておりますので、ご出席頂く新規合格者の皆様には印象深い祝賀会になると思います。PA会の先生方にも多数ご出席頂き、会務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



副幹事長として一言

副幹事長 本多一郎

この度、政策部会の幹事とともに、平成14年度PA会副幹事長を務めさせていただくことになりました。PA会副幹事長として何をすべきかということについて模索しながら、激

務の幹事長の心の支えとなるよう、微力を尽くしたいと思います。





数ヶ月を振り返って

日本弁理士会副会長 村田 実

本年4月から日本弁理士会副会長として正式に就任以来、約5ヶ月を経過しました。この間、副会長として種々の事項にたずさわってきた中から、最近思うことについて、幾つか述べさせていただきます。なお、会務報告を中心とした記事は、日本弁理士クラブの会報に別途掲載させていただきますので、そちらをご参照下さい。

1. 第1に、知的財産の専門家（法務サービスの専門家）養成についてであります。近々、法科大学院制度が始まり、近い将来、年間約3000人の法曹が生み出される予定です。法科大学院の入学対象者として、2～3割程度が法学部出身者以外の者、つまり理工系の学生にも広く門戸が開放される予定です。法科大学院では、知的財産についての科目も取り込まれる方向で検討されており、また司法試験の選択科目に知的財産が組み込まれることも検討されています。

理工系の学生の8割近くが大学院へ進学しているという中で、若い理工系の学生うちのかなりの数が、法科大学院に入学して、知的財産を学び、知的財産を選択科目として司法試験に合格して、弁理士になることが容易に想像できます。弁理士は、弁理士の仕事も制限なく自由に行えますので、知的財産を選択した弁理士が、知的財産を扱うことは当然のことです。

このような状況の中で、若い理工系の学生は、はたして弁理士を目指すのでしょうか、それとも法科大学院（を経由した弁理士）を目指すのでしょうか。魅力ある弁理士制度が残るのか否かの岐路に立っています。

現在の弁理士制度は、1発試験による選考のみであり、資格試験（司法試験）とリンクした法科大学院のような学校教育というものは存在しません。若い理工系の学生が、今後の人生設計を真剣に考えたとき、知的財産について限定された職務範囲しか行うことのできない現在の弁理士を目指すのか、あるいは知的財産全てを職務範囲とすることのできる弁理士の前提とし

ての法科大学院を目指すのか、おのずと答えはきまってくるのではないのでしょうか。

この一方、知的創造サイクルである知的財産の創造、保護、活用を考えたとき、法科大学院出身の理工系の素養のある弁理士が行う業務は、何が中心になるのでしょうか。知的創造サイクルの一部である紛争を中心とした業務を行うに過ぎないのではないのでしょうか。現在の弁理士が行っている中心業務を、法科大学院出身の弁理士が行うのでしょうか。今後10年、日本国は、知的創造立国を目指して、種々の政策を立案、実行しようとしています。この国策に沿った知的財産の専門家が養成されるシステムとして、法科大学院だけでよいのでしょうか。

魅力ある弁理士制度を維持し続けることなくして、今回の知的財産戦略大綱が目指している知的財産立国にはなり得ません。専門職大学院を利用した弁理士の養成等、幾つかのシステムが検討されていますが、どれも根本的な解決にはなりそうもありません。特に、法科大学院のようなしっかりとした教育システムと、その卒業生が受ける資格試験とのリンクというものがあって、始めて魅力ある制度と行っても過言ではないと思いますが、弁理士制度の場合はこのリンクが無いということが1つのネックになります。また、弁理士であれば弁理士の全ての業務ができる一方、弁理士は弁理士の一部の業務しかできないという状況は、やはり弁理士の魅力を大きく損ないます。

弁理士制度は必要であるということは理解されても、魅力ある制度に維持し続けなければ、弁理士制度はやがて崩壊せざるを得ないでしょう。弁理士を目指すかもしれないという子供をお持ちの会員の方が、自分の子供に対して、自信をもって弁理士を勧める状況にならなければ、魅力ある弁理士制度とはとても言えないでしょう。

魅力ある弁理士制度の構築ということ、正副会長会でも真剣に検討しておりますが、各会

員におかれましても、このような状況にあるということを十分認識して頂きたいと思います。

2. 第2に、外弁問題についてです。「外弁（外国法事務弁護士）による日本弁護士の雇用の解禁」が真剣に議論される状況になっております。外弁による弁護士の雇用の解禁されることは、「外弁による弁理士の雇用の解禁」や、「弁理士による弁護士の雇用の解禁」につながっていく可能性が高くなります。

外弁問題は、弁護士の問題ということで、弁理士会としてどのような立場に立つかということとはあまり議論されてきませんでした。外弁に対する自由化OKという意見や、現在の競争力の関係からして外弁に支配されるだけであるから自由化は阻止すべきという一部委員の意見はあっても、弁理士会全体としての議論はされてませんし、意見の集約もされてません。例えば、弁理士が外国に事務所を持つということは、弁理士法の1次改正で解禁になりましたが、事務所を設立しようとする外国がそれを許さない限り、実際には外国に事務所（弁理士事務所）をもつことはできません。弁理士が、外国に事務所を構えて活動しようと思ったとき、外国において外国弁理士（日本弁理士）の問題ということが発生します。

知的財産戦略を進めていく過程において、知的財産の専門家が質的にも量的にも不十分であると指摘されている状況等、色々な状況を踏まえた上で、外弁問題に関連して（外国が関係する日本弁理士の職域関係問題について）、弁理士会全体としての方向付けが求められる時期になってきているということを、各会員に十分に認識して頂きたいと思います。

3. 第3に、知的財産との関わりの中で、新しい学問分野が登場する状況にあります。例えば、知的財産学会（色々ある知的財産関連法を単なる法律解釈論でもって研究するのではなく、他の関連分野、例えば経済学や工学や金融学等複数の他分野とからめて研究する）や、法と経済学会（仮称で、法の制定効果を経済効果の観点から研究する）などが設立されつつあります（知的財産学会は設立済みのはずです）。

このように、知的財産（法、制度）について、複数の学問分野の間での学際という新たな方向での研究、つまり全く新しい切り口（発想）から知的財産が研究されようとしております。この新しい視点からの研究成果の発表や提言が非常に期待されます。なお、弁理士業界か

らも、このような学会の発起人が出ており、弁理士業界は人材が豊富であり多様性があるなあということであらためて感じさせられます。

4. 第4に、弁理士の業務範囲拡大等によって、弁理士が社会的に果たすべき役割が増加する一方、その責務が重要になってきています。いままでは、工業所有権を中心とした一部の関係官庁や団体のみを相手にしていればよい状況でしたが、お付き合いしなければならない関係官庁や団体が飛躍的に増加してきています。

外弁、司法制度改革、弁理士への侵害訴訟代理権付与等の観点からは、日弁連、法務省、裁判所とのお付き合いが大事になります。外弁をはじめとするWTOの自由職業サービスという観点からは、外務省とのお付き合いも必要になります。著作権が業務範囲に取り込まれたことによる文化庁とのお付き合い、模倣品の水際取り締まりの観点からは税関とのお付き合いも深くなってきます。今後の検討課題となりますが、自由職業サービス分野での1ストップサービス（1つの事務所で一般法務、知財、税務、会計等を行える体制）を実現しようとするれば、弁理士を始めとする他の士業とのお付き合いもせざるを得ない状況になります。

業務範囲が拡大すると、他士業との業務範囲の重複という問題をもからんでくるようになり、また必然的に政治家とのお付き合いも大事となります。特に最近での知的財産戦略大綱や司法制度改革推進の動きと連動して、政治家とのお付き合いというものが極めて重要となります。弁理士は、元々政治が嫌いという人が多いということは重々承知しておりますが、政治が嫌いでは済まない状況になってきているということも、各会員の方に十分認識して頂きたいと思います。

5. 最後に、弁理士会副会長としての職務はわずかに5ヶ月程度のものですが、この間、弁理士の果たす役割の重要性とその責任の重さというものを実感すると共に、知財の中心人材は弁理士であるということを強く認識させられた、という心境であることを述べて、本稿の締めくくりとします。

以上





日本弁理士会 常議員会活動報告

第1委員会委員長 関 正 治

私は、2001年度、新制度下で初めての常議員選挙にPA会の推薦を受けて立候補しました。PA会の会派活動もサボりがちになっていたのに、なぜ推薦してくださったかは分かりませんが、弁理士会委員会、特に支援センターの活動で結構忙しくなっていたので、推薦を受けることにしたのです。この理由は一見矛盾するようですが、常議員は弁理士会の委員を兼ねることがない上、年に2、3回会合に出席すればよい、という噂を聞いていたのです。私は社交が下手で人から頼まれるとなかなかイヤとは言えず、引き受け手がなくて途方に暮れているなどと聞かされると自分の状況や能力も省みず委員などでも引き受けてしまう傾向があったのです。ですから、常議員になると2年間は自動的に委員職から解放されるので、一人でやっている事務所の仕事もハカがいくようになるだろうと期待したのでした。

このような邪心をもった候補者でしたが、応援団長や団員の皆様に熱心な選挙運動をしていただいた末、結局無選挙で常議員に当選しました。

ところで常議員になってみると、新制度下では監事というのができたので、常議員は弁理士会の委員になってもよくなったということで、またまたいつの間にかいくつかの委員になっていました。なんだか騙された思いでした。もっとも、頼まれて引き受ける自分がいけないのですが・・・。(実は、旧制度下でも委員は兼任できる決まりで、委員の集中を避けるため兼任を避けていただけと言うことでした。)

さて、2001年度の常議員会が初めの仕事として与えられた作業は、新役員制度に沿って「常議員ハンドブック」の改定をすることでした。新制度における常議員会の役割を明確にすることを目的とするものです。

常議員会で主流を占めた意見は、新制度下の会則は常議員の権限を従来より抑制して執行部がより自由に活動できるように規定している、

ということでした。これに対して、常議員会は正副会長会に対するチェック機能を持たなければ意味がないとし、会則からもその旨読み取ることができるとする意見もありましたが、主流になりませんでした。私も反主流派意見の表明をしたものです。しかし、「常議員ハンドブック」は主流派の意見に沿って改定されることになりました。ただし、最終的に決定された「常議員ハンドブック」は表現に含みを持たせることにより、常議員にもそれなりの権能があるような記述におさまりました。常議員ハンドブックの他には、それこそ1、2回会合し総会議案の先議などをこなして年度が暮れて、私も第2年度の常議員となりました。

ところが、2002年度常議員会では、どうしたいかさつか、私が第1委員会の委員長を拝命することになりました。その初めの課題が、再び常議員問題で「常議員の代議員的性格について」、すなわち、常議員会の権限はいかにあるべきかでありました。こうしてみると私の委員長推薦には、2001年の代議員会でなんやかやうるさく発言したことが影響したのかなと思います。

さて、なぜ再び常議員会の権限なのか。

私も昨年常議員となってある意味がっかりしたように、常議員には選挙の洗礼を受けたことで期待した影響力がありません。現行規定を見る限り、常議員が会務に参与しさらには弁理士会の社会的貢献に関与する役割を持つなどということに、会員の理解も、まして世間の理解も得られないでしょう。

一般に、ある団体に執行機関があれば、その活動をチェックして、会員の総意から隔たった独善的な施策を実行させないようにする機関が必要です。特に、執行機関が会員の意思に反する場合にも脱会することができない日本弁理士会では、このような仕組みの重要性が増大します。

常議員会の存在意義のひとつは、執行機関に対するチェックをすることであると思います。監事会が監査機能を備えるとされますが、会務執行と会計の検査が目的ですから、正副会長会がこれから実施しようとする事業に対してチェック機能を有するわけではありません。常議員会は議会のように執行機関が実施しようとする施策を審議し決議する機能を持つべきだと思います。

これに対して、日本弁理士会会則上、常議員会の職務は、

- (1) 正副会長会から委嘱された事項を審議し、および決議すること、
 - (2) 正副会長会が提出した会規または常議員会において必要と認めた会規の制定、改正または廃止に関する議案について審議し、決議すること、
 - (3) 委員会の設置に関して審議し、決議すること、
 - (4) 正副会長会の予算外支出または予算超過支出に関して審議し、決議すること、
- の4項が挙げられています。

この4項目のうち、正副会長会の意向に逆らえる決議ができるものは、(2)と(4)だけです。(1)は委嘱がない限り決議できませんから、正副会長会は不都合な事項について常議員会に諮らず自分で決めることができます。(3)は常議員会内に設立する委員会のことで、常議員会の内部機構の問題でしかありません。

(2)により、正副会長会の提出された会規を否決したり、常議員会が独自に会規を規定して、日本弁理士会の執行機関である正副会長会が弁理士の総意に反する事務執行をすることを防止したり、会員が望む事務を実施させることができると期待したいところですが、常議員会が支配できる会規とは、会則、会令の下に位置する規定で、現在は弁理士会内部の手續に係る経理規定、監査細則、審議委員会規則の3件しかありません。このような会務の極く一部に関する規定について支配権があっても、正副会長会に対するチェック機能があるということではできません。

結局、正副会長会に対してチェック機能が発揮できるのは、(4)の予算外あるいは予算超過の支出に対する認可のみということになります。

これだけしか権能を持たないのであれば、常議員会は正副会長会設立の委員会とさしたる差異がないではないか。このような機関を成立させるために、あのような大げさな選挙

が必要なのか。正副会長会に付属する委員会は選挙もせずにそれなりに機能しているではないか。……そして最後には、常議員会などいらないではないか。

こうした意見が聞こえるようにもなってきました。

現行の規定をじっくり読めば誰でも常議員の権能が十分でないことは分かりますから、弁理士会役員である常議員の社会貢献度に対する世間的認知が不足しても文句は言えないということになります。

日本弁理士会の最高議決機関は総会です。将来会員の数が増大して直接民主主義が実行不能になれば代議制が必然となるでしょうが、現在はまだその状況ではないということです。総会が議決機関とされている中で、常議員会をどう位置づけるかは難しい問題です。

特に、現行の常議員選挙では、推薦母体となる団体が多くの経験を積んだ人物を推薦する一方、会務経験を積ませるためあるいは参加意識を醸成するため、適当な割合で新人を候補者に選定するという考えもないわけではなく、實際上正副会長会と競立しうる存在として選定されたというには烏滸がましいと感じさせるところもあります。会員が自分の意思を代表する代議員を選出すると思っていない選挙で選出された常議員に代議権を与えてよいのか、と自然に気持ちが悪えてしまいます。

また、日本弁理士会では、何と云ってもずば抜けて真剣に勤め、苦勞をしているのは会長と、会長を補佐する副会長であることはあまりに明白です。その正副会長会の活動を縛る決議を頻発させてせっかくの努力に水を差すことになるかもしれないような機関を備える必要があるのかとも思います。

しかし、総会だけが正副会長会の暴走を阻止できるという制度であるとするれば、問題が生じたときに5千人もの会員を招集する総会が簡単に開催できるのか、総会の場で議案について深い議論ができるのか、総会は議案を総体として承認するかどうかしか決められないので結局は正副会長会に対する信任機関にしかならないのではないかと疑問が湧いてきます。

特に会員を急増させることが既定の方向ですから、色々な志向を持った多数の会員が会合して意見を闘わせ、集約させた結果に基づいて弁理士会の方針を確立するということはますます現実性が薄れていくことになりましょう。

そういう点からは、総会を最高決定機関として置く場合でも、各意見を代表する者たちが議

案を徹底的に審議し、意見の対立を克服して必要を認めれば案を補正して磨き上げるような審議機関があってもよいのではないか。また、少なくとも、会員数が増大する将来は、総会に代わる代議機関を持つべきではないか、と思います。

代議機関を将来の方向とすれば、選挙制度上、常議員は代議員たる条件を満たしていると思いますので、機が熟せばいつでもこのまま代議制度に移行することができましよう。また、常議員に代議権が与えられれば代議能力を意識した常議員選挙になって、相応しい常議員会が成立することになるだろうと思います。しかし、当分は総会が最高議決機関として残存するでありましよう。

常議員会第1委員会も総会の存在を前提にしながら、常議員会の機能もしくは権限の適正化を検討してきました。

第1委員会は、5月から7月まで4回会合して結構活発な議論を交換し、

(1) 常議員は本格的な代議権は持たないが、緊急時には総会に代わり全ての議案について仮決議することができるようにする(仮決議は総会で覆すことができる)、

(2) 新制度では挙げられていないが従前に

は職務とされていた建議答申の決議を改めて職務に追加する、

(3) 総会で常議員会に決議を委嘱することができるようにする、

(4) 主要な総会提出議案について先議権を持つようにする、

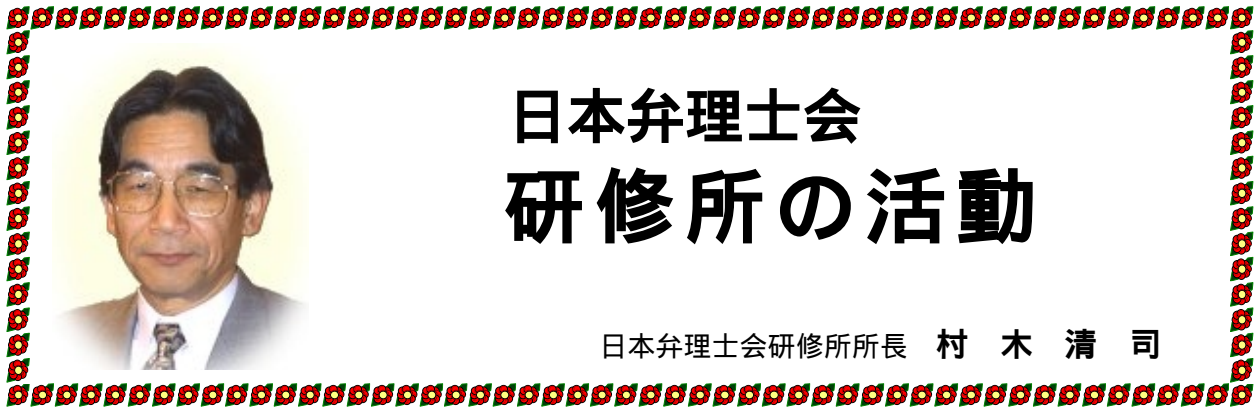
の4点を常議員会の権限として追加することが好ましいという結論に至り、8月に正副委員長の間でe-mailによるバーチャルな検討会を行って細かいところを調整しました。

委員長の性格を反映したか、緊急時代議権以外は、ほぼ従来の権限を復活するだけで新しい要求が含まれない、比較的マイルドな要請に納まりました。しかし、常議員会の権限強化は意味がないとする意見があるように聞いています。常議員会の決議に至るまではまだ紆余曲折があるようで、どのような扱いを受けるか楽しみです。

昨年度、今年度、と続けて常議員会内部の問題に終始した(今期はまだ半ばですが)のはある意味残念でした。しかし、常議員会本来の働きが何なのかについて合意が得られたわけではないとしても、その基盤整備をしたのだと思えば無駄ではないというところでしょうか。

2002年9月5日





日本弁理士会 研修所の活動

日本弁理士会研修所所長 村木清司

現在、研修所の運営委員は大変忙しい毎日を送っています。

忙しい内容は、来年度から始まる侵害訴訟代理のための研修の準備、新規合格者の増加に起因する会員研修を含めた研修カリキュラムの大幅な見直し、今年度から始まった倫理研修の実施、新規業務に関する義務研修の最終実施準備、先端科学技術研修の継続及び新規実施、インターネットを使った研修の準備、等々です。その中から主なものを紹介します。

知的財産戦略会議

本年4月に弁理士法の一部を改正する法律（以下一部改正法）が成立し、弁理士も所定の研修と試験を受けることにより、一定の侵害訴訟事件に訴訟代理人（以下付記弁理士）として業務を行うことが出来るようになりました。この研修（能力担保研修）については、一部改正法の衆参両議院の付帯決議だけでなく、知的財産戦略大綱の中でも具体的にとり挙げられており、早急な研修及び試験の実施が要請されています。このことは、多くの弁理士を出来るだけ早く侵害訴訟に関与できるように養成し、知的財産に関する紛争解決に貢献させることが社会的な要請であることを意味します。一方、知的財産戦略会議では、ロー・スクールを経た知的財産に強い弁護士の養成だけでなく、知的財産を専門とする専門職大学院構想も提案されています。ロー・スクールの卒業生が世に出てくる平成18年以降、果して世の中でどの制度が最も知的財産権の保護に貢献するのかが問われます。それゆえ、付記弁理士のための能力担保研修の円滑な実施を目指し、研修所は懸命に知恵を絞りその準備をしています。

アンケート調査

法律が改正され、侵害訴訟における訴訟代理人の途が開けたのですが、果たしてどの程度の数の弁理士が付記弁理士になることを希望して

いるのか、本当の所はわかりませんでした。そこで、実際に研修をどのくらいの数の弁理士が希望をしているのかについて改めてアンケート調査をしました。その結果は、初年度に研修を受けたいという希望者が1,732人、次年度以降に受けたいという弁理士が533人という結果が出ました（回答総数1,908）。予測したよりはるかに多い数字です。弁理士が、特許等の侵害訴訟代理の資格取得に熱意を燃やしていることがわかります。実際には、回答はしなかったが、本当は付記弁理士になることを希望している方がまだ相当数いると思われるので、さらに希望者の数が増えると思います。また、今後、弁理士の合格者数が増えたとすれば、毎年300人以上の新人を加えた形での継続的な研修が必要になります。

能力担保研修

研修所では、能力担保研修を行って下さる講師の先生方の推薦を弁護士会にお願いをしていますが、現在、東京三会（東弁、一弁、二弁）、大阪弁護士会、名古屋弁護士会の了解もとれ、講師の確保の目途が立った状態にあります。現在、東京で8～10クラス、大阪4クラス、名古屋1クラスがほぼ確保できている状態にあります。地方に関しては、中国・四国地区での研修を実現すべく努力をしているところです。

能力担保研修に先立つ、いわゆる民法、民事訴訟法の基礎研修も9大学の協力を得て、最も早い青山学院大学の講座は、8月から始まっており、9月末には早くも終了式が行われます。

著作権研修

知的財産戦略会議の中で知的財産基本法の制定が掲げられ、早ければ今年中にも国会（臨時国会）に上程される予定であるといわれています。知的財産という概念がわが国の

政策運用上だけでなく、法律制度の中にも取り込まれ、我々も、知的財産保護の専門家として位置づけられます。長く、工業所有権の専門家として業務に携わってきた弁理士は、改めて著作権を含む知的財産権全般の専門家として社会に認められることが必要です。平成12年の弁理士法の全面改正に伴う義務研修では、既に9割以上の弁理士が著作権法についての研修を終えていますが、著作権の専門家群といえるにはまだまだの状態にあると思います。さらに一層の研修を行うために、文部科学省著作権課の協力を得て、岡本課長による特別研修と、著作権契約を中心とする著作権課と弁理士会の特別研究会が発足することになっています。商標、不正競争を専門とする方々と同様に、著作権を専門とする弁理士の一群の出現が待たれます。

先端科学技術研修

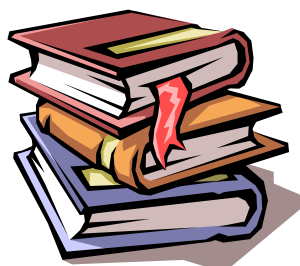
早稲田大学及び慶応義塾大学と提携して行われたバイオと情報工学に関する先端科学技術研修は前期の研修を終え、両方で約100人の弁理士が研修を終えました。間もなく後期の研修が始まります。自民党の司法制度調査会や他の会議の場で、日本弁理士会は先端科学技術に精通した弁理士をどうやって育成する

のかという厳しい質問を受けて来ましたが、それに対し始めて回答ができることになりました。さらに、大阪と東京の他の大学との話し合いも始まっていますが、特に、東京大学の先端科学研究センターとの間でも弁理士の研修についての話し合いが進んでいます。社会の期待を担って、世界の先端に行く種々の科学技術の先端分野において、その権利化と紛争解決のいずれの面においても世界に通用する弁理士を輩出することが必要です。そのような研修の機会を会員の皆様に提供することが研修所の役目であると考えています。

研修所の運営

研修所は、運営委員全体による運営会議、正副所長会議、運営委員が直接携わる12の部会、事務局の研修課の活動からなっています。研修所全体では約100人の会員がボランティアで活動をしています。何の報酬があるわけでもないのですが、運営委員の皆さんが情熱を持って我々弁理士のために、また、知的財産保護のために日夜がんばっています。

PA会の先生方のご理解とご協力をお願いします。





未来への挑戦、一步前進、 自分の足で・・・

日本弁理士クラブ幹事長 谷 義 一

不慣れではありますが、4月より幹事長職を務めさせていただいております。我々を取り巻く環境が激変しつつあることを肌で感じる中、平成14年度日本弁理士クラブ幹事会は、「日弁2002:未来への挑戦、一步前進、自分の足で」をスローガンとし活動しております。「日弁2002」は、単に本年度が西暦2002年を意味するだけではなく、PA会はじめ日弁5会派の会員総数、約2000人にプラスの気持ちを込め、総員2002名の叡智を結集し、将来の弁理士像を挑戦的に考えていこう、という意味合いを持たせております。

本年度の日弁運営方針としては、まず第一に、日弁規約第2条に従って「日弁各会派の協調のもとに日本弁理士会の円滑なる活動に寄与する」ことを目指しており、正副会長会からの急な要望にも可能な限りバックアップする体制を整え、一つ一つの懸案事項を着実に解決することに努めております。

具体的な内容として、まず第一に、侵害訴訟代理に関する能力担保研修への対応が挙げられます。平成13年1月からの弁理士法施行に引き続き、平成14年4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が訴訟に代理人として関与できるようになったことは周知の事実です。知的財産が産業競争力の要となる今日の社

会において、弁理士に対する世間の期待、ニーズは高まりを見せておりますが、その要求に応えるためにも、我々はこれまでの実績を通し、訴訟への関与を強固にしていく必要があります。日本弁理士会の調査結果によれば、9割近くの弁理士が訴訟代理権の獲得を希望しております。研修のあり方についても、我々弁理士自身の問題ゆえ、傍観者たることなく積極的に議論に参画して欲しいと思っている次第です。とは言え、知財サイクルにおける弁理士の役割は、訴訟に限られるものではないため、権利取得という本来の業務を疎かにすることなく、価値評価、ライセンス等々の権利行使にも十分貢献していきたいものです。

また、法科大学院（ロースクール）構想の弁理士に及ぼす影響とそれに対する方策や、特許権・実用新案権の控訴審の裁判管轄に関する検討、特許の有効性に関する審判のあり方、等々についても審議を重ねております。これらは主に政策委員会で審議しておりますが、諮問事項の数も多く、内容的にも一筋縄ではいかないため、多忙を極めております。会員諸先生からのご意見を十分に反映させ、意見具申していきたいと考えておりますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。

日本弁理士会役員選挙につきましては、昨年より開始の新制度により一層なじみ「日弁2002」の総力を十分に発揮できる環境作りを目指しております。協議委員会の先生方には、すでに審議を依頼済みです。秋の選挙に向け、日弁としての当然あるべき姿を求めていく所存であります。

さらに、弁理士総数が5,000人を超える状況下、ホームページ委員会と会報委員会では、日弁会員のみならず、各派に所属しない弁理士な



日本弁理士クラブの会議風景

ど日弁外部に対し、どのように情報発信を行ったら良いかなどを検討しております。会員諸先生からのご意見、アイデアを期待しております。

日弁規約集につきましては、弁理士法および会則の改正に伴い、昨年度、見直しがなされ、役員推薦基準や慶弔規程なども改正されております。日弁ホームページに記載されておりますので、是非ご確認ください。

さて、話は変わりますが、6月29日、30日と、熱海大観荘にて日弁旅行会が行われました。

日弁各派はじめ、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブの諸先生方を含む総勢105名の先生方にお集まりいただき、盛会裏に終わられたことを厚く御礼申し上げます。PA会からも多数の先生方にご出席賜り、誠に有難うございました。ご支援に深く感謝いたします。

旅行会当日は夜半に大雨となり、翌日のゴルフ大会の開催が危ぶまれましたが、参加者各位の日頃の行いが善かったからでしょうか、予想もしなかった好天に恵まれ、好プレー続出の大会となりました。50名を超す参加者の中、見事、



日弁旅行会（熱海大観荘にて）



日弁旅行会（熱海大観荘にて）

1位を獲得されたのは、PA会の村田実先生でした。このほかPA会からは、上位20位内に、菊池武胤先生、小池寛治先生、福田伸一先生がランクインしております。おめでとうございます。

日弁幹事長の職務も、これまでに既に半分を終えております。後半では、日本弁理士会役員選挙において、日弁としてやるべきことを十分に果たし、当選祝賀会の席で美酒に酔いたいと思っております。選挙に対してのご理解、ご協力の程、何卒宜しくお願い致します。選挙を乗り越えれば、来年1月17日開催予定の総会および新年会を経て次年度日弁幹事会に無事、引継ぎができる、と早くも考えている今日この頃であります。

最後になりましたが、PA会諸先生のご意見を拝聴しながら、また、ご指導とご支援を賜りながら会務を完遂する所存でありますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。お気付きの点がございましたら何なりとご教示下さい。





日本弁理士クラブ 庶務担当副幹事長の役割

日本弁理士クラブ副幹事長 渡辺 敬介

1 はじめに

日本弁理士クラブ、いわゆる日弁は、P A会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの5会派によって構成されており、日弁幹事会もこの5会派の会員の寄り合い所帯となっております。

本年度の日弁幹事会の構成は次項で説明しますが、日弁幹事長にはP A会から谷義一先生が就任されています。また、理由は定かではありませんが、日弁幹事長を輩出した会派からの副幹事長がその年度の庶務を担当する慣例になっています。本年度の日弁の庶務は、この慣例通り私の担当となっておりますので、日弁入門講座のつもりで日弁庶務担当副幹事長の役割を述べてみます。

2 本年度の日弁幹事会の構成

庶務担当副幹事長の役割を述べる前に、日弁幹事会の構成と役割分担を説明しておきます。

本年度の日弁幹事会は、幹事長と、5名の副幹事長と、11名の幹事で構成されています。5名の副幹事長は日弁5会派から各1名です。11名の幹事は、P A会から萩原康司先生、三上結先生、中山健一先生の3名が参加している他、他の4会派からは各2名ずつ参加しております。

5名の副幹事長には、毎年度それぞれ基本的な役割が割り当てられております。この基本的な役割は、庶務、記録、会計、渉外、慶弔の5つで、各副幹事長はそれぞれいずれかを担当しております。本年度は、庶務は前記のように私の担当、記録は春秋会選出の副幹事長の担当、会計は無名会選出の副幹事長の担当、渉外は南甲弁理士クラブ選出の副幹事長の担当、慶弔は稲門弁理士クラブ選出の副幹事長の担当となっております。各副幹事長は、適宜幹事にサポート役をお願いしております。

3 日弁庶務担当副幹事長の役割

日弁庶務担当副幹事長の役割には、幹事会の召集及び会場のセッティング、幹事会内外に対する事務連絡、日弁内委員会の立ち上げまでのサポート、地方での行事に参加する際の切符の手配等々、雑多な仕事があります。これらの仕事は主に日弁幹事長の活動に伴って出てくるものです。日弁幹事長の活動範囲は、日弁幹事会だけでなく、日弁内の各委員会、更には正副会長や日弁以外の会派との間にも及びますが、日弁で庶務を担当しておりますと、この日弁幹事長の動き、つまり日弁の活動範囲がある程度見えてきます。また、日弁幹事長を輩出した会派からの副幹事長がその年度の庶務を担当する理由は、この辺にあるのだと思います。

上記の仕事は庶務の仕事として納得できるものなのですが、上記以外に毎年行わなければならないこととしまして、日本弁理士会の委員会への委員推薦の取りまとめ、日弁内委員会への委員推薦の取りまとめがあります。これはどう考えても人事の仕事であり、庶務の仕事ではないように思います。

ところで、「庶務」を広辞苑で調べますと、「特別の名目のない一般の事務。いろいろの雑多な事務。」とあります。「特別の名目のない一般の事務。」とありますが、逆に名目のある事務とは何であろうかと考えますと、担当部署が決まっている事務のことではないかと思いません。そうしますと、庶務とは、担当部署が決まっていない事務を行う役割なのです。

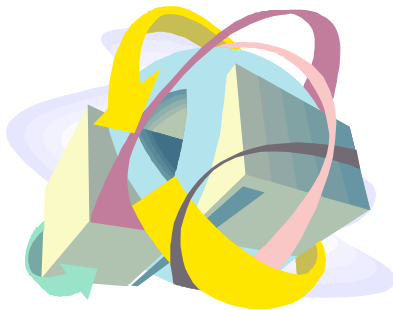
そこで各日弁副幹事長に割り振られている基本的な役割を振り返りますと、庶務、記録、会計、渉外、慶弔の5つであり、人事はないのです。庶務の役割が上記のようなものであることからしますと、日弁には人事担当がない以上、人事は庶務の役割なのです。

上記のように、庶務の役割は種々雑多です。

本稿がお手元に届く頃には終了していると思いますが、本年度は研修会も進めております。また、幹事長の動きに伴う仕事が多いので、幹事長との連絡を密に保つために会合に顔を出す機会も多く、忙しい反面、酒席が嫌いであれば楽しみも増え、新たな知識を吸収するには恰好のポストであるといえます。

4 むすび

任期も半分を過ぎようとしています。このところ秋口に体調を崩すことが多いので、多少体に気を付けながら残りの任期を乗り切ろうと思います。また、年明けには慰労会でもパッとやろうということになっていますが、これにつきましては庶務の担当であるとして自らセッティングを買って出ております。



<特集>



知的創造サイクルから スパイラルへ！

日本弁理士政治連盟
筆頭副会長 加藤朝道

PA会会員の皆さん、新合格者の皆さんここに日本弁理士政治連盟の活動の成果について報告できることを大変光栄に思います。

第2次弁理士法改正は4月11日に衆院を通過しましたが、その際さらに歴史的な展開が達成されました。侵害訴訟の代理に当たり、弁護士との共同受任の限定は見直すべきものであるとの附帯決議が国権の最高機関において決議されたのです。弁政連は、そのために日夜苦勞を重ねて来ましたが、ついに日の当たる成果が出ました。感慨ひとしおです。その後7月3日内閣府に設立された知的財産戦略会議によって知的財産戦略大綱が決定され、知的財産基本法が次期国会に上程される運びとなりました。このPA会誌発行時にはすでに法案となっていることでしょう。この「知的財産戦略」を国家戦略として推進すべきことを提唱したのは、弁政連であり、その先頭にたったのは渡辺望稔会長です。

私は、この活動の中で渡辺望稔会長(現最高顧問)の下で古谷史旺最高顧問(現特別顧問)や森哲也副会長(現会長)と共に、国会議員の先生方に訴える中でいかに大きな期待が弁理士にかけられているか、ひしひしと感ずる毎日でした。「打てば響く」とはまさにこのことであると痛感しました。何倍も大きな「こだま」となって反響が生じた増幅されてこの附帯決議に至ったものです。

しかし、一方、その中で隠然たる抵抗勢力の壁にじたんだを踏むことも度々でありました。まさに一進一退の押し比べで、最後に遂に勝ち取ることができたのです。この教訓を会員の皆様と共有したいと思います。

これは、ひとえに、現在の日本が、国民が、弁理士に期待しているということの現れです。弁理士の仕事は明細書を書くとか、鑑定をするとか、地味なものであり、本来科学技術立国の中心たる創造者・発明者の介添役であります。しかしながら、特許を始めとする知的財産権の保護は、現代産業社会の基本ルールとなっています。即

ち、自由市場経済の下でまず尊重すべき基本ルールが知的財産権であり、知的財産の創造・保護及び活用は産業社会の発展の原動力であります。今や、これを権利の活用から行使まで貫徹することが、知的創造スパイラルを展開するために、不可欠という段階に至っております。

弁理士が出願代理をして、或いは異議・無効審判や審決取消訴訟を経て、獲得・確保した貴重な権利が侵害されたとき、ただ座して弁護士や裁判官など既存の法曹に委ねることで、その責任が全うできるのか、よく考えれば当然の理です。この当然のことが、旧制度では、数十年にもわたりなおざりにされ、新制度(第2次改正、平成15年1月1日施行予定)でもなお、甚だしくいびつであり、不完全な状況におかれています。

皆さんの中で、キルビー事件最高裁判決を知らない人はいないでしょう。権利に明らかな無効理由があるときは、侵害事件の裁判で権利濫用と判断できるというものです。かくて、いまや、侵害事件を扱う地方裁判所で何十件となく有効性が争われ、権利の有効性を争うのは当たり前の時代となっております。権利無効ゆえ差止・侵害賠償請求棄却との判決もすでに出ています。

これは元来権利の成否は特許庁の専属管轄であるという制度の下において、裁判所が一貫して踏み込むことに躊躇していた有効性問題が、侵害事件の主な争点として裁判所で争われる時代となった、ということです。侵害は権利あつてのものである以上、これは必然的な成り行きと考えるべきでしょう。

ところで、今、弁理士は、侵害訴訟の中では補佐人としてしか、関与できません。皆さん考えてみてください。特許権等の有効・無効の手続は、元来弁理士の中核業務であり、審決取消訴訟においても昭和23年改正以来50数年に亘り、積み重ねてきた業務であります。審判制度は準司法手続であり、もって審決取消の出訴に当り第一審地方裁判所は省き東京高裁を専属管轄とす

るよう定められております。

しかしながら、キルビー最高裁判決以後、侵害訴訟を扱う地方裁判所において、同じ無効問題に係る訴訟においては、弁理士は相変わらず補佐人としてしか関与することができないという状況に陥っております。

これは、まさに制度上の自己矛盾というべき事態であり、緊急に解消しなくてはなりません。第2次改正の弁護士との共同受任、原則共同出頭という規定でも、この矛盾は解消しません。

弁政連は、このような事態の窮極的解決は、弁理士が侵害訴訟において弁護士と同様単独訴訟代理権を有するよう、弁理士の代理業務の範囲を拡充すること以外にありえないと考えております。

そのための弁理士法第3次改正、これが国会の附帯決議により負託された課題であります。高い知性と行動力のPA会会員の皆さん、弁政連の立場に賛同される方は積極的にその方向で弁理士会の会員の力を結集すると共に、また国を憂える代議士先生方にも働きかけ次の改正へと邁進しようではありませんか。

最後に、会費の値上げにも拘わらず、多数のPA会会員の皆さんからのご寄付を含め弁政連の財政へのご支援を頂き、心より感謝いたしております。今後共皆様の一層のご支援をよろしくお願いいたします。なお、知財戦略と、弁政連の動きの詳細は弁政連フォーラムと弁政連ホームページ (<http://www.benseiren.gr.jp/>) を注目下さい。そして、皆様の貴重なご意見をフォーラムにお寄せください。





弁理士の将来像 について思うこと

常任幹事 大西正悟

先日、テレビ朝日の「ニュースステーション」で救急救命士を話題とした放送を見た。これは以前に放送された第1回の特集に続く続編で、第1回の放送では日本と米国の救急救命士制度を比較するような内容であり、今回は日本と韓国の制度を比較するような内容であった。いずれも最近において制定された日本での救急救命士制度を考える番組であり、第1回の特集は、日本の救急救命士は気管挿入、徐細動(いわゆる電気ショック)等といった一定の医療行為を行うときには電話等で医師の指示もしくは同意を受けることが条件となっているが、米国では救急救命士が独自に判断してこれらを行うことができるという点を考察するものであった。第2回目となる今回の特集はその続編で、韓国の救急救命士の現状をドキュメンタリー風に放送するとともに、韓国での制度を日本および米国の制度と対比しながら説明するものであった。韓国において救急救命士制度ができたのも日本と同様に比較的最近であるが、韓国では救急救命士が独自に判断して気管挿入等の医療行為ができるような制度になっており、これにより救急時の人命救助に非常に役立っているといった内容であった。一方、日本では医療活動は医師が行うという医師法の原則を考え、救急救命士は電話

等により医師の指示もしくは同意を得た上で初めて気管挿入等ができるという制度となっており、例えば、山間地等での救急活動で電話もしくは無線等による医師との連絡が難しい状況下で救急救命士が迅速適切な対処が可能であるか、疑問視されていた。

医療行為が不適切、不正に行われて患者が不利益を被ることがないように、医学を勉強して医師国家試験に合格した医師に医療行為を認め、国民を守るというのが医師法の原則であり、これは非常に大事であることは確かである。しかし、救急救命士制度を設けるにあたっては救急救命士が対処する患者にとって何が最善であるかということを最重要視すべきなのに、医師法の規定に拘泥されて制度の趣旨を却って損なうような結果になっているため、今回の番組が投げかけている疑問がでてきたのではないかと思われる。すなわち、この制度は救急患者の命を守るというのが最も重要視されて然るべきであり、医師法の本質もそれに則っているはずであるが、救急救命士の救命行為に医師法の規定を杓子定規に適用して、緊急を要する救命行為を迅速に行えなくすることになってしまっているのではないかと考える。

但し、気管挿入、徐細動、投薬、注射等は治療もしくは医療行為であり、専門的な知識およ



2001年ローマ会議：パチカンにて



1998年PA会米国研修：服部健一氏の法律事務所にて

び技術が伴わずにこれを行うのは患者の人命を損なうおそれもある非常に危険な行為であるので、このような救急救命行為を行うために必要十分な（医者と同レベルの）専門的な知識および技術を獲得した上で救急救命士として認められなければならない。その上で、救急救命士の単独の判断で救急救命行為を行えるようにするのが、その制度目的に合致し、患者に対しても最善の行為となるものである。この番組で取り上げられた米国、韓国、日本すべてにおいてこのようなことは十分に検討されており、救急救命行為を行うために必要十分な（医者と同レベルの）専門的な知識および技術を獲得した上で救急救命士としての資格を与えるようになっている。ところが、このようにして資格が付与された救急救命士が行える行為に対して、米国および韓国と日本とでその内容に差があるというのが今回番組が取り上げていた問題の一つであり、日本では電話等により医師の指示もしくは同意を得た上で初めて気管挿入等の緊急治療行為が可能であるという他国との相違点を考察していた。

ところで、この特集番組を見ていて、我々弁理士と弁護士との関係に似たものを連想した。我々弁理士を取り囲む環境は近年大きく変化しており、その業務範囲も著作権法等が含まれるようになり、且つ特許等の侵害訴訟に対しても弁理士が訴訟代理権を有する（但し、弁護士が訴訟代理人になっている事件に限るという条件を満たす必要がある）ように弁理士法が改正された。この弁理士法の改正の下での「弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る」という要件（弁護士と共同でのみ弁理士が訴訟代理人となることができるという要件）が、救急救命士が行う緊急治療行為が医師の同意の上でという条件を課されていることに通じるものがないでしょうか。

訴訟代理人を設ける目的は訴訟当事者を代



1998年PA会米国研修：ワシントンの裁判所内にて

理してこの訴訟当事者の利益を守るというもので、この趣旨に則って弁護士法が制定されており、法律に関する十分な専門的知識を有する弁護士に訴訟代理人としての資格を与えている。このため、特許等の侵害訴訟については我々弁理士は輔佐人として資格を有するだけで弁護士が訴訟代理権を有していたが、今回の弁理士法改正で知的財産権分野での一定の訴訟については弁理士も訴訟代理が可能となった。これは、最近での特許等、知的財産権に関連する訴訟の増大に迅速に対処して当事者の利益を守る必要があるという事情等を考慮し、特許等についての専門的知識を有する弁理士がその侵害訴訟等の代理人となれば訴訟手続が迅速化できて当事者の利益を守ることが期待できるということであると考えられる。

訴訟代理人を設ける目的は「訴訟当事者の擁護」であり、特許侵害訴訟に関して弁理士が代理人となる場合、当事者の利益を十分に擁護でき且つ訴訟手続の迅速化に貢献できるということが重要である。まず、弁理士は特許権の取得手続を代理することを業としているのでこれらの権利内容について十分に理解しており、弁理士が関与することにより訴訟対象となる権利内容の把握等が迅速に行われ、訴訟の迅速化が進むことは十分期待できると考える。さらに、今回の法改正前から弁理士は特許審決取消訴訟の代理人資格を有し、且つ、特許侵害訴訟において輔佐人資格を有しており、一定の訴訟手続能力は有していた。このような事情に規制緩和という要因も加わって、特許等、知的財産権のスペシャリストである弁理士がこの分野での訴訟に必要な手続能力を取得すれば、その侵害訴訟等の代理人として当事者利益を十分に擁護でき、且つ訴訟審理手続の迅速化に寄与できると判断されて、今回の弁理士法改正により弁理士が一定の範囲内での訴訟代理人とし



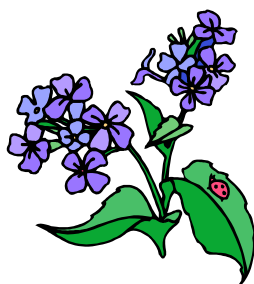
1998年PA会米国研修：ワシントンの裁判所前にて

ての資格を付与されたものであると考える。

但し、現状では訴訟手続能力が十分であると判断されず、研修等によりこの能力担保を図るという条件の下で今回、一定の範囲内での訴訟代理権が弁理士に付与された経緯がある。さらに、今回の法改正で弁理士に認められた訴訟代理権は弁護士との共同代理を条件としており、まだ弁理士単独での訴訟手続能力が十分でないと判断されているものである。すなわち、我々弁理士の今後の努力、研鑽が非常に強く求められ、元来から弁理士に必要な特許等の権利取得の手続代理のための能力に加えて、十分な訴訟手続能力を取得し且つ発展させなければならない。そして、弁理士に特許等の訴訟代理を安心して任せられるというようになれば、「弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る」という要件も不要となり、将来は弁理士の単独代理も認められることになるのではないのでしょうか。逆に言えば、我々弁理士が努力、研鑽を怠って、弁理士が代理する訴訟事件で当事者が不利益を被るようなことになれば、単独

代理はおろか共同代理も認められないといったおそれもでてくると考えられなくもない。

昨今、日本弁理士会が知的創造サイクルという用語を提起して一般に用いられるようになってきているが、知的創造サイクル全般に弁理士が深く関与するには知的財産権に関する訴訟代理権を有するということが大きな要素である。今回の弁理士法改正により弁理士が特許法等の侵害訴訟における代理権を有することになったのはこの点からみて大いに歓迎すべきであるが、弁理士がその能力を認められなければ意味がなく、これは我々弁理士の今後の努力、研鑽にかかっていると言える。上述した救急救命士制度の下、救急救命士は緊急治療行為について治療行為の訓練を熱心に行っている様子が放映されていたが、弁理士も訴訟代理の能力を担保するため、同様な努力が求められており、これは今後の弁理士の将来を大きく左右する一つのテーマと言えるのではないのでしょうか。



座談会

これからの知財環境について

(出席者) 小林生央、鴨田哲彰、三上 結、赤澤太郎
黒川朋也、岡田英子、濱中淳宏
(司会) 福田伸一
(アドバイザー) 村田 実

福田 本日はP A会会報部会の企画で、私たちを取り巻く「これからの知財環境について」ということで、座談会にお集まりいただきました。ありがとうございます。そしてまた本日は、当P A会から選出しております弁理士会副長の村田実先生にお越しいただいておりますので、アドバイザーとして色々なことを話していただきたいと思います。

申し遅れましたが、私は本年度P A会幹事長で今日の司会進行役を務めます福田でございます。よろしくをお願いします。

ご存じのように、今年の7月3日に「知的財産



戦略大綱」が知的財産戦略会議から出されました。内容は多岐にわたっており、我が国のあるべき姿の基本を色々うたっています。また、その基本からさらに進んだ具体的な計画案としていろいろな要素があり、いろいろな関

係省庁の協力に基づき実行するという旨が示されています。

翻って、私ども弁理士の環境を見ますと、知的財産戦略大綱に示された創造戦略、保護戦略、活用戦略、何れにも相当深く関与してきている。どちらかという、出願だけの業務でなくなっているというのが昨今かと思えます。

そのようなことを踏まえて、お集まりの先生方には、自分たちを取り巻く知財環境、企業に勤めていた時代、学校に通っていた時代、そして、現在の環境を話していただき、さらにまた、私たちの5年後、10年後にあるべき姿、そういうものを話していただけたら良いのではないかと思います。

それでは、皆さんに色々話していただく前に、村田副会長からこの知的財産戦略大綱について簡単にご説明いただきたいと思えます。

村田 村田です。知的財産戦略大綱が決まりましたけれども、もともと内閣府の方では、総合科学技術会議というものがですね、この知的財産戦略会議に先立ってずっと検討されてきた訳です。科学技術にとらわれず、広く関係省庁或いは民間企業を含めてですね、知財に関する国家戦略といったものを考えてみようと言うことで、総合科学技術会議はそれはそれで活かし、また、知的財産戦略会議もまた活かすということで、車の両輪で走って来たわけですね。

それで、総合科学技術会議の方は、6月に中間まとめ案を出しまして、この中間まとめ案を取り込んだ形で、知的財産戦略大綱ができ上がっております。その中身につきましては、今後各先生方にご議論いただくかと思えますが、大まかにですね、全体的に私が受けている印象というものを述べてみたいと思えます。

まず、第1には、全体として、知財に対する関心が高まったという面ですね、これは知財を生業としている我々弁理士にとっては非常によかったかなと思っております。

何れにしましても、先ほど幹事長が言いましたように、出願中心の業務から、いろいろな方面に業務範囲が広がっていく、そういった可能性が非常に示されていると思えます。

またこの大綱で取り挙げられている中身の



半は、もともと関係官庁がそれぞれ検討していたことですが、そういったものがまとまり、さらに民間を含めて、国全体として知財をどうしようかと、ということがまとまった1つの大綱になったということで価値があるのではないかと考えております。

それから、知財戦略会議の方はもちろん内閣府におきまして、たくさんの省庁に跨っているものを関係官庁の上に立って、横断的にまとめているというところに、省庁のいわゆる縦割り行政の弊害をなくしているのではないかとこの気がしております。

それからもう一つ、期限を設定しているものがかなりあるということですね。無期限でこういうことをやろうと言いましても、ずるずると何時まで経ってもやらないといった状況がいままでは多かったと思うんですけども、そういった事態を防いでですね、目標に対しきちっと所定期限までにやっていただけるという方向付けをしたのは良かったなと思います。

その反面、全般的な私の不安というか、戦略大綱とは全く違った面なんですけれども、国民全般の知財に対する知識が低い段階におきまして、いきなり特許レベルの知的財産戦略といった形ですね、はたして国としてこれを消化できるのであろうかといった不安感があります。

それから、何となくアメリカに追従するというか、キャッチアップ型の大綱的なものでありまして、日本のいままでの良いところ、長所があまり触れられていなくて、いきなり短所を長所に置き換えていくような感じの印象を受けます。もう少し日本の現状レベルの認識を十分踏まえた上で、実現可能な政策というものが必要ではなかったなという気がしております。これが消化不良にならないようにですね、きちっと各論でやっていただければ、それに越したことはないと思っております。以上です。

福田 ありがとうございます。今日の座談会にご参加いただいた若手7名の先生方に、自己紹介を兼ねて自分の取り巻く知財環境その他について少しずつご紹介いただきたいと思っております。最初に三上先生お願いします。

三上 小杉・山田国際特許事務所の三上と申します。よろしく申し上げます。まず、知的財産戦略大綱を読んだざっとした印象なんですけれども、国家戦略を考える、国家戦略を造るということで、すごく大きなことが書かれている

と思います。ただ、今現在出願の大半を占めるのは主に大企業だと思うんですけども、そこが出発点になっているというところが、前提に強く出過ぎているのかなというのが私の率直な感想です。

と言いますのは、私自身そうですし、前に村木先生のインタビューでも見たんですけども、この弁理士の職業に入る前に自分が発明者としてですね、発明をし出願なんかをやってみようかと思いき、そういうところからこの世界に足を踏み入れたという経緯があります。そのときに、じゃあ実際何で発明を出願しなかったかという、現在の知財環境が若い人に出願をばんばん出して特許で成功するという活躍の機会を与えるような制度になっていないことが一番にあげられます。実際に私が仕事を始めて思ったのはですね、例えばあまりお金を持っていない学生さんなんかはどんどん発明して出願を出してみよと勧められる状況にないということですね。もちろん学生さんにとっては弁理士の手数料も高いですけども、代理人を立てずに本人出願をしたとしても審査手数料もかなり個人で出すには高いと思います。

そういう意味で、それが原因でおそらく大企業中心の出願状況になっていると思うんです。

ですけども、じゃあ国家戦略として考えて、それでいいのかということを見ると、若い人っていうのは、特許とか自分の創造したものを社会に認めて欲しいという希望がかなり強いと思うんですけども、それをやっぱ自分の権利なんだ、自分が最初に思いついたんだ、それが将来的にいいアイデアで世間に広がるアイデアなら、それでもって正當に将来評価して欲しい、そういうためにとりあえずは権利として自分が申し出る、そういう場が欲しい、ていうのがすごくあると思うんですね。

ただ今この知的財産の国家戦略の中ではそういう感じにはどうもなっていないようで、この大綱全体をみてもやはり大企業やどこかの機関に属して勤めている人とかですね、そういう人を発明者として見ている。

大綱の一部には、学生さんも一応共同研究者・発明者として予め決めておきなさいよとい



う話しも入ってはいるんですけれども、基本的には学生や院生はまだまだ発明者の段階ではなくて、まず教育を受けて、就職をして、研究活動をして、それから発明者なんだという風な話を中心じゃないかなと思ったんです。けれども、むしろ若い、それこそビルゲイツのようなですね、若い天才がポッと出てくるような環境を作る、そういう本当に国家戦略的なものを目指すのであれば、二十歳そこそこで幾つもお願ひしてみても幾つか失敗しながら特許に慣れ親しんでいって、卒業の時期には、就職するのか、それとも、ここで一発特許の活用を考えて、独立のベンチャーでも起こしてみようかなと、そういうぐらいに思う人が一杯出てくると、そういう国家造りといえますか、知的財産戦略の方向性というのが1つ大事なんじゃないかなという風に思っています。

福田 ありがとうございます。確かにある意味、国の研究機関だとか、特に国立大学、あとはいわゆる大企業、そういう方が読むには夢を与えるようなところがあるかもしれません。そういう所に縁がない中小企業の方が読んで夢が持てるのだろうか、そういう人が本当に知財に係わり合えるのだろうか、ということはこの大綱からは読みとることができません。また、弱小メーカーはどうすればいいのだろうか、その人達はどうかして知財で食べて行けばいいのだろうか、そういうことも実はあまりよくわかりません。何となく形はいいんだけど、これは結局、後の具体的計画だとか、そういうところで明らかにされていくんだろうと思いますけれども、確かにそういう疑問も出て当然だろうと思います。それでは続きまして、赤澤先生お願いします。

赤澤 浅村内外特許事務所の赤澤です。よろしく申し上げます。3年弱企業で研究開発に従事した後、現在の事務所に転職し、今年で7年目になります。

私は、今回の大綱を読んで、大学に対する期待の大きさを感じました。たまたま、大学時代にお世話になった研究室が、実用的な材料の研究をされていて、そのため、色々な企業と共同研究を行う機会も多く、その当時から、先生方も個人や企業と共同で特許出願をされていたようでした。

大綱を見てみますと、私が大学にいた10年前とは違っているのかもしれませんが、大学の

先生方の思いと大綱で掲げられている方針との間には、まだまだギャップがあると感じます。確かに、大学での研究開発の成果を社会へ還元することは大事ですし、報奨というインセンティブを与えて研究に対する意欲を高めることも必要かも知れませんが、しかし、今回の大綱のように、あまりその点ばかりにポイントを当てすぎるのはどうでしょうか。大学の先生方は、自分の研究に興味を持ち、面白いと感じておられるのですから、研究成果を基にしてひと儲けするということに焦点を当てたとしても、それでうまくいくのかなというのが私の感想です。実際、私の所属した研究室の先生も、これからの研究の自由度が狭くなることを理由に、企業からの特許買い取りやライセンスの要請を断ったことがあると聞きました。



日本大学の研究室は、アメリカの大学でよく言われているような、大学の先生が自ら営業もし、企業とコンタクトをとり、そこからお金を貰って研究室を大きくして、学生を集め、研究を進めていくというスタイルではないと思うのですが、今回の大綱では、日本の大学が、今後、アメリカと同じようなスタイルで研究開発を行うことを奨励しているように感じられました。

私は、それよりも、もっと日本の大学の現状にあった体制の整備が必要だと思います。例えば、大学における研究開発の成果を、産業界のニーズに応じて加工し、実際に活用可能な技術として移転するような機関をもっと充実させるべきではないでしょうか。単に、大学における知的財産の権利化の促進を図ったとしても、それを実際に橋渡しする体制が確立されなければ、大学の研究者の知的財産に対する理解と意識の向上は図れないと思います。

もう一つ感じたのは、大学の研究といっても、その内容には色々なものがあって、知的財産としての発掘・権利化を考えた場合に、どのような研究内容が知的財産としての保護・活用に向いているのかという検討が必要なのではないかという点です。例えば、薬やバイオ関連の技術でしたら知的財産として活用しやすいと思いますし、ソフト等の技術ならば、その技術を基に起業して利益を上げるという形もありますよね。そのあたりも含めて、知的財産という観

点から大学の研究がどういう方向に進んでいくべきかという戦略が、大綱にもっと盛り込まれていても良かったと思います。

福田 ありがとうございます。確かに大学の教育だとか、いわゆる国の研究機関での研究というのは、言い方を換えると、例えば特許でお金という非常に卑しいものだと思われる傾向がある。研究の成果は論文で発表されるべきであり、それで名声を得る。どちらかというとなしに名を知られないのかもしれない。自分の好きな分野の研究をし、その成果を発表できる場がありさえすれば案外楽しいのかもしれない。そこであまりお金だよお金だよと言われると、自分はお金のために研究しているんじゃないんだけどね、って思うところがあるんじゃないかと思う。その辺りもこの大綱の補償という部分でいくと必要な補償は当然重要なことだと思うんだけど、補償を餌にするようなことは具体的な政策の中ではやるべきではないんじゃないかと思えます。やはり学術的な部分というのは残して行かなくちゃいけないんじゃないかという気がしています。

村田 大学は先生の考え方を根本的に変えていただくということにつきるのではと思います。大学の先生には、研究成果の論文をやったら同時にちょっと特許出願もというような考えをもって頂く。しかしながら、そういうふうになってもらうことだけでも、すごく大変だと思いますけどね。

福田 確かにそういうマインドがあれば成果発表の場は論文だけではないんだ、特許出願するのも成果発表の場だよ、選択枝は二者択一じゃなくて両方やったっていいじゃないかというような気持ちになってくれれば、それは大学の先生もそうですし、学生さんだってそれがいい。そういった意味では小さい子供達から高校生、大学生そういった辺りの教育ということも必要じゃないかと思えます。大綱でもいろいろ初等教育、中等教育ということに触れられているという事実がある。では続いて濱中先生、ご紹介を兼ねてお願いします。

濱中 谷・阿部特許事務所の濱中です。よろしく申し上げます。私は、小学校3年生の息子と幼稚園の娘がおります。常々創造力豊かな人間になって欲しいと思っていることから、知的財

産戦略大綱の中でも特に知的財産の創造推進の項目を、非常に興味をもって読みました。大綱では、大学とか企業における創造の推進という項目が中心になっていて、中学校、小学校などの初等教育段階でどういうことをやるのか、詳しく記載されておらず残念に思っています。創造力を養うといっても、具体的な方法の検討は難しいと思えますし、5年、10年のスパンで考えることではないのかもしれませんが、しかし、創造力を養うことから見直すべき時期がきているのではないかと思っています。

学校教育が週休2日制になって、ゆとり教育というものが話題になっています。しかし、そのゆとりの時間も、塾などの習い事に行っているか、ゲーム機で遊んでいるという生活が、相も変わらず続いていると嘆いている親御さんもいます。このゆとりの時間こそが、創造力を養う時間であってほしいと思っています。



ところで、以前、近所の方から「うちの子供は、ブロックを買い与えても全然遊ばない。」と聞きました。うちの子供は良くブロックや積み木で遊んでいます。単に子供の嗜好の違いかということ、そうではないようです。ブロックを買って子供の前に置いただけでは、やはり子供は遊ばないと思えます。そこで、親が2~3回何か作ってやらないと、子供はブロックで何が出来るのかわからないと思うんです。例えば、親がブロックで拳銃が何かを作ると、子供は、もう目を輝かして、親の一挙手一投足を見ている。今度は、それを自分で作ろうとする。そうやって、遊び方を覚えていくんだと思えます。そのようなちょっとした気配りが必要だと思うんですね。

家の中には、よく牛乳のパックや、トイレトペーパーの芯でできた得体の知れないものが転っています。これらは、ほとんどゴミなんですが、ゴミをゴミとして片づけるのではなくて、捨てる前に一言声をかけるんです。何を作ったのか尋ねたり、上手だねとか、こうしたらいいんじゃないかとか。子供は、聞かれるだけでうれしいし、ほめてもらえれば、なお喜ぶます。そうやって、子供は、自分で物を作る楽しみを得ていくんだと思えます。

子供に対して塾や習い事、お受験を強いる労力を、このような、ほんのちょっとした労力に変

えるという発想が大事だと思います。知的財産立国という国造りのためには、もっと底辺の環境造りというか、文化を創るということが大事だと感じています。私自身も弁理士として、このような文化造りを、地域に根ざした活動を通して行いたいとも思っています。

福田 ありがとうございます。小・中学生という意味でいうと、夏休みの発明工夫展というのがあります。夏休みの宿題モードでして、私も特定の市の発明工夫展に参与しているものですから、毎年500点ほど見ております。子どもが作ったものというのは、見栄えがきれいとか、汚いとか、上手いとか、下手ではなくて、自分たちなりに一生懸命考えているというのが感じられますね。その子たちは、その期間だけなのかもしれないけれど、家でテレビゲームをしないで、コツコツと作っている。うまくいかないで途中で壊したところもあるかも知れない。だけど何度か作って、ものを作ることに楽しみを見出していたんだと思うんです。毎年一回だけけれども、見る度に、まだまだ日本は捨てたもんじゃないなという風に思ったりもします。

その反面、日本の初等、中等教育というのは、学校教育委員会というものが重要な役割を担っている。学校教育委員会にも立場がある。決められた授業やイベントをこなし、ましてや土曜も休みになったことだと、そういう色々な事を考えながら教育をしなければいけないわけですし、そんな中に知財をどのように組込むことができるのか、なかなか難しいところもあるんだと思います。

とはいえ、余暇を使って、子供たちに何か遊んでもらうことが大事なんだと思います。遊ぶ時にテレビゲームをするんじゃなくて、何か物を作る。例えば人形の服を縫うでもいいと思いますよね。何か頭と手先を使って遊ぶ。そういうのを今後もっと押し進める。言ってみれば、時代は古い方へ進むのかも知れない、昔はおもちゃがなかったから自分で作るしかなかった。我々はそういう時代に今の子供たちを持っていき、そして今お話があったけれども、単にブロックを与えるだけでは子供だってよくわからない。それをいじることの楽しさを、我々は教えてあげなくてはいけないと思います。

ところで、戦略大綱の中には特許のみならず、もちろん知財の中にはデザインとか、商標とかいう次元のこともあります。不正競争もありますし、模倣の問題もあります。次は岡田先生をお願いします。

岡田 ユアサハラ法律特許事務所の岡田と申します。私は意匠と商標の仕事を中心に専門にやっております。そういう観点から知的財産戦略大綱を読んだ感想を述べさせていただきますが、やはり商標に関する言及が非常に少ないのではないかなと感じました。

発明の実施品であれ、ハードであれ、例えばコンピュータ・プログラムや音楽などのソフトであれ、市場に出た時にはそこに必ず商標が付くわけですから、広い意味で知財ということで、もう少し商標の保護ということについての言及があっても良かったのではないかなと思いました。

私なりにその商標の適切な保護というのを、これからどういう風に進めていったらいいのかを考えてみたのですが、この数年ネットワークの普及によって、商標を取り巻く環境というのが非常に変わってきて、今まで通りの保護の仕方では、やっぱり保護しきれない部分が結構あるのではないかなと思っています。

そういう点で象徴的なのが、今年の9月の商標法の改正で、商標の使用の定義が変わるん



ですね。それで、ウェブサイト上での商標の使用みたいなものが、法律上「商標の使用」と明確に認められるようになります。それ以外でも、ネットワークを使用した、いろんな新しいサービスが日々できていて、私たちが仕

事をしていく中で、例えば商標を出願する時にでも、こういう役務の指定の仕方でも、本当にこのサービスが保護されているのだろうかという点が、非常にわかりづらいというか、日々悩むところとして、そういう面からも、商標の保護というのを考えて行かなくちゃいけないと思います。

もう一つはウェブサイト上というのはすごくバーチャルな世界で、今までは例えばお店に行くと、そのお店でいろんな商品が並んでいて、そういうことを基準に出所の混同が考えられていたんですけど、ウェブサイトの上では、いままででは考えられなかった商品同士が隣に並ぶことがあり得るわけです。そういう状況を考えると、商標法が保護しようとしている、業務上の信用とか、出所の混同という考え方が、今まで通りでいいのかというのを、考えていかなくてはいけないのではないかな、と思っています。

福田 ありがとうございます。確かに商標という部分についての言及が少なく感じます。その割に模倣品について見れば、ブランドの模倣というのは後を絶たないわけだし、物は名前がなければ売れないわけだし、それをどうやって保護してあげて、またどういう風に流通させてあげるのか。それはどうしても特許だけでは語り尽くせない部分じゃないかと思う。商標とか、意匠があって、また著作権があって、はじめて知的財産権というものに達するんじゃないかと思います。

村田 やっぱり最後は、ブランドなんですよ。ある意味では企業の総合的な信用力というものがブランドに集約されていると思う。例えば、車なんかでもベンツの一千萬の車があった時に、同じように作られた国産車が一千萬で売れるかどうか。やっぱり売れないんだ。一千萬あったら相当の車ができますが、国産車では無理なんですよ。そこは何の差かということ、結局ブランドしかないわけ。乗ってみて、じゃあどこが違うとって、国産車が良い面もあるし、もちろんベンツが良い部分もある。時計でもメガネでもね。ブランドというのは、知財をずっと重視してやっていき、技術立国でやっていく上で、知財戦略という観点からどうしても切り離せない存在でしょう。ただし、ブランドを失うのは一気だからね。ブランドの定着までには10年、20年かかるかも知れないけれども、失うのはほんともう一週間か、一カ月あれば十分ですからね。

福田 ブランド力というのは、企業も左右するわけだし、また国をも左右する。例えば知財戦略というのは、国にどうやったら活力が出ますか、お金がどうやって動きますか。やはり知的総合サイクル、我々の業界でよく言う、作って保護して活用する。それをもっと大きい世界で言うと、経済というもの、だれかが儲かって、儲かったらそのお金をどこかで使わなければならない。それが動き出して、ある意味経済は動き始める。技術力も大事だけれども、人が買いたくなるブランド力、或いはもちろん技術力に裏付けられるブランドというのも当然必要だけれども、そういうものが無い場合に、物は売れないんですよ。言ってみればあのブランドが付いているから、この金額でも買いましょうと言って買ってくれる人がいる。そうしたらそのブランド力はさらに強くなる。そうすればほか

のお客も買う。他の企業でも負けてはいられないし、儲かったら儲かった分が必ずどこかに還元される。それで経済は活性化される。知的財産というのは、言ってみれば産業のためにある。そうするとやはり特許だけを重視するというのも違うんじゃないかなと思います。また契約についても、この大綱では随分触れられていると思います。次ぎに小林先生その辺りをお願いします。

小林 アルファ特許事務所の小林です。私は独立して5年目になりました。それ以前はどちらかというところあまり大きくない企業で特許管理の仕事をしていました。私は契約を見て特許管理をやるという両方をやらせていただきましたが、私が特許管理をやっていた時は、小さい企業としての独立性をいかに相手の大きな企業に対して主張していくか、そういった事が非常に重要になっていました。

この大綱においても、特に著作権などの契約ルールを作っていく、或いは特許のライセンスの契約ルールを作っていくという、そういったことがうたわれているのかなと思います。

独立した特許事務所として、また弁理士として、今後の日本の経済の建て直しにどういう風にかかわっていくのかということから考えてみますと、やはり私としては、これから大企業が栄えることによって日本経済が立ち直るといよりは、どちらかというところ小さい企業のほうが元気に頑張っていて、ああいう小さい会社でも頑張っているんだという姿を見て、みんな頑張るんじゃないかと、自分もやろうじゃないかという風に行くほうがいいんじゃないかなと。そういったことになる

ためには、いわゆるニッチを目指していく小さな企業であるとか、あるいは発明をするのに発明に先立って、或いはその途中において、マーケティング活動をした上で発明をしていくような会社があってもいいわけで、目の付け所が良くていい発明をして、そして特許を取って、新規参入商品を作っていく。いままでですと、単に技術を追い求めて特許を取ってきた。そうではなくてマーケティングを先行させて特許を取っていく、そういった会社も出てきていいんじゃないか。

そうすると、弁理士としても机に座って待つ



ていて、お客さんが、特許ができましたから進めてくださいというのがいままでだったとすれば、もっと前から「今こんな事を考えてるんです」というところから、それをどうやって進めていったらいいのか、どういう人と組んで進めていったらいいのか、或いはどういったマーケティングをしていったらいいのか、どういった共同開発計画をしていったらいいのか、どういった事業の提携の契約をしていったらいいのか、そういったアドバイスまでしていく。で、ひな型を求められたら、契約書のドラフトを考えてあげて、これを使ってやってみませんかというかたちで、契約の発明者、つまり小さな企業の経営者である発明者、そういった人の力になっていく弁理士さん。私としてはそんなことを目指しております。今年の2月から契約に携われるようになったということですが、ぼちぼちそういったことにも着手しているというのが私の立場です。以上です。

福田 ありがとうございます。

村田 特許事務所が、ベンチャーの中の特許課というかそういった役割を果たしていく中で、発明のできた初期の段階から関与して、知財戦略法をアドバイスしたりする上で、ビジネス的感覚というのはものすごく重要ではないかと思うんですね。いろんな業務の広がりがあるというのも、ベンチャーのような小さな企業を相手にしていればこそだと思います。大企業を相手にしていると、どうしても出てきた結果としての出願を処理するだけになってしまうんですね。仕事の面白味としても、小さな企業の方があると思いますが。

小林 そうですね。

福田 知財でベンチャーはお金を借りるだとか、銀行から融資してもらおうということも、今後多くあると思う。こうなってくると知財の価値って何だろう。それを評価するというのは、我々の仕事の中にあるんだけど、どうやって考えたらいいんだろう。実は常々疑問に思っている。こういうことも今後考えなくちゃいけないんだろうと思う。それでは次に、黒川先生お願いします。

黒川 創英国際特許法律事務所の黒川です。この業界に入って6年目になります。以前は企業でエンジニアをしていました。私は、主に特許

の仕事を担当しているのですが、現在の弁理士の主な仕事というのは、権利を作り出すための出願手続きが大きな割合を占めているのが現状です。しかし、特許権というのは『知的財産権』すなわち財産なのだから、権利化できればそれでいいというのではなく、有効に使ってこそ意味があるのではないのでしょうか。

そういう観点から知的財産戦略大綱を見ますと、知的財産の保護、活用という中に、項目としては多数の項目が上がっているのですが、具体的にどうやってやっていくのかという点があまり明らかにはなっていないような気がします。この点、好意的に解釈すれば、今後具体的にどの様に進んでいくのか非常に楽しみなところだと思います。

先ほどのくり返しになりますが、特許権というのは財産なので、金銭的な利益を得られなければなりません。だから権利を作るだけで終わってしまえば、作る意味がないと私は思っているのです。もちろん、ここで言う金銭的利益には、特許料収入のみが含まれるわけではありません。例えば、その特許権が存在することにより、それをバリアにして自分のビジネスを有利に進め、営業収益を増加させるというのも、金銭的利益の一つだと思っています。

そういう観点から見ると、今の日本の現状では、知的財産権を活用できる土壌が充分ではないという気がしています。これを変えていくにはどうすればいいかを考えますと、やはり皆さんが思っていることだとは思いますが、まず、「知的創作物はその人の財産である」という管理意識を日本全体に浸透させることが必要だと思います。その上で、権利を創造するために投資したコストを十分に回収できるような裁判システムや特許流通システムなどをインフラとして整えていくことが重要だと思います。

知的財産戦略大綱の中で、個人的に興味があるものの一つとして、知的財産の評価、価値評価の確立という項目が上がっています。これは、まさに、特許や他の知的財産権を財産としてとらえているということが明示されている箇所です。この点は、私にとってすごくうれしいことで、これが今後どのように進んでいくかということもすごく楽しみにしています。

先ほど、小林先生から、これからの日本を動



かすのは大企業というよりも、むしろ中小企業だというコメントがあったのですが、私もある意味では同様の考えを持っています。知的財産権の価値、例えば発明の価値というのは、本来は、企業の大きさに関わらず決まると思うんです。だから、大企業が中小企業に不利な条件で実施許諾契約にサインさせるというようなことなどが起こらないように、あくまで知的財産権については対等に勝負できるようなインフラができたらいいなと思っています。

福田 ありがとうございます。私も地方の商工会議所に行っているんですが、そこで発明相談というのをやっていると、地元のいわゆる中・小・零細辺りいわゆる大企業の下請け、孫請けですよね、そういう方がご相談に来られる。何か考えた。じゃあどうすればいいんだろう。そこでやはり説明するのは、例えば自分が下請け、孫請けから脱皮するには、真っ当に資本論で自分の上位にいる会社と争ったって勝てるはずがないでしょう。唯一その人たちと対当な土俵で勝負できるのは、例えば特許であり、意匠であり、いわゆる知的財産の部門でしかないんじゃないのか。

ある意味幸いなことに日本の経済は悪い。大企業だって経済状況が非常に悪いわけですね。いい研究人材もリストラしている。研究開発費も削減傾向にある。本来は、自分の会社の10年後、20年度を考えたら、研究開発費なんて削るのは絶対に間違っている。でも、最早削る場所が無い。ないから仕方なく削る。小さい会社というのは元々貧しいんです。パブルの時代にも大した恩恵を受けていない。元々貧しいんだから削るところもない。

そうであれば、今のうちだったら、自分が当該業界で100番目の会社であれば、今ここで少し頑張っておけば、10年後に70番目ぐらいに上がれるのかも知れない。そこで知財がものをいってくる。今ここで知財に目を向けておけば、当面は零細企業と言われるかも知れないけれども、10年後には中小企業と言ってもらえるかも知れない。我々弁理士というのは、こんなような小さい組織、或いは資金的にどちらかといえば貧しい組織、ただやる気はあるし、能力もある、けどどうしたらいいかわかんないような人たちのために何かをすることも大事なんだと思います。

村田 知的財産の価値評価と言ったけれど、こ

れは今後非常に大きな問題あるいは課題になると思います。これについてはいろんな所で検討されているけれども、難しいことがあるのは事実ですね。ここ数ヶ月の間だけでも、知的財産評価の鑑定依頼が裁判所から何度も来ています。それから、こちらはあまり好ましくないときなのですが、仕事を失敗して、出願や特許権の年金管理が吹っ飛んで、それで損害賠償金額の算出やろうと思っても、この特許権は一体いくらになるのっていう問題が増加しています。

それから企業の会計基準で、無体財産とか、知的財産を企業の会計の中に組み込んでいこうとか、知的財産を証券化して、それを機関投資家とか個人の投資家を買っていただくという方向での検討が進んでいます。

いずれにしても知的財産が評価できないと、それはなかなかできないんですね。それが本当にここ一年でできれば、完全なものはおそらく無理だと思うんだけど、まあまあ何とか使えて、後は個々の企業固有の状況において補正等すればいいのではというレベルのものができればと思っています。

福田 ありがとうございます。それでは最後になりましたけれども、鴨田先生よろしく願います。

鴨田 皆さんのお話を聞いていると、「知的財産戦略大綱」をすごくポジティブな形で捉えて、将来の励みにつなげているなという感じがしました。私はついネガティブな面を考えてしまいました。私が最初に所属した委員会は「GATS等検討委員会」でした。実は村田先生にそこで勉強してくるように勧められたのですが。その委員会では、いわゆる規制緩和の対策が議論されていて、外弁問題とか、それから将来的にはビッグ5といわれる公認会計士事務所が、法律事務所も含めて国際的にこの世界を支配するようになるんじゃないか、といった問題を取り扱っていたんです。そういう規制緩和の方向から、どんどん弁理士を取り巻く環境が変わってってしまうんじゃないか、必死に受験勉強して合格したばかりで、まあまあ安定した資格をとれたんじゃないかって思っていたので、そのような知識を植え込まれて将来に不安を感じていたんです。



昨年ですか、私はP A会の組織部会に所属していたのですが、司法制度改革案が出たことで、若手の弁理士は将来的にどう対応していったらよいのか、組織部会で検討したりしました。ロースクール制度の問題とかですね。今回の大綱も含めて、政府から出てくる政策では、知的財産がさらに活用されていくということで、われわれ弁理士の活躍する場面が出てくる、広がっていくという感じがするのですが、本当にそのまま弁理士が関わっていけるのかどうか、やはり将来的に不安であると思います。

むろん、将来的に知財の分野で生き残っていけるかは、結局のところ、個人個人が努力していけばいいんじゃないかともいえるのですが、たとえばロースクール制度の問題にしても、司法制度改革の過程で過渡的に弁理士を活用しようとしているだけで、その後はロースクールを出た知財専門家がこの分野をわれわれに代わって担っていくのではないかと、いわれてますよね。そうでないとしても、われわれ弁理士が新しい制度にどのように関わっていけるのか、どのような立場で活躍していけるのか、この大綱を読んでもはっきりとは見えてこないですね。

一方で、規制緩和とか、試験制度の緩和とかで、われわれ弁理士もより競争の中でやって行かなきゃならないという制度に変わっていくわけですね。大綱には、弁理士等の専門人材の充実と機能強化ということが謳ってあるんですが、われわれが実際にどのような資格・立場で対応していけるのか、やや不透明という感じがしました。

福田 ありがとうございます。確かに今のお話は、その通りだと思うんですね。ちょうど今知的財産戦略をすすめるに際して弁理士がいた。ちょうどいい手頃な資格。とりあえず、向こう5～6年ぐらいこの人たちに頑張ってもらって、という風にも確かに読めてしまうところもあると思います。特許については技術的なそれを持ち、中には訴訟的な部分にもかかわりあい、広い意味の業務範囲を持つ。そういう人材が知財戦略大綱を実現するために必要な専門人材なのでしょうが、今の時代では弁理士しかおそくないでしょう。そうであればこれを活用しない手はないという雰囲気。

ただ、それが未来永劫そうだろうか、若干の疑問があります。果たしてそこまで思っているのかということになると、我々は今何をやらなければいけないのか。せつかくあちら

が活用したいと思ってくれているのであれば、存分に活用してもらおう。そして我々弁理士というものでなければ頼めないんだな、というぐらいの認識を持ってもらわなくちゃいけない。

おそらく数年後からは、法科大学院から出てきた、いわゆるロースクール系の弁護士、知財系という人もいるのかも知れない。その時にやはりあの人たちはこうだけでも、弁理士はこうだ。やはり弁理士だ、と思ってもらえるように、我々は実績を作り、学び、努力をしていかななくちゃいけないんじゃないかと思います。

村田 弁理士会の活動としまして、今のところ政策的なことを考えなくてはいけないといった時に、弁理士の業界の良さというものをすごく感じるんですよ。それはなぜかということ、いろんな専門の先生がいると思うんですよ。多様性があると。今の弁理士試験合格者は理科系が大体8割近く。ところが、僕が弁理士試験に合格する5年か10年ぐらい前は大体法文系の人が7割ぐらいなんですよ。今のバランスでいくと、法文系の人はいっぱいいるし、理科系の人はいっぱいいる。理科系といっても機械も電気も化学もあるし、今もっと細分化されているわけですね。おまけに英文科の人が来たりとか、いろんな人が来ますよね。そういった資格者が、これだけ多様性のある仕事をしているというのは大変珍しいんじゃないかと思うんですね。弁護士というか、法曹の世界ではほとんど全員が法学部に近いかたちですし、そういった面で、多様性があるっていろんな発想ができるという、この利点というのはあると思うんです。

知財のビジネスを考えた時に、創造から保護、活用、しかも紛争、いろんな所までやっていこうと思った場合、弁理士個人ではとても無理ですよ。だけど弁理士という枠全体で考えてみると、結構全てできちゃうんですね。だからそういった面で、弁理士一人では無理なことも、弁理士が何人が集まれば、大体できちゃうねというのが実情じゃないかなという気がするのね。そういった面では、弁理士の業界は、知財に関しては一番融通性のある業界かなという気がします。

その一方、知財戦略大綱の話ですけれども、将来的に知財の専門家、つまり法務サービスをする専門家という面ですけれども、そういった時に、民間の方でもアメリカの Patent Attorney をだいたい理想の形にしているんですよ。そうすると法科大学院をつくって、そこに法学部以外の学生を3割前後入れると言えば、その中に理科系の人間も来るだろうから、選択科目

として知財をやらせる。そうすれば知的財産についてほとんど全部できるんじゃないかと。それで一件落着という発想なんだよね。

ただ、知財全般のいろんなサイクルをみた時に、法科大学院は、知的創造サイクルのほんの一部でしかない紛争部分の所を得意とする人材を養成するだけに過ぎないのでは、という疑問がでてきます。例えば創造部分に積極的にタッチするというような人材は全然得られないんじゃないかなという気がするんですね。

その一方、法科大学院と今までの弁理士制度とで、若い人はどっちを選ぶかなと。現実問題からすると、法科大学院のほうが人生の設計がしやすい。理科系の大学生は、卒業後大体8割ぐらいが大学院へ行きたいんですけども、そうした時に、たまたまロースクールを選んでいけば、ほぼ司法試験を受けて弁護士になれる。弁護士になってからは、弁理士もやろうと思えばできるわけですからね。やるかやらないかは別にして、選択の余地がある。

ただ弁理士の場合は、侵害訴訟をやろうと思えば、今のところ能力担保試験を受けて、限定付の資格者になっていますから、実体は今と変わらない状況ですからね。そうしたときに魅力という面から考えると、優秀な人材をこの弁理士の業界に入れ込むためには、何か考えなきゃまずいなということになる。これは特に法科大学院に対抗するという面じゃなくてね。国全体として考えた時に、必要な人材が育たないんじゃないかという、そういう危機感から考えるんですけども。

そのためにね、弁理士会でもいろんなシステムのことを考えているんだけど、ズバリこれといったシステムはなかなかできないんで、おそらく近いうちには、各クラブ等を通してですね、色々検討してもらおう機会があるかとも思うんですけどもね。

福田 ありがとうございます。自分のいままでのかかわり合い、そして今のかかわり合いというところで、お一人ずつ話していただきました。まだ皆さんも若いわけですから、今後、5年後の自分、10年後の自分、その時点における自分と知財とのかかわり合いということ、今のうちにある程度考えておく必要があるんじゃないかと。特に、我々は弁理士なわけだから、前半の最後で鴨田先生から弁理士という職業についての、ある種疑問が投げかけられたわけですけども、これについてほかの方にも意見を言っていたかと思えます。黒川先生いかがですか。

黒川 先ほどの私の話とも関係するのですが、現在の弁理士の仕事というのは、権利化手続の代理にかなり偏っているような気がしています。弁理士、特に我々のような特許を主として担当している弁理士は、技術と法律の双方の専門家という立場に立って、いろいろな方面で活躍していかなくてはならないと思います。

例えば、特許の流通に関していえば、ある会社から他の会社へ特許権を譲渡するコーディネータや、あるいは大学から産業界への技術移転のコーディネータになるのも一つの仕事です。また、権利の創造に関していえば、単純に特許出願の依頼を受けて手続きをするだけではなく、知的財産管理部門が存在しないような中小企業の特許戦略を考えてあげるとか、ベンチャー企業などのように知的財産保護に関して何から初めていいのかわからない企業に対して、「知的財産で貴方の会社を守ってあげます。それにはこうしなさい。」というような総合的なコンサルテーションを行ってあげるとか、新たな仕事のフィールドがいくらかも広がっていくと思います。このように、時代にあった仕事のフィールドをどんどん開拓していきたいですね。

福田 ありがとうございます。赤澤先生、弁理士というのは橋渡しという意味で言うと、発明者と特許庁、いわゆる審査官、審判官でもいいですけど、そういう間の橋渡しでもあると思うんですけども、その辺り、やはり大学にいて色々発明をする分野にいた経験という辺りを踏まえて、将来の弁理士はどういう架け橋になってあげたらいいのかという、この辺り考えるところありますか。

赤澤 先日も、大学の研究室の先生とお話しした際、研究成果を特許出願するため、弁理士さんに明細書の作成を依頼すると、全く予想もしていないようなことを質問されるとおっしゃっていました。大学の先生方は、明細書と接する機会が少ないでしょうから、どうしても明細書作成の際に、色々な疑問や戸惑いを感じられるようです。一方、我々弁理士は、特許を取るという観点から技術を理解して明細書を組み立てていくわけですから、大学の先生方との意識・認識のずれは当然にあると思います。ですから、要は、大学の先生に「何故そういう記載が必要なのですか」と聞かれた時に、如何に適切に回答できるかということだと思います。そして、この答えを先生に納得して頂き、お互いの理解・信頼を高めていくことで、より良い権

利の取得が可能となるのではないのでしょうか。大学との架け橋ということを見ると、そういうスキルを身につけることが非常に大切ではないかなと感じます。それと共に、大学で生まれるような最先端の技術を理解できるようにしておくことも重要ですね。

福田 ありがとうございます。例えば弁理士というのは、会社の知財部と付き合うことが多い。だけど知財部の後ろには、発明者が本当はいるんですね。だから我々は知財部とやり取りしているのかも知れないけれども、本来は発明者とやり取りしているべきなんだよね。だけどいちいち発明者とやり取りするんでは、あちらも大変でしょうがない。だから我々は知財部と話しをする。弁理士というのは、対特許庁という目で、発明者の声を届けてあげる。そういう意味ではやはり会社の知財部、さらには発明者に向けて、我々は何かをしなくちゃいけないんじゃないかと思うんだけど、濱中先生いかがですか。濱中先生も技術者として活躍されてきたと思うんだけど、何かお考えはありますか。

濱中 今おっしゃったように、発明者と特許庁の間には、いわゆる知財部と言われる部署と、我々弁理士という二つの者が介在しています。当然のことなんですが、発明者が考えている発明と、特許庁で特許になる発明と、イコールの場合もありますし、少し視点が違うというか、焦点が違う場合というのは往々にしてあります。発明者の意見と、知財部の意見とが異なっても、出願期限が迫ってくると、その間を埋めきらずに出願してしまう場合が多々あります。特許庁で審査が始まると、事業方針が変わってしまっていて、さらに中身が変わってしまう。発明者が当初考えていたところと全然かけ離れたところで、特許になってしまうこともあります。

もう少し、発明者との意思疎通を図りながら、仕事はできないものかと思っています。発明は、技術的思想の創作ですから、あくまで主役は発明者です。一方、出願人である企業の考えを代表する知財部の考え方を尊重するのも、代理人である我々の職責だと思います。先ほど言ったその間隙を、知財部がしっかりと埋めて下さる企業は、少ないのが現状です。その間隙を埋める仕事を、スマートにやりたいと思いながら、なかなか一筋縄ではないかというの、今のところの感想ですね。

村田 大企業の知財部でも、担当者によって違うし、企業によっても違う。だからやっぱりね、比較的発明の原点、発明者サイドに近いところまでタッチさせてもらえるような知財部と付き合えると一番いいんですね。ある企業の、ある人ばかりと一緒にやってるっていうのは一番良くないね。経験積む上でね。

福田 ありがとうございます。今のお話というのは企業と特許の世界で話していたんだけど、先ほどの商標の話に行きますが、弁理士が会社に対して何ができるんだろう、例えば言われた商標をただ調査して、ただ出願する。それが弁理士の仕事なんですか、という気がしたりすることも。商標に携わっている岡田先生は何かご経験とかあれば。

岡田 基本的にはこういう商標を使いたいんですけどと言われて調査したり、出願したりする業務が多いことは多いです。でも、例えば同じ商標なんだけど、こういうふうにロゴ化もしたいという時に、それをまた出願する必要があるのかとか、こういう風にロゴ化して使いたいんだけど大丈夫かとか、商標を「使う」という場面で色々相談をされてくるお客さんがいるんですね。だから、そういう時は一緒になって、ロゴのここを大きくしたらいいとか、こういう風に色を分けちゃだめだとか、そういうアドバイスをすることがあります。そういう風に自分がかかわったマークがついた商品が市場に出て、広告されたりするのを見るのは嬉しいです。

あとは個人のお客さんが結構いらっちゃって、今はインターネットで割と簡単に商品の販売ができますから、今まで商標とは無縁だった方が、今度こういうのをホームページで売りたいんですけど、などと言っていらっちゃいます。そういう意味では、ここでもやはりインターネットの進歩との係わり合いを感じます。インターネットを通して裾野が広がっていくことが実感できますし、そういう場面を含めて、今後、商標を「使う」という場面で、私たちが言ってあげられることが結構あるかなと思います。

福田 ありがとうございます。今の件について小林先生どうぞ。

小林 皆さんがどれだけ危機感を感じているのでしょうか。今年の弁理士試験から制度が変わりましてね、司法書士さん、行政書士さんは選択科目が免除になってますんで、今年すぐにといい

うわけではないかも知れないけれども、来年、再来年辺り、例えば司法書士さんで弁理士さんになるという、そういう人が増えてきますね。そうなりますと、例えば司法書士、行政書士となると、会社の登記をやる所からお客さんが来るわけです。

今までですと司法書士さんは商号の調査をして、その管轄内に類似がなければ登記するというので、商号の狭い範囲内の類似しかなかったけれども、今度は商標の観点からお客さんに提案して、会社を作った時からどんどんこうやったらいいですよという商標戦略も提案していくようになる。そういう営業をやって来るようになるでしょう。そうしますと商標を扱う業態もかなり変わってくるんだと、そういう可能性があると思うんですね。

ですから、我々弁理士というと、ほかの士業というと、どちらかというと弁護士さんのほうにばっかし目が向きがちだけれども、行政書士さん、司法書士さんが、どういったことをやっているのかということにも、無関心ではいられなくなるというのが、今のご時世ではないかなと思います。

福田 ありがとうございます。

先程来のお話で、例えば特許について企業間の橋渡しだとか、あるいは契約の話、色々なことが出てきたと思います。そういうというのは、もちろん国内の大事かも知れないし、だけど将来的にはやはり外国の問題というのも多く出てくると思います。その辺り鴨田先生いかがですか。

鴨田 1つの製品を包括的に保護しようとするとき、特許だけでなく、商標や意匠といった側面についても弁理士は考える必要がありますよね。今後は、著作権や不正競争防止法、契約、水際措置といった観点からも弁理士が1つの対象の知財全般に関与することになり、そこにさらに活躍する場が広がっていくわけですね。その一方で、たとえば、特許には技術の専門性がありますし、岡田先生のように商標を専門として、ブランドを育成していくんだというように、個々人には高い専門性が求められているわけです。

われわれの関与する知財分野が拡大するにつれ、また国際化の流れの中で、外国企業間の特許契約とか、国際的な製品模倣対策とか、外国での訴訟とか、渉外に関わる場面が増えると思われます。まあ、外国での日本国弁理士の資

格とか、資格の相互承認とかクリアしなければならない問題もありますが、いろいろな障害があるとはいえ、将来的にはそういう様々なチャンスが広がっていくだろうと思われます。

逆に、こうした国際化の流れの中で、われわれも国際化に十分に対応していかなければならないわけですね。たとえば、外国からも、他の業種からも、この知財の分野にコンペティターとしてどんどん入ってくるわけですから、個人としても弁理士全体としても、十分に競争に耐える体力が必要になると思います。「国際特許事務所」と名乗っている事務所は多いですが、まだまだ真に知財の国際化に対応する事務所というのは多くはないんじゃないでしょうか。また、個々の弁理士が持っている専門性がまだまだ欧米の専門家と比較して劣っているんじゃないかという話も最近聞きました。まあ、こうした時代に私のような小さな事務所の非専門的な弁理士はとまどいを覚えてしまっていますが、それでも新しい時代に対応していかなきゃならないですね。

一方で国際的な活躍の場が与えられると同時に、一方で国際競争の中でわれわれが生き残っていくためには、より高い知識と能力が要求されてくると思います。従って、個々人としても弁理士全体としても、国際化に対応したわれわれ自身を育てる作業が必要だと思います。ただ、個々人の力や持てる時間には限界がありますし、将来的に活躍する若手の弁理士が協力しあってですね、いろいろな情報交換の場を持って、新しい時代に対応していく必要があると思います。そういう意味でも、最近は弁理士会の活動に若手の先生はあまり積極的じゃないんですけども、若い人はこうした場にも積極的に参加して、情報を入力するだけでなく、積極的に発言して、弁理士制度をよりよい方向に進むように活動してほしいと思います。そうすれば、われわれの未来も開けていけるんじゃないかと思います。

福田 ありがとうございます。三上先生、いまでも我々の未来というのはあると思うんですが、戦略大綱にも色々なことが規定されています。個としての弁理士と、特許事務所というものが、問題になってくるのかも知れない。一人でできる範囲はどうしても限られてしまうんですけど。その辺り何かご意見はありませんか。

三上 自分が雇われの身であるということもあって、事務所という点ではあまり考えたことがないんですが、ただ、弁理士は自分の、或いは事務

所の仕事を確保するという一方で、非常に躍起になってまして、戦略大綱が出て、その中で事務所が生き残っていけるのかというところに、視点をどうしても向けがちなんですけれども、その辺が強すぎるのは要注意だと思います。今までは少し強すぎる傾向にあって、弁護士さんと比べてですね、弁理士というのはそんなに極端に数が少ないわけじゃないのに、知名度は無茶苦茶小さいという状態の一因だと思うんです。それは、弁理士が今までやってきた、企業とかそういう研究開発の実際の出願とかが出てくる、そこばかりに注目した仕事を続けてきてそこばかりを仕事相手としてきたというのが、やっぱり一番大きかったんじゃないかなと。だからこそ、弁理士という職に入ってくる新しい人たちも、非常に限られているという現状があるんじゃないかなと思います。

これからは事務所の仕事を広げるという意味もありますけども、それだけじゃなくて、弁理士全体の知名度を広く社会的に上げるという意味でも、単純に弁理士が弁理士の技量で100%やる仕事だけではなくて、もっと社会に弁理士の知識を活かして、社会にその知識を広めていく。そういうところにどんどん出ていくというのが、必要なんじゃないかなと思います。

戦略大綱の中にもちょっと出てきますけども、大学の講座、セミナー、そういった場の講師とか、そういうところにどんどん出ていって、そういう所で若い学生さん、あるいは高校生、中学生、小学生といったところにも顔を知ってもらう、話を聞いてもらう。そういった職業があるんだ、そういう世界があるんだということをもっともっと知ってもらおう。そういうのが、今後、弁理士が日本社会

の中で大きな柱になっていくのに重要な要素なのではないかと思いました。

福田 それではそろそろ時間もなくなって参りましたので、最後に村田副会長からまとめの言葉をお願いしたいと思います。

村田 きょうはどうも色々ありがとうございました。やっぱり僕らの年代と10年ぐらい違いますかね。だからその位の方とだいぶ考え方の違いというか、それが聞けて良かった。新鮮な気分になりました。

知財戦略大綱の善し悪しは、色々見方によって、また立場によって違うと思うんですけども。いずれにしても、こういった議論ができるようになってきたという、そういった題材を与えてくれたということだけは、大いに評価したいなという気がしております。以上です。

福田 ありがとうございます。具体的行動計画には何年度と指定されているものが多くあります。まだ始まったばかり、基本ができたばかりです。今後色々なところから具体案が公開されてくると思います。私たちは弁理士という立場もあるし、一人の日本の国民として、大綱の具体的計画の推移、そしてなかなか進捗していないところがあったならば、そこに対しては声を大にして、「何をやっているんだ」と言ってあげるぐらいの気構えを持って、今後のゆくえを見つけていかなくちゃいけないと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。それではこれで座談会を終了いたします。

2002年8月13日
弁理士会館会議室にて



< 会員の近況報告 >



役得か役損か？ 忙中に閑あり？

日本弁理士会平成13年度副会長 井上 義雄

平成13年度副会長として、外国関係を担当した。一番の理由は他にできるもの(分野)を持ちあわせていなかったからである。正副会長の忙しさは、多分皆様御存知のことと思いますが、就任してみると更に想像以上のものでありました。

その役得か役損か、外国担当は海外出張が多いと聞いていた。平成12年度の担当副会長は7回ほど海外出張したと聞いて、毎日働かなければ事務所が成り立たない小生としては何とも恐ろしく感じていた。いくら忙しくても東京に居るのであれば、仕事は何とか処理できるが、海外出張となると、前後に往復2日を少なくとも要するからである。とにかく外国関係担当という役職との関係で就任直前のメルボルン行きを含めて、ソウル、ローマ、フェニックス、北京、シンガポールと6回程海外旅行した。最長でも10日間に過ぎない短い旅ではあったが、“忙中”の「閑」もあって、それぞれ思い出深いものであった。以下、公中の私部分についての事である。

最初の旅行は前年度村木会長時代終了直前、A I P P Iメルボルン総会前に開いたメルボルン知財専門家会議であった。副会長就任直前で



メルボルン知財専門家会議のメンバー

はあったが自費で参加した。会議についてはパテント誌において報告してある。会議が大成功

であったこともあって、会議当日の夜には、当時の村木会長、河宮副会長、浅村先生夫妻、谷先生夫妻、高見先生夫妻、笹島現会長、国際活動委員会からの二名および小生とのディナーとなって大いに盛り上がった。会議翌日、村木、河宮、笹島の三先生と小生との4人でマイクロバスをチャーターし、メルボルン郊外のウィナリー探索に出かけた。しかし、何よりも、わずか数時間の会合および会合前後のこれら先生方との意見交換は、それからの副会長生活への大いなる鼓舞となった。

4~7月の時期にも出れば出られる国際会合はいくつかあった。WIPO関係の国際会議は関係委員会から代表を派遣し、カナダ等外国同業者団体からのお誘いには、多忙を理由に断った。実際、弁理士法2次改正問題は驚くべき進展をされていて連日忙しく、また他にも担当として手を離せないものが存在していたのである。

8月もあっという間に過ぎ、準備遅れを心配していたAIPLAとの秋の交流会は、9月11日に同時多発テロの勃発したことが多分原因となって、開かないことになった。AIPLA総会への招待状に対しては多忙を理由に丁重に断った。

海外旅行激減の10月、日韓中三国弁理会間交流会を開催するか否か三国間で相談するため、笹島現会長と2人でソウルを訪問した。ソウルで韓中の弁理士交流会が開かれていたので、その合間に早朝会議を持ったためである。25日夕方の便で成田を発った。成田は閑古鳥であった。夜遅くホテルに着いた。空腹を満たしたいが深夜なので碌なものはない。そこで、ホテルに尋ねて夜の飲食街へタクシーで出かけた。どこかは知らないが、同じ様な海鮮料理店が夜通し開いているところであった。どの店の前にも水槽があって、店によって異なる魚を泳がせてある。タクシーを降りると客引きが寄ってきて困ってしまった。そこで、じゃんけん

をさせて、勝った人の店に入って、蟹鍋などの蟹料理を食べた。多種類出てきたキムチも美味だった。翌日早朝会議の後、事務所を2つほど訪問した。どちらも大きな事務所だった。夜は大韓弁理士会側の招待で高級焼肉を頂いた。日本では狂牛病騒ぎで食べられないことを考慮してのご馳走であった。

11月FICPIのローマオープンフォーラムの前日、第2回の知財専門家会議を企画し、世界中の同業者諸団体に呼びかけていた。メルボルン会議から僅かしか経っておらずテロ事件以降、特にイタリアでは飛行機が落ちたりして、開催をどうするかについて連日やきもきし、FICPIがフォーラムを中止することを心待ちにしていた。したがって、会議の開催も、参加者各人の決意もそれなりのものであった。実際、この頃ジュネーブで行われたWIPO国際会議へは、日本弁理士会からは代表派遣ができず、また我々の会議へも出られない団体があった。ローマ会議の朝、小生は高見先生と共に、AIPLAのカーク氏に会った。メルボルン会議の共同声明をめぐってのAIPLAとの意見の違いを何とかしようと思つての事であった。



ローマFICPI昼食の際（徳永先生撮影）
カークにお説教されている井上さん、だそうです

心配していたローマ会議も成功裏に終わり、滞在の長いローマでは何回か美酒を味わうことができた。この会議への出席者は、笹島現会長と河宮先生とを除けば、谷先生、高見先生、岡部譲先生、大西先生、小生とPA会のメンバーであり、ローマでPA会を何回か開いた様な感じであった。ローマでは引き続いてFICPIのオープンフォーラムに参加した。フォーラムの昼食会の際AIPLAのカーク氏等とともに中央のVIP席に招待された。WIPOの植村氏も同テーブルだった。FICPIフォーラムに続いて、AIPLA・FICPI共催の会議に出席した。ローマ滞在中、旧跡見学も幾らかはすることがで



ローマ会議の参加メンバー（高見先生撮影）



ローマ・カラカラ浴場跡

き、色々印象的であった。温泉好きの小生はカラカラ大浴場の跡にも行ってみた。その後、塩野七生著、「すべての道はローマに通ず」を読んでみてローマ人の偉大さに改めて感動した。

ローマでは、比較的長い滞在であったので、夜は事務所の仕事をした。急ぎのケースについて、事務所からFAX、Eメールを送ってもらい、夜中に仕上げて、Eメールで返す。これが見事に働いた。インターネットも大いに利用した。これで、ある程度の長旅にも自信がついた。

年が明けて、正月の行事も終わる前に、AIPLAのミッドウィンター会議がアリゾナのフェニックスで開かれ、日本弁理士会国際活動委員会とAIPLAの日本委員会との間の恒例の交流会が開かれた。小生はこの交流会のみならずミッドウィンター会議自体の方にも日本弁理士会として招待出席した。お陰で晚餐会では特別テーブルに招かれた。隣席の人に尋ねたら、何と米国特許庁の長官だった。会議の小旅行には参加せず、ツアー会社による砂漠見学の一日旅行に参加して、西部劇そのもののサボテンの世界を楽しむことができた。

テロ後のアメリカの空港は警備が厳しく時間がかかり、その頃靴に爆弾を仕掛けた者がいたりしたこともあってか、靴まで脱がされた。

この旅行も一週間程と長かったため、夜は連日事務所の仕事をした。インターネットとEメールは誠に便利に安く市内電話料金で使え



フェニックス砂漠のサボテン

だが、東京との何回かの電話代は何と数万円にもなった。それまで日米間の国際電話は随分と安いものと思っていたが、とんでもないことが分かった。カードによるあるいは会員制のインターネット電話あるいは国際携帯電話が流行る理由が身をもって分かった。

旧正月が明けてすぐ、正副会長による北京訪問となった。中国特許法の始まる前後二度程訪問して以来十数年ぶりの北京は驚きの連続であった。如何に中国認識が遅れていたことが。北京では公式行事の合間をぬって、友人の働いている五つの事務所を訪問した。弁護士、弁理士、CCPIT、それを出た人達、それぞれの立場の話を個人的に聞くことができた。歴史の大きな流れの中での、個人の意識、色々な思い、大変興味深く参考になった。中国では美味しい北京料理を食したが、それよりも、街の様子、事務所の様子、人の様子の方が大きく印象に残っている。世界観を改める必要性を痛感し、その後中国の現状を伝える本を何冊か読んでみているところである。

3月も終わり頃、最終正副会長会を途中で抜け出して牛木副会長と共にシンガポールに出かけた。現地で海外協力委員会のメンバーに合流し、知財関係の代理人たちと交流会を持った。シンガポールでは特許代理人制度が新たに出来、丁度試験が始まっているところであり、小生の役目はシンガポールの特許代理人制度および実務者たちへの教育、特にF I C P Iの行っているというS E A Dプロジェクトとの関係を知ることであった。

シンガポールへは国際携帯電話を借りて持っていった。昼の時間帯が東京とほぼ同じであるため、夜中にホテルから電話というわけにはいかないのとアメリカでの電話料にびっくりしてのことである。携帯電話は便利であった。丁度緊急の仕事が入ってしまい、会議中電話が鳴り、一寸失礼して抜け出して、事務所とのやりとりをしたり、客に電話をしたりする羽目になった。恐ろしい時代になったものだ。便利ではあるが、これでは休む暇がない。

シンガポール旅行の最後の頃、足(foot)が痛くなって、皆で有名な足裏マッサージを味わうことになった。帰ってから暫く靴も履けなかった。お陰で4月に弁理士会で行われたA I P L Aとの交流会にはサンダル履きで出席してスピーチすることになってしまった。

年度が変わって数ヶ月が経過した今、昨年度の余波を受けて、9月にはO D Aの研修生に「弁理士制度を巡る最近の動向」とかについて、スピーチしなければならなくなってしまった。そのため、今いろいろ読み直したりして、弁理士制度も随分ゴチャゴチャしていると改めて思いつつ、あの忙しさの成果を生かさなければなどと思ったりしている。

以上



平成14年春の褒章受章

受賞に浴び

常任幹事 菊池武胤



私は昭和46年(1971年)弁理士試験合格、同年弁理士登録しました。それから30年間健康に恵まれ、恙無く過ごしてこれたことに感謝しております。

弁理士登録してから、すぐにP A会に入会させてもらい、幸いにもP A会の幹事会でいろいろな仕事をさせていただき、その継続として弁理士会の委員会等に参加でき、今回の受章につながったと思っております。その間の多くの先輩方、同輩方並びに後輩方皆様のご指導、ご支援の賜物と深く感謝致しております。

また、受章発表の際には、本当に多くの方々からご祝意をいただきありがとうございました。

たまたま何かの関係で、休日に事務所で一人で仕事をしていたときに、電報配達の人が電報の束をもって2度も3度も配達してくれまし

た。その時は大変感激しました。今年2月に家内と母親を亡くしておりましたので二人が元気でいてくれたらと思い、不覚にも涙ぐんでしまったことを思い出しております。田舎の菩提寺で二人の百か日の法要を執り行ったときに墓前に報告してきましたので、二人とも草葉の陰で喜んでくれていることと思います。

受章後はP A会の方々に祝賀会を開催していただき大変感謝しております。又、ゴルフ好きの方々に祝賀コンペを開いていただき、優勝までさせてもらって感謝感激いたしました。誌上を借りて御礼申し上げます。

幸いにもまだまだ健康でありますので、仕事に遊びにこれからも頑張ってゆきたいと思っております。どうか今まで同様おつき合い下さるようよろしくお願い申し上げます。



ワールドカップ事件の顛末

商標権侵害現行犯逮捕に接して

常任幹事 柳 田 征 史

嵐のようなFIFAワールドカップ2002が過ぎ去りました。サッカーに興味を示さなかった大勢の日本人がテレビに釘付けになった6月でした。

新横浜に事務所を移して7年になりますが、ワールドカップ決勝戦が目の前で終わることに決まり一旦は喜んだものの、その日は危ないから近づかないことにしようと決めていました。しかし仕事の関係でワールドカップの真只中に押し込まれることになりました。今になってみれば、フリーガンなど心配した混乱もなく、日本中が国際的サッカーの熱に飲み込まれたとき、その真中に居て、ワールドカップの雰囲気を楽しんだひと月でした。

仕事とは、事務所のクライアントのA社がFIFAの公式スポンサーになり、競合他社のM社やN社による宣伝活動（Ambush Marketingと言うそうです）のwatchingや、ユニフォーム（代表チームのジャージーのレプリカ）の模倣品（Counterfeit）の取締まりのためのパトロールを依頼され、横浜チームとして神奈川県警と連携して模倣品排除に当たることになったのです。

ワールドカップ本戦の前に行われたキリンチャレンジカップでリハーサルをしましたが、新横浜より先に東京の国立競技場で行われたリハーサルで、偽物売っていた一番大きな露天商を東京チームが押さえて2人を現行犯逮捕したところ、他の露天商が一斉に逃げたという事件があり、それ以来A社のロゴの入った模倣品はサッパリ出なくなりました。新横浜で行われた3回の予戦では試合開始の数時間前から競技場の周辺を歩き回りましたが、露天商の多くは他の競技場周辺にも現われる常連の外人で、パトロールを警戒しており、A社の物だけは見当たりませんでした。たまには単独で模倣

品を売り捌いている外人もいて、その場で警告状を出しサインさせたりしましたが、そんなときは万が一に備えて、A社の社員らが遠くからビデオを撮影し、いざという時には駆けつけられるようにしていました。しかし、大体はパトロールも空振りが多く、この分なら大丈夫だろうということで試合開始前に解散するのが常でした。パトロールを手伝った所員の中にはチケットを貰って試合を観戦した者も居ましたが、私はそれから急いで帰宅してテレビで観戦するのが常でした。



道端にジャージーを広げる外国人露天商

6月9日の日本対ロシア戦は試合開始の5時間も前から凄い人出でしたが、あとの外国チーム同士の試合は比較的静かでした。しかしさすがに6月30日決勝戦は違っていました。どこから集まったのか無数のブラジルのサポーター。ドイツより圧倒的にブラジルが多く、町行く人の服装もブラジルが殆ど。ドイツのジャージーは白のため目立たず、町は黄色と緑の配色で彩られました。窓から上半身を乗り出し、旗を振り大声で叫ぶブラジル女性を乗せた車がクラクションを鳴らして走り回るなど、大変な騒ぎでした。

そんな中、今度は出ました模倣品が。連絡が入ったので駆けつけてみると、私服刑事に囲まれた4人の外人。トルコ人男性でした。さっきまで一緒に居た女性はいつの間にか消えたとのこと。本物そっくりのドイツのジャージーでした。一人は2日前に入国したばかりで、皆パスポートは持っていました。商標権侵害と不正競争防止法違反で午後4時20分、現行犯逮捕。護送車を待つ間、質問しても英語がまるで通じない。かろうじて一人だけが片言の英語を喋るが、ろくに話はできず、とにかく警察に連行。4人とも両側から刑事に挟まれ荷物と一緒に護送車に。



護送車に収容される逮捕者

こちらと一緒にというので逮捕者と刑事と一緒に護送車に乗り込み、5分ほどで港北署へ。4人を別々に拘留し通訳を待った。トルコ語となると通訳がなかなか居ない。試合が始まってしまう、と気にしながら警部の書類の作成に協力する。「商標権侵害」「不正競争防止法」「レプリカジャージー」など違反事由の表現を正確にするため、いろいろ聞かれる。刑事らは専らワープロに向かって報告書などを盛んに打ち込んでいる。そこに夕食のパンとジュースの入った箱が運ばれて来た。彼らはパンをかじりながらワープロを打つ。逮捕者の名前が読めない。トルコ語はアルファベットの文字からは日本人には発音不可能。それを苦労してワープロに打ち込む。試合開始には無頓着。偉いと思う。こっちは試合開始が気になってしょうがない。通訳はまだ到着しないという。菓子パンとスポーツドリンクを口にしながら遠くの音の聞こえないテレビに目をやる。そこにパトロールを続けていたA社の仲間から、また偽物が出たので来て欲しいと連絡が入る。しかし誰も行こうとしない。外人を4人も逮捕し、今日の仕事は終

わったという感じだ。やむなくA社の社員は自力で排除に向かった。

とうとう試合開始の時が来た。気がついたら機動隊員がテレビの前に音もなく集まっていた。

A社の彼が優しく言ってくれた。「先生、今日はもう結構ですから。」それを潮に警部と課長に挨拶して引き上げる。半分嬉しいが半分寂しい。通訳に立ち会っても見たかった。でも、やはり決勝戦を見ない訳には行かなかった。家路を急ぐ車の中で前半0対0で折り返したことを知る。ドイツの守護神カーンの超セーブに感激する。そのカーンの、ゴールを背にして座り込んだシーンでワールドカップは終わった。

A社の彼が警察を出たのは、夜中の1時過ぎだったそうだ。やはり決勝戦を後半だけでも見られてよかった。

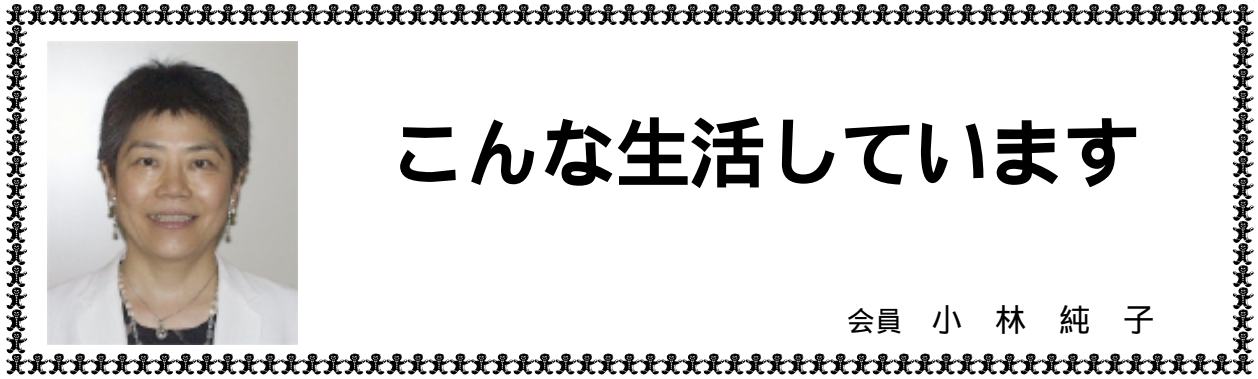
その後、A社の彼から報告が入った。4人のトルコ人は、20日間ほど拘留され罰金を取られて国に帰されたとはるばるトルコからやってきて、店を開いた途端に捕まって拘留され、罰金を払わされて強制送還された4人のトルコ人。逮捕のとき大人しかただけに、ちょっぴり可哀相な気がしないでもない。囚体は大きいけど静かな4人だった。



押収された模倣品

今回のワールドカップでのA社関連の商標権侵害による逮捕者は8人、押収した模倣品200点、発行した警告書40件。これらが暴行傷害事件なしに処理できたのは大成功だったという。改めて知的財産権の威力を実感した事件だった。

(写真は決勝戦の日の新横浜近辺での様子です。写真の露天商は事件と関係ありません。)



こんな生活しています

会員 小林 純子

弁理士稼業を始めて16年。特許庁経験12年半を合わせて特許業界での仕事を続けて28年半になる。

特許庁の審査・審判官時代から、工場見学に出かけて技術の現場に触れ、また、現場の方々の話をお聞きすることが大好きだった。また、外国に行ったり、外国の人と話をすること、意見交換をすることにもとても興味があった。有体に言えば好奇心の塊だった。

そこで審判官を退官したときには早速世界旅行に出かけた。そもそも、長い間かけてお誘い頂いていた転職のお話をお受けした切り札が、「あっ、役所をやめれば自主長期休暇を取れる！」という思いつきだった。浅はかなもので、後になって、「あ、お金がない。どうしよう。」と気がついた。しかし、人間で何とかなるもんですね。「やめりゃ退職金が出るじゃん。」これに気がついたときは・・・我ながら賢い・・・とか思ったものだった。

旅行中には、物見遊山に徹した訳ではなく、ワシントンの某Law Firmの某特許弁護士の多大なお力添えを得て、一応、柄にもなく米欧阿亜(行った順番です)の特許事務所を歴訪することとなった。国際会議で初めてお会いした企業の方々に、企業特許部の部員を集めるから、そこで日本の特許制度について話をしてくれと依頼さ

れたり、こちらから訪問したいと売り込んだりして、企業も数社回った。

こうして世界旅行から戻って弁理士を始め、発明者の方々や営業で製品の売り込みの競争に腐心していらっしゃる方々との検討などの現場に密着した仕事を味わっている。10年前に米国ニューヨーク市のLaw Firmで1年間の実務経験を積んだ後、仕事の目先を変えたくなり、特許侵害訴訟を沢山できそうな法律事務所に参加することにした。現在は、特許侵害訴訟を主に、それらに絡む無効審判、異議、鑑定、ライセンスを扱い、また、出願業務では若手精鋭との仕事を楽しくんでいる。

数年前に、特許訴訟で弁理士が補佐人ではなく代理人として仕事ができるように制度を改めることに資するかもしれないと思われた日本知的財産仲裁センターの仕事に関わるようになった。WIPOが主催する調停人や仲裁人のためのワークショップにも参加した。その後、これらのワークショップへの各国からの参加者に仲裁センターの業務のための資料提供を依頼したことがあったが、こぞって親身に応答してくれたのには感動した。

今後も引き続き弁理士会業務に貢献していきたいと考えている。





知財支援センターでの活動について

会員 狩野 彰(かのう あきら)

日本弁理士会の附属機関として、平成11年4月に“知的財産支援センター”が発足いたしました。そして、発足時から本年3月まで総務部長や副センター長として活動してまいりました。そのためか、私のことを『支援センター』と呼んでいただく先生も少なからずいらっしゃいます。しかし、狩野(かのう)という姓が読みにくいのではないかと考えられます。

“知的財産支援センター”の活動内容については、“支援センターだより”や“知的財産支援センター年報”などに紹介されていますが、P A会会員に関心を持っていただきたいと願いますので、私の得た経験に沿って“知的財産支援センター”についてご紹介いたします。

“知的財産支援センター”は、従来、個々の弁理士が行ってきた講演、指導や日本弁理士会が行ってきた講演会、特許相談などの社会貢献を見える“かたち”で官庁、政界、マスコミなどの社会にPRする点において、従来の特許制度昂揚普及委員会の活動と異なる。逆に、大学、中小企業団体、地方の要請に応じて、講演会、講習会、

特許相談会を企画・立案し、また専門知識を備えた弁理士を支援員として派遣して、まったく新しい活動分野を開拓しているとも言えます。いわば、社会と日本弁理士会との“掛け橋”のような役割も果たしていると言っても過言ではない。日本弁理士会や多くの弁理士は社会のためにこのように汗を流していることを社会の方々に広く知っていただき、“エゴな職域団体”という誤った認識を消し去っていただくように“知的財産支援センター”も努力していることを強調したいと思います。

総務部長1年と副センター長2年の間には、楽しい思い出や辛い経験もいたしましたが、会外の団体(各地経済産業局、中小企業庁、島根県、東京都など)とのお付き合い、会内の支部、地区部会との話し合いなど重要な体験を得ることができ、また、若手の弁理士がいきいきと自分の考えを述べ、積極的に活動する場を用意できたことは貴重であり、かけがえのない無形の財産になったと考えております。





雑感

会員 中山 健一

早いもので、日本に帰国し、縁あって弁理士の再登録をし、P A会に再入会させて戴いてから4年たちました。

その間、弁理士会関係では海外協力委員会委員長、産業競争力推進委員会委員、P A会では企画I担当幹事、同部会長、研修担当幹事、同部会長、さらには日弁幹事を担当させて戴きました。その他にも日本商標協会模倣対策委員会、同外国商標委員会、APAA模倣対策委員会と所属させて戴いているので、週末もほとんど出勤する生活を続けておりますが自分でも楽しいから続けてこれたのだと思います。

特に、海外協力委員会は三年目になりますが、主としてアジアからの研修生の方々と研修及びレセプションを通じて交流する機会があり、留学後居残り、結局8年滞在した米国での生活ではあまり目を向けることのなかったアジアについて考えさせられる良い経験となっていると思っています。これは全くの個人的感触でなんの裏付けもないのですが、アジアの人とは、その他の地域の人と比べて、ものの考え方、捉え方の共通点が多いような気がします。換言すれば、コミュニケーションが比較的容易なことが多いと思います。もっとも、ものの考え方、捉え方は人様々

であり、同じ国の人の中でもそのスペクトラムは存在するのでしょうか。なお、委員長をしていた昨年度は発明協会からの依頼もあり、委員会として教材の新規作成、改訂を行うと共に、商標コースの上級者向けのクラスではワークショップ形式の講義も新設しました。小生が今のところ、テキストを作成した関係もあり、該ワークショップ担当の講師をしておりますが、研修生の自国法での取り扱い等についても積極的に発言をしてもらい能動的に参加する形式ですので、幸い研修生の間でも好評のようです。

産業競争力推進委員会は、本年度から新たに立ち上げられた委員会で、主としてアジア特に中国での模倣品対策について担当しています。この分野について特に社外リソースに依存する度合いの高い中小企業のために弁理士としていかに貢献していくかといった検討、リサーチのための文献目録作成等の他に、中華商標協会等の中国専門家団体との交流を目的として、11月下旬には訪中団を派遣する予定です。

以上、P A会からの推薦で所属してきている委員会の活動を中心としてこの場をお借りして述べていただきました。今後とも何卒よろしくお願い致します。





救命講習について

アウトドア同好会幹事 松田嘉夫

1. 救命講習受講の奨め

各種スポーツや野外活動に携わる人にとって意外な盲点になっているのが不慮の事故への対策ではないだろうか。野外では思いもかけない事故や病気のときに医師や救急車がただちに駆けつけてくれるとは限らない。大切な仲間や家族、そしてあなた自身を不慮の災難から守るために、できるだけ多くの人々が救命講習を受けておくことが望まれる所以である。

救命講習は最寄りの消防署や日本赤十字社の講習会場でわずかな費用と時間を負担するだけで受けることができ、忙しい人のために土日開催のコースも用意されている。受講には特別な資格は不要であり、消防署の場合は半日で終了する普通救命講習または1日で終了する上級救命講習の何れかを受けることになる。それぞれの内容と時間、費用(教材費)を東京消防庁管内の消防署による実例で簡単に示すと次の通りである。

- ・普通救命講習
心肺蘇生法、止血法の講習
3時間 / 1千円
- ・上級救命講習
心肺蘇生法、止血法、傷病者管理、外傷の手

当、搬送法の講習

8時間 / 2千2百円

- ・より詳しい情報源
東京消防庁ホームページ
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>
 - 応急手当について
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/kyuu_adv/joukyu/index.html
 - 救命講習について
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/sk/kousyu7.htm>
- 財団法人東京救急協会ホームページ
<http://www.tokyoinfo.or.jp/~kyukyukyokai/>
- 日本赤十字社ホームページ
<http://www.jrc.or.jp/>
 - 救急講習の紹介ページ
<http://www.jrc.or.jp/katsudo/kyukyu/index.html>
 - 救命法講習会案内のページ
<http://www.jrc.or.jp/katsudo/kyukyu/a.html>

2. 救命講習受講の手引き & 体験記

夏休みを利用して消防署の救命講習を受けた。私が受講したのは東京消防庁管内の大井消防署(品川区)で開催された上級救命講習である。東京都の場合、救命講習は消防署が直接実施するわけではなく、財団法人東京救急協会が消防署の会議室を借りるかたちで実施しており、講師も同協会所属の救命救急員が当たっている。

さて、救命講習を受講するにはまずその申込から始める。例えば東京消防庁のホームページ

にアクセスすると、数ヶ月先までの開催スケジュールが掲載されているので、それを参照して都合の良い会場およびタイミングで開催されるものを探す。このとき、一般個人向けとしては普通救命講習と上級救命講習の2種類があるので、何れかを決める。体験的に申し上げると、できるだけ上級を受講されるようお勧めする。講習項目が多いだけでなく実習時間が比較的豊富で受講の効果が高いからである。

受講申込は電話で受け付けている。この電話で最寄りの開催場所および日程も教えてくれるので、めんどうな人はインターネットを使わ

なくともよい。土日開催の回はすぐに予約が埋まるので早めに申し込む必要がある。

受付専用ダイヤル：

(東京地区) 03-5276-0995

受講当日は開始の15分前に集合する。上級は午前9時から午後5時まで、昼食休憩の1時間をはさんで1日8時間の講習となる。受付では書類に氏名住所などを記入し、教材費を支払ってテキストを受け取る。会場には当初折り畳み椅子が並べられており、思い思いに着席して開始を待つ。



ここから先は講習内容の概略を箇条書きでご紹介することにしよう。記憶違いや抜け落ちがあるかもしれないのであくまでご参考まで。なお便宜的に数字を振って項目分けしてあるが、実際の講習は学校の授業のように時限で区切って行われるわけではなく、実習の進行状況等に応じて適宜休憩をとりながら進められる。

1. 座学

救命手当の意義や実績について講師から30分ほど講義が行われる。次いで気道確保の原理と要領につき、頭部断面模型を使って説明がされる。気道確保というのは意識を失った傷病者の気道を開いて確実に呼吸ができる態勢にすることである。

2. 実習1 気道確保、回復体位

椅子を片づけ、床にビニールシートを敷いて実習の準備をする。次いで2人一組になって交替で気道確保と回復体位の实習を行う。回復体位とは意識を失った人が吐瀉物で喉を詰まらせないように気道確保状態で横向きに寝かせた体位のことである。

3. 実習2 成人に対する心肺蘇生法

成人とは救命手当上は8歳以上の人である。今回は4体の人体モデルを使い、7~8人がグループになって行った。各グループに講師がつく。

この実習では、まず人体モデルを使用して喉に詰まったものの取り出し法が展示(講師による実技のこと)される。ついで心肺蘇生法の流れが説明され、それに従って周囲の安全および大出血の有無を確認しながら倒れている傷病者に近寄る、意識確認、119番通報依頼、呼吸確認、循環サイン確認、心肺蘇生法(人工呼吸、心臓マッサージ)実施という手順を習得する。

循環サインというのは心臓が動いているか否かを判定するためのサインであり、人工呼吸後に自主呼吸、咳き込み、または身体の動き(体動)があれば心臓が動いているものとして原則として心臓マッサージは実施しない。なおマウスツーマウスの人工呼吸実習のために、受講生ひとりひとりに簡易型のマウスピースが配布される。

心肺蘇生法についてはインターネット等により詳しく紹介されているので割愛し、その代わりにこの実習に使用された人体モデルがなかなか興味深いものであったので簡単に紹介しておこう。写真に示したのが成人の人体モデルである。



わかりにくいですが写真のものは女性であり、胸を開けばちゃんと乳房も作られている。もちろん男性のモデルもある。心肺蘇生法では胸骨や肩胛骨の形状および位置が重要な意味を持っているので上半身は非常に精密にできている。対するに下半身は風船式に膨らませるだけの簡単な構造である。モデルの脇腹から出ているのは記録紙であり、人工呼吸時の空気吹き込み量と心臓マッサージ時のストローク量が経時的に記録される。その左に見える細長い箱状の

ものは記録装置のコントローラであり、空気量とストローク量が適正值に達すると点灯するモニターランプも付いている。必要に応じて心臓マッサージのペース音を出すこともできる。モデルの首の部分には、きちんと気道確保しないと空気を吹き込めないような仕掛けが組み込まれているなど、なかなかよくできた「人」なのである。

さて、ここまでで午前中は終わりである。昼食は各自持参した弁当か外食となる。消防署によっては最寄りに食事をできる場所がないので弁当を持参しなければならない。昼休みが終了するまで人体モデルが置いてあるので、自主的に心肺蘇生法等の復習をすることができる。では続いて午後の講習について紹介しよう。

4．実習3 児童・幼児に対する心配蘇生法

児童とは8歳未満1歳以上、幼児とは1歳未満生後28日以上の人である。まず児童、幼児それぞれの人体モデルを使用して喉に詰まったものの取り出し法の展示が行われ、次いでグループ毎に心肺蘇生法の実習が行われる。児童に対する方法は成人とは異なり、さらに幼児の場合も異なるので、それぞれを実習を通じてしっかりと習得する必要がある。

児童の人体モデルにも面白い仕掛けがあって、個別のマウスピースを使わなくとも効率よく多人数による人工呼吸実習ができるように、使い捨てのシートが口の中から繰りだされるようになっている。スーパーの買い物台に置いてあるロール式のポリ袋をご存じだろうか。あのように引き出しては千切る方式で、次々と新しいポリシートが使えるようになっている。児童と幼児の人体モデルには成人モデルのような計測器はなく、適切な心肺蘇生が行われているか否かは講師が目視で判定する。

5．止血法・三角巾の使用法

ここでは、三角巾を止血帯として使用し、傷口に直接押し当てて止血する直接圧迫止血法

と、血管を圧迫して止血する間接圧迫止血法の基本を学ぶ。その他に、2人一組になって相手の頭部、腕部、肘部に包帯を巻く実習を行う。他人に包帯を巻くときの力加減の難しさも体験する。さらに足首を捻挫したときの固定法、骨折した腕の吊り方、患部の被覆法、三角巾のたたみ方などを実習する。

6．傷病者管理・搬送法

火傷への対処法、毛布やアルミシートを使用した傷病者の保温法、簡易担架による搬送法などを学習する。このあたりまで来ると全受講生で実習する時間がないので、講師が名指しした受講生または希望者がモデルとなって実習が行われる。私は大柄で目立つうえに一番前で話を聞いていたせいかモデルに駆り出される機会が多かった。もちろん積極的に協力したほうが得である。

以上が上級救命講習の概要である。救命講習が終わると受講者に認定証が授与される。この認定証は公布日から3年間有効であり、有効期間内に再講習を受けないと失効する。救命法も年々進歩しており、つねに新しい知識・技術を習得しておく必要があるからである。なお再講習は上級クラスは3時間、普通クラスは2時間である。

おわりに

心肺蘇生法を中心とした救命手当の技術・知識は1日でそのすべてを習得できるほど簡単なものではないことが受講してみてもよくわかった。修了試験や効果確認などは無いが、これは受講後の積極的な学習、知識の反復があって初めて一人前になれるからだと理解すべきであろう。受講後もテキストを片手にブラッシュアップを図って行かねばならない。

備考

紹介した写真は許可を得て休憩時間中に筆者が撮影したものである。

(おわり)



幹事会作業部会報告

政策部会

本 多 一 郎

平成14年度の政策部会は、部会長としての船橋栄子先生および狩野 彰先生その他、総勢36名のメンバーから構成されております。PA会政策部会は、弁理士を取り巻くあらゆる政策問題を審議、検討する部会であり、通常、次のような場合に部会を開催致します。

- ・ 幹事会が決定した政策問題を審議する場合
- ・ 幹事及び部会長が必要と認められる政策問題が発生した場合
- ・ 日本弁理士クラブ政策委員会からの要請があった場合

本年度は昨年度と異なり小部会を設置せず（というよりは、小部会設置という積極的行動を起こす前に日本弁理士クラブ政策委員会からの要請が矢継ぎ早に入ってきたため）、全体会議を原則としております。

本年度のこれまでの審議形態の特色の一つに、電子メールから電子メールへの同報配信の利用が挙げられます。本年度はこれまでに2度ほど、日本弁理士クラブ政策委員会より翌朝までにPA会としての意見を出すようにとの要請があり、その際、電子メールによる同報配信が極めて威力を発揮致しました。1度目は平成14年5月23日に「特許権・実用新案権の控訴審裁判管轄」に関して検討依頼があり、また2度目は平成

14年6月12日に「異議申立と無効審判」に関し、現行の権利付与後の異議申立制度及び無効審判制度に問題はないかなどについて意見を求められました。実際、配信後、数時間以内に多数の意見が寄せられ、また、寄せられた意見に対する更なる意見も寄せられ、部会員の方々の積極的姿勢及び意識の高さに身が引き締る思いが致しました。また、どちらかという、普段お目にかかることが殆どない先生方から多くの意見が寄せられ、PA会の潜在的パワーをあらためて感じる事ができました。

これまでの部会開催状況は以下の通りです。

- ・ 第1回：平成14年5月24日
議題：知財ロースクール構想について
- ・ 第2回：平成14年6月24日
議題：知財ロースクール構想について
常議員制度の再改革について

平成14年度も、もうすぐおり返し地点を過ぎようとしておりますが、今後もあらゆる政策問題に活発な議論がなされるよう、皆様のご協力をお願い致します。



庶務部会

萩 原 康 司

本年度の庶務部会は、部会長が濱中淳宏先生、部員が黒田薫先生1名という少数精鋭部隊(?)となっております。

庶務部会の主な仕事は、毎月開催されるPA会幹事会の開催準備、幹事会当日の雑用などです。

幹事会はPA会の運営を担当する組織で、幹事長を中心に副幹事長、幹事長代行、幹事相談役、常任幹事、各部会担当幹事で構成されています。また本年度は、幹事長の意向により各部会の

部会長も幹事長の構成メンバーとされ、若手出席者の多い幹事会となっております。

幹事会は毎月1回の割合で開催されますが、緊急を要する課題が生じたときには、例外的に緊急幹事会も開催されることになっております。幹事会では理事会及び日弁の活動



について報告がなされ、理事会や日弁の動きなどに基つきPA会の方針が決定されます。また各部会の活動状況についての報告も行われ、内容によっては幹事会で承認を行う場合もあります。

庶務部会は、その仕事の内容から幹事一人ですべての仕事をこなすことができ、部会を開催したり企画立案等をする必要があります。

せん。その点では他の作業部会に比べると仕事量的に楽をさせて頂いており、他の部会担当幹事の苦勞を思うと申し訳なく思っております。いずれにせよ、PA会及び幹事会を知るためには格好の部会ですので、グリーンPAの方などは是非、庶務部会を希望されるとよいと思います。

庶務部会

鈴木利之

庶務部会は、会員の慶弔関係、会員データの管理、FAX同報配信の管理を担当しています。さらに、本年度は会員名簿の発行も担当しています。

本年度の部会構成メンバーは、担当幹事の私のほかに、三上結会員（部会長）と西岡邦昭会員の合計3人です。

以下、それぞれの作業についてご説明いたします。

【慶弔関係】

慶弔関係は、PA会慶弔規定（本会誌に掲載されています）に従って、作業を行っています。

慶事としては、毎年、春と秋の叙勲・褒章受章者の先生方に祝電をお送りする作業があります。

弔事については、日本弁理士会から庶務幹事に訃報の連絡がFAXで来るようになってきました。これを、PA会の会員関連の訃報については、FAX同報配信でPA会の全会員に通知しています。PA会の会員以外の訃報については、FAX同報配信でPA会の幹事会メンバーに通知しています。そして、PA会慶弔規定に従って、弔電、献花、香典等の手配を行っています。

【会員データ管理】

PA会の会員データはMicrosoft社の表計算ソフトExcelによって管理をしています。この会員データは立上げ時から現在まで私が管理していますが、今後の引継ぎを容易にするために、昨年度からは、会員データの更新作業の一部を外部業者に委託する方法をとっています。

新規入会者については、幹事会で承認された後に、会員データやFAX同報配信に登録し、入会者に対しては会報や会員名簿をお送りしています。

会員データの変更作業は、大きく分けて、（1）日本弁理士会の発行するJPAAジャーナルに掲載された弁理士の所属・住所・電話番号

等の変更データからPA会員を抽出してこれをPA会の会員データに反映させる作業と、（2）随時、会員等からの変更の申し出があったときに、これをPA会の会員データに反映させる作業とがあります。本会誌の巻末にも住所等変更届がありますので、所属・住所・電話番号等が変わったときは、この住所等変更届を幹事長に届け出てください。

PA会の会員データの項目には、住所・電話番号等のほかに、所属する同好会、日本弁理士会の委員会歴、入会時の紹介者名、などの多数の項目があり、これらは、PA会の活動におけるいろいろな場面で役に立っています。

PA会の会員名簿は、この会員データをもとにして作成しています。また、全会員に郵送物を送る際の宛名ラベルも、この会員データをもとにして作成しています。

【FAX同報配信】

FAX同報配信は、東洋情報システムのFair-WayというFAX同報サービスを利用しています。PA会の全会員、幹事会メンバー、各部会のメンバー、各同好会のメンバー、などのグループ毎に所属メンバーを登録してあり、そのグループを指定して1回の送信操作をするだけで、そのグループに属する全員にFAXを送れる仕組みになっています。PA会からの各種のお知らせ、幹事会、作業部会、同好会等の連絡には欠かせない存在です。

【会員名簿の発行】

本年度から、PA会の会員名簿の発行も庶務が担当しています。PA会の会員データをもとにして名簿を作っていますので、会員データを管理している庶務が会員名簿を発行する方が効率的である、との考えからです。



会 計 部 会

鴨 田 哲 彰

会計部会は、P A会の金庫番のような役割を担っています。作業内容から、部会を構成して処理するようなものでもなく、また大切なお金の管理をしなければならないので、幹事個人の責任が大きいのが特徴です。

最初に、前年度幹事から作業を引き継ぎ、今年度用の銀行口座を開設して、繰越金を受領するところから作業が始まります。連休明けには、幹事長ほか数名の先生方にお集まりいただき、年1回の会合が開催されます。この会合で、寄付金をどのようにするかが決定され、寄付金のお願いという重要な仕事が始まります。一昨年度より、郵便振替口座を利用しているようなので、本年度もこの口座を開設しました。ところが、この口座は次年度に引き継げるようなのですが（今、一昨年の会報を読んで知ったことでした）、今年度は新たな口座になってしまいました。佐野先生、すみません。

封筒を準備し、お願いの書状を作成し、宛名ラベルを作成し・・・、とこの作業が一番大変ではありますが、事務所に手伝ってもらい、たんとこなしました。その後は、日々、郵便局から送られてくる入金案内と、銀行口座への入金のチェックです。

おかげさまで、本年度も600万円を上回る額のご寄付をすでにいただいております。P A会の会務運営に深いご理解をいただき、寄付金をお振り込みいただきました先生方には、この場を借りまして、深く御礼申し上げます。

さて、皆様からお預かりしました寄付金は、各

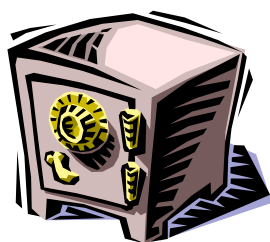
作業部会の活動作業費、各同好会への補助金、日弁への分担金、選挙対策委員会への拠出金に利用させていただいております。

会計部会では、これらに伴う銀行振込等の作業を日常業務としており、なるべく混雑した日を避けて、銀行をかけまわり（送金手数料を安くするために、銀行ごとにお金を振り分けて、送金したりします。）、振込作業を処理しています。また、振込記録等を帳簿に張ったり、パソコンで管理しております。

今後も、この日常作業が続き、各作業部会や同好会からの収支報告を受けて、P A会全体としての会計報告を作成の上、総会でご承認いただくこととなります。最後まで、ミスがないように細心の注意を払っていきたいと考えております。

なかなか地味ながら、責任のある役目です。各作業部会、同好会におかれましては、会計処理に一層のご協力をお願いします。

なお、最後になりましたが、本年度の部会長には、岡田英子先生をお願いしております。本当は、作業がほとんどない部会ですからと、お願いしたのですが、本年度から部会長も幹事会に参加することになりましたので、本人にとっては別として、幹事会には若い先生を送り出せてよかったと思っております。



人 事 部 会

押 本 泰 彦



人事部会は、毎年3月に日本弁理士会、日本弁理士クラブ(日弁)に対して各委員会の委員を推薦することが主な仕事となります。現在日本弁理士会の委員推薦システムでは日本弁理士クラブ(以下日弁という)で調整を行い、次に日弁外の会派

(連合、西日本)との調整で決まるシステムになっています。

その他には、P A会幹事会に対して常議員候補(3名又は4名)、監事候補(1名)等の役員候補を推薦したり、日弁の要請に基づき弁理士試験委員の推薦、特許庁主催審査官コース研修会への新人会員の参加者推薦等があります。

日本弁理士会の委員は、3月に百数十名の推薦を行う関係から、部会の開催も一時期に集中することになります。昨年から日本弁理士会の役員選挙が11月に変更された結果常議員、監事の推薦期限が6月頃になり、部会の先生にはご迷惑をおかけしました。

弁理士業務を30年以上継続しておられる方は、日本弁理士会の推薦により春又は秋に黄綬褒章の受章の榮譽を受けることができますが、単純に弁理士業務だけの功績ではなく、委員会活動並びに役員活動等の公的活動が認められて推薦されることとなります。

委員会活動はあくまでもボランティアですが、最近ボランティア活動を躊躇される会員が多くなる傾向にあり、その結果委員を兼任する会員が増える傾向にあります。

褒章を受けるために委員を推薦するわけではありませんが、一人が一つのボランティアを行えば、日本弁理士会の活動もスムーズに行えるものと考えますので、ご協力の程を宜しくお願い致します。

そこで、本年も昨年同様に人事部会は次の基準に基づき委員長、副委員長及び委員の推薦を決めました。

(1)委員長は、原則として、前年度副委員長と

して当該委員会に参加している会員。

(2)副委員長は、会員登録5年以上で過去に当該委員会に所属した経験のある会員。

(3)委員は、会員登録2年以上であること、委員希望アンケートに返答された会員又は前年度当該委員会に委員として参加された会員過去に常議員を経験された会員で、まだ登録後30年経過していない会員

(4)名古屋支部の会員をバランスよく、委員会に割り振る

(5)原則として同一委員会へは同一事務所から2名以内に抑える

(6)前年度委員長は、継続性の為に委員として残留させる

(7)原則として一人の会員を複数委員会に所属させない。

但し、希望の多い委員会もありますので、このような場合にはP A会の各部会又は委員会の部会員等で活躍された経緯のある人を優先させていただきます。

勿論、希望のない委員会もありましたが、委員として推薦する必要もあり、電話連絡等でお願ひしたケースもあります。

委員への推薦が、派閥単位で行われている関係で時として、同一委員会に同一事務所から3名推薦されたケースもありました。かかる状況は他の会員の委員推薦の枠を減らすこととなりますので、2名以内に抑えるようお願いしたいと思います。

(人事部会からのお願い)委員として推薦したにもかかわらず、委員会への出席回数の少ない会員がいらっしゃいます。月に一度程度の委員会ですので、なるべく出席されるようお願い申し上げます。

また来年になりましたら平成15年度の委員希望のアンケート調査を行いますので、ご協力の程を宜しくお願い致します。

企 画 部 会

神 林 恵美子

企画 部会は、6月の春の褒章受章者祝賀会、7月の納涼クルーズ、11月の合格者祝賀会、3月のP A会総会の企画・実行を担当しています。

一見適当な間隔を置いてイベントが予定されているように見えますが、実のところ4月の立ち上げ早々から早速に6月の春の叙勲・褒章受章者祝賀会の企画を行い、それと並行して7月の納涼クルーズの船探しをしつつ、11月の合格者祝賀会に備えて会場の当たりをつけるというテンコ盛りの状況でした。かてて加えて担当幹事の私が、企画 部会は全く未経験であり部会員もやったことがないという有様で、年度始めは企画 部会の担当幹事と「部会を交換しましょうか。」という半分本気の会話も交わした程でした。

とは言え、経験豊富で力強い部会長の藤谷史朗先生と部会員達に支えられて、目下のところ何とか二つのイベントを無事終了させることができました。

春の褒章受章者祝賀会は、去る6月7日正午から開催され、黄綬褒章受章者の菊池武胤先生を囲んでの和やかな会となりました。会場については昨年色々議論が交わされたようですが、何しろ未経験な新米幹事はそうした事情を全く知らず、何の疑問も持たずに一昨年まで毎年利用していた学士会館を会場としました。結果としては、やはり落ち着いた雰囲気のある会場であり、会館のスタッフも気の利いた人達でありましたので、つつがなく楽しい会合となりました。

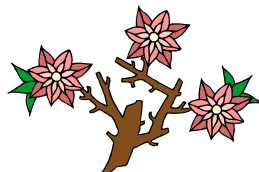
7月30日に行われた納涼クルーズは、豪華レストランシップ「シンフォニー」を使いました。昨年はレストランボートでしたが、今年はP

A会創立80周年にあたり、幸い会計的にも多少余裕があるとのことでしたので、こうした豪華なイベントを実行することができました。予想以上に奥様、お子様同伴で参加された会員が多く、また、参加された奥様同士も初顔会わせにも拘わらず親しく歓談を楽しんでいたようですし、お子ちゃま達は子供同士元気に会場を走り回っていました。「楽しかったです。」と言って下さった奥様にひたすら感謝、また、新米幹事の遊び相手(?)になってくれたお子ちゃま達にもひたすら感謝です。

次なるイベントは、11月に予定されている合格者祝賀会であり、これが企画 部会の最大の難関(?)ということになりますが、今年は例年になく多数の合格者が予想されています。一体どれだけの合格者に出席してもらえるのか全く予測もつかず、昨年までのデータも役に立たない状況ですが、いずれにしろ経験のない新米幹事ですから、当たって砕けろ、やるっきゃないの気分で乗り切ろうと思っています。

合格者の方々がこの記事が掲載された会報を手になさるのは、合格者祝賀会の終了直後になると思いますが、何とか無事に終了して、できれば楽しかったと言ってもらえるようなイベントになっていれればと願っています。

幹事長、部会長、部会員、幹事団、その他の多くの先生方に今後ともよろしくご協力の程お願い申し上げます。



企 画 部 会

井 出 正 威

企画II部会は、企画I部会と、P A会の毎年の行事の企画・実行を分担して担当しています。本年度の企画II部会の担当は、旅行会と新年会です。

本年度の部会構成は、部会長が佐野邦廣先生、部会員が神林恵美子先生、松井伸一先生、萩原康司先生、伏見直哉先生、谷田拓男先生、在原元司先生です。

旅行会については、例年8月下旬～9月上旬に一泊旅行という形で開催しておりますが、今年は、8月24日(土)～25日(日)に静岡県浜名湖館山寺温泉のレイクホテル花乃井で開催いたしました。旅行会の詳細については、本誌の旅行会記事をご参照下さい。

来年の旅行会については、能力担保研修が始まり、その試験が秋に行われるという情報が流れている中、この時期に例年どおりの旅行会を行うか、試験に向けて合宿研修のような形態にしたほうが良いのか、思案のしどころと思います。P A会の公式行事であるからには、多数の会員が参加できる行事に企画するのが本旨と思ひ

ます。

新年会については、今年の幹事会では、当初、忘年会と新年会の両方の企画を考えました(昨年は、忘年会のみの開催でした。)。しかし、今年11月から翌年1月にかけて行事が目白押しとなり、同じ性質の会を何度も行うのは疑問という意見が出され、また、同時期に能力担保研修の基礎研修が進行しており、忘年会については日程上の困難も伴うため断念し、新年会のみという結論に達しました。新年会は、秋の叙勲褒賞者と日本弁理士会の役員選挙当選者の祝典と紹介の趣旨も含まれております。

新年会は平成14年1月15日に行います。場所は追って全会員向けに御案内いたします。新たな弁理士会の幕開けにふさわしい盛況な新年会となりますように準備を進めておりますので、多くの皆様にご参加頂けるようお願い申し上げます。



研 修 部 会

中 山 健 一

研修部会はP A会会員の先生方の研修に関する企画・実行を担当しています。会員相互の親睦・研鑽を深めるとともに、特に若い先生方にとってはP A会の活動のうちで最も参加しやすいことから、会の活動に興味を持って戴く契機となるものです。

本年度は、来年度から日本弁理士会研修所で開講される訴訟代理のための担保研修を睨んで民法及び民事訴訟法の基礎研修を弁護士の鮫島正洋先生を講師にお招きしてL E C協賛で秋から開講する予定です。さらに、弁護士の片山先生その他のP A会員の弁護士の先生方を講師にしてもう一步突っ込んだ講義も開講する予定ですのでご期待ください。

また、10月7日には、弁護士の伊藤真先生を講師にお招きして新規業務分野である、著作権に関して、義務研修を超えた範囲で実務に即した講義をお願いしております。なお、昨年度の日

弁での取り決めにしたが、このセミナーはP A会としては初の日弁の他会派の先生方にも門戸を開放するものとなりました。

さらに、今後の予定としては、T L Oの現状と特許の財産的価値と題して、技術移転に関する現状と財産的価値の評価について講義及び元審査官による実務上の問題と対策と題して、新人向けに拒絶理由等に対する対策等につき講義をお願いする企画が進行中です。

これらの日本での研修に加え、本年度はP A会80周年を記念して、中国への海外研修訪問団の派遣を企画しました。具体的には、9月23日から27日まで上海と北京の裁判所(中級人民法院)、工商行政管理局、知識産権局、代理人事



務所等を視察・訪問するとともに、北京では、現地の関係諸機関の裁判官、官僚の方々を講師にお招きし、訪問団側参加者からも講師をお願いしてそれぞれの国での特許法、商標法の改正及び権利行使についての交換セミナーを実施する予定です。おかげさまで、浅村団長、江原副団長、増井副団長以下15名の先生方にご参加を戴きました。

といったわけで、ややスロースタートでしたが、秋からは充実した研修内容になるものと自負しております。

新米幹事の小生としては、幹事長、組織担当幹事、部会長、その他の多くの先生方のご協力で助けられて忙しい日々を過ごしておりますが、今後とも、一層のご協力を何卒お願い申し上げます。

組 織 部 会

寺 崎 史 朗

PA会設立80周年に当たるとともに、弁理士試験制度が大幅に改正され、実行された最初の年に、組織部会の幹事を仰せつかり、身のしまる思いです。

PA会の幹事としては、2年前の研修部会で幹事をお手伝いさせていただいてから2回目と経験が浅いのですが、全力を出して、PA会会員の先生方のお役に立てるのか計画立案して行きますのでよろしくをお願いいたします。

そこで、具体的には、組織部会の目標として、500余名にもなるといわれる新規合格者のPA会への加入を促進するとともに、PA会会員の先生方にとって、役に立つPA会を目指し、中山先生が幹事をされている研修部会と合同で、種々の計画を立て実行していく予定です。

具体的には、若い人にとって魅力あるクラブ

の新設、また、海外に強いIPA会をより強くするために、昨年度は実現できなかった海外研修旅行の実施、業務範囲拡大に関連して、弁理士基礎研修の各種勉強会の今年の後半に向かって行うことを計画しています。

また、PA会の若手会員のPA会組織への参加を促進し、21世紀に向けてPA会組織の若返りを図っていきたいと考えております。

そこで、皆様からも色々な提案を頂き、組織の活性化を達成してきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



中 部 部 会

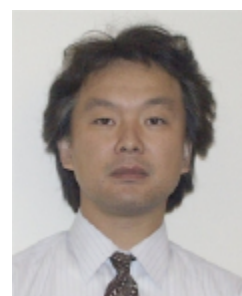
岡 戸 昭 佳

PA会の作業部会中唯一の地域部会として発足した中部部会も、早7年目を迎え、今では22人の部会員を数えるまでになりました。この頃では、他会派の中部地区会からもそれなりに1つの勢力と見られているように感じます。今年は、当部会の発足時の立て役者である小島清路先生が日本弁理士会東海支部副支部長に就任するまでになりました。中部部会としては可能な限り、小島先生を支えていきたいと考えています。

むろんこの他にも、日本弁理士会東海支部への応分の貢献として、中部部会員が支部委員会に参加しております。本年度は、特許制度昂揚普及委員会に萩野幹治先生が、倫理・違反者調

査委員会に吉田和夫先生が、総務広報委員会に西尾章先生が、それぞれ参加しております。特に本年は、弁理士の日記念フェスタ2002が名古屋のナディアパークにて開催され（6月29日（土））、特許制度昂揚普及委員会の萩野幹治先生は現場のカメラマンとして活躍しました。また、フェスタの催しの一環として開催された講演会では、中村知公先生が講師を務めました（次ページの写真）。

また、東京の先生方と中部部会員との交流をいかに図っていくか、ということも、中部部会





弁理士の日記念フェスタ2002の講演会

の課題の1つです。そこで本年は、日本商標協会の年次総会が名古屋で開催された折を利用して交流会を開催しました（9月5日（木））。



日本商標協会の年次総会（9月5日）の後の交流会

この他中部部会では、弁理士試験合格者の名古屋地区祝賀会を開催しております。例年、前半が講演会で後半がパーティというスタイルを採っており、他会派の祝賀会との差別化を図っています。近年の合格者数の増加のため、他会派との共催も近い将来考えざるを得なくなってくると予想されますが、PA会の活性化のため、何らかの形で名古屋地区祝賀会の開催を続けていきたいと考えます。

さらに、他会派の中部地区会との連絡も中部部会の役割の1つです。当地区にはPA会その他、春秋会、南甲弁理士クラブ、弁理士同友会、弁理士クラブの計5クラブが地域組織を置いております。そこで、これら各クラブの中部地区会の代表者による東海連絡会が、必要に応じて開催されております。下の写真はその1コマです。



9月9日（月）に開かれた東海連絡会での1コマ

会 報 部 会

西 岡 邦 昭

会報部会は会報誌「PA」の企画・発行と、PA会のホームページの運営を担当しています。なお、昨年度まで会報部会が担当していた「PA会会員名簿」の発行は、本年度から庶務部会の管轄に変わりました。

本年度は、部会長の森 友宏先生と、濱中淳宏先生、伊藤孝美先生、渡辺弘司先生、中谷光夫先生、館石光雄先生、松田嘉夫先生、三上 結先生、小池寛治先生のメンバー構成で取り組んでいます。

PA会会報誌「PA」の企画・発行

PA会会報誌「PA」は例年11月に発行されていたと思いますが、昨年度から弁理士会の定時役員選挙が3月から11月に変更になったことに伴い、約1ヶ月早めて10月初旬に発行することとなりました。会報誌の企画に当たっては、できるだけ各執筆者のお人柄がにじみ出るような、そして親しみが湧くような内容を増やすよう心がけました。また、同様の趣旨でできるだけ写真を



多く取り入れることとしました。さらに、幹事会より、できるだけ若い会員の声を多く盛り込むようにとの要望がありましたので、特集としては若手会員による座談会を企画し、8月13日（火）に実施していただきました。

PA会ホームページ

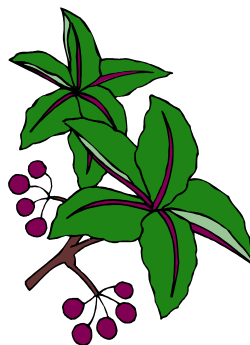
PA会ホームページは、近年、頻繁な更新とコンテンツの充実而努力されてきていますが、本年度も同様に「頻繁な更新とコンテンツの充実」に努めたいと思っています。特に、ホームページの利点を活かし、PA会の各種会合、行事などの報告にスナップ写真を多く盛り込むようにしています。写真は、PA会の各種会合、行事などに広く参加されている小池寛治先生にデジカメで撮っていただき提供していただいています。ホームページにはインデックス用の小サイズの写真からリンクした高精細な写真(カラー写真)も置いていますので、ご希望の写真をダウンロードしてパソコンに保存するなり、写真用プリント紙にカラー印刷してアルバムにご収録いただくことができます。

せっかくホームページに新しい記事・情報を掲載しても、あまり頻繁にホームページにアクセスしない会員にはその情報が伝わりにくいという指摘がありましたので、PA会にメールアドレスを届け出ておられる会員を対象にして、ホームページに新しい記事・情報が掲載されたときに、そのお知らせをメールで配信することとしました。まだメールアドレスを届け出ておられない先生方はこの機会にメールアドレスをお届け下さるようお願いいたします。

さらに、本年度は、PA会ホームページ上に会員専用コーナーを設けることを想定し、「会員専用パスワード発行システム」を導入しました。今後、皆様のご意見・ご要望をお聞きしながら「会員専用コーナー」の充実も図りたいと思っています。

PA会ホームページの内容をより一層充実させるために、皆様からの有益情報、近況報告などを随時募集しています。また、ホームページに対するご希望・ご意見も歓迎しますので、会報部会宛E-MAILにてお気軽にお送り下さい。

E-mail: kaihou-bukai@pa-kai.gr.jp



平成14年度P A会
春の褒章受章者祝賀会

企画I部会幹事 神 林 恵美子



P A会からの本年度の春の叙勲・褒章受章者は、勲四等旭日小綬章の栄に浴された安達功先生、及び黄綬褒章の栄に浴された菊池武胤先生のお二方でした。残念ながら、神戸にご在住の安達先生は、遠方につきご出席頂くのが難しいとのことでしたので、本年度は菊池武胤先生を囲んでの褒章受章者祝賀会となりました。

祝賀会は、平成14年6月7日正午より学生会館にてとり行いました。出席者はP A会幹事会及び相談役を中心とする25名でのやや少人数での会合でしたが、それだけ肩肘の張らない和気藹々のムードとなりました。昨年度に引き続き、本年度も歓談を主体とした

進行でしたが、ご祝辞を頂いた先生方から菊池先生の知られざる経歴や生活振りが紹介され、長年のご苦勞を知ることが出来ました。

昨年度は女性の先生のご参加がなかったとのことですが、今年度は担当幹事の自分を含めて取り敢えず2名の参加を確保できました。多少は華やいた雰囲気になりましたでしょうか？

春の褒章受章者祝賀会は、その開催時期からして、年度替わりをした後の最初のイベントとなります。とにもかくにも新米幹事としては、初イベントを無事に終えることが出来てほっとしました。



* 祝 賀 会 風 景 *



P A 会創立 8 0 周年記念
納涼クルーズ報告

企画 I 部会 部会長 藤谷 史 朗



7月30日、集合時間の午後6時15分に向けて、待合室に会員の先生方やご同伴の方々が集まってきました。待合室を抜けると直ぐに日の出埠頭の波止場で、今日の納涼クルーズの乗り物であるシンフォニーモデルナ号が停泊しています。客船の真っ白な船体は、今日のクルーズへの期待感を盛り上げます。参加予定の方々が集まったところで波止場で記念写真を撮り、乗船です。

午後7時過ぎに日の落ちかけた岸壁を静かに出航した船は、お台場の先から舞浜付近、さらには羽田空港付近まで廻って150分に渡って航行し、その間に船内では、数人ずつのテーブルに分かれて着席して、福田伸一幹事長の挨拶、弁理士会副会長村田実先生の音頭での乾杯

の後、洋食バイキング料理を食べ、ワイン等を飲みながらみんなで歓談しました。歓談中、先生方から最近の委員会等の状況の説明や各同好会が近々に予定しているイベントの紹介があり、先生方他ご同伴の方々も興味持って聞いておられました。

食事が一段落した後は、集まって話し込まれる方々、デッキに上がって海風を楽しまれる方々と、それぞれに海上での一時を楽しまれた様子で、アルコールの酔いが回ってきた頃には、波止場へ帰着する時間となっていました。着岸前に船内で担当幹事からの挨拶があり、その後下船して、すっかり暗くなった波止場で解散しました。大勢の方々にご参加頂き、深く感謝申し上げます。





船上スナップ写真



平成13年度P A会 口述練習会の報告

平成13年度組織部会幹事 鴨田 哲 彰



はじめに

昨年度の口述練習会について報告せよとのことですが、すでに記憶が曖昧となっております。記録と記憶に残っている限りでご報告させていただきます。

まず、昨年度の組織部会の大きな課題の1つに、当会における若い会員の活動の活発化が設定されました。これは、将来的な弁理士制度を取り巻く環境の変動の中、日本弁理士会や日弁における活動も含め、弁理士制度に対する議論に若い先生方の積極的な関与が必要だからということです。そのため、組織部会では、グリーンP Aや組織部会への若手の参加を積極的に呼びかけ、若手の交流を図ることを主テーマとしました。

その一環として、将来の弁理士たる弁理士試験の論文試験合格者に対してP A会をアピールすることが重要である点、また、口述練習会という行事に若手の先生方のご協力をいただけるという観点から、口述練習会の開催を幹事会に提案し、当部会で実施することになったわけです。

準備

部会において、「期日：10月の第1週、時間：6時～9時で2日間、4ブースで1人30分を予定、講師役：1ブース3名で延べ24名、受験生：延べ48名、担当者の人選：試験委員経験者・グリーンP A・組織部会員、会場：弁理士会」という予定が決定され、準備を開始しました。

会場は弁理士会としたが、申込みの期日制限、選挙の動向などから、希望する日時におさえることができるかが問題となります。また、試験委員経験者の先生はご多忙であり、その点の日程調整も大変です。これらをクリアして、特に選挙がなかったため、10月2、3日の両日をおさえることができました。

講師役は、幹事会を通じて試験委員経験者を含むベテランの先生にお願いしました。若手の先生については、若い先生に声をかけるしかありません。特に、部会長(当時)の岡田英子先

生には積極的に連絡いただきました。

一方、受験生については、何ら情報がないので、各受験機関で講師をされている先生方に口コミで伝えてもらいました。

当日の様子

平成13年10月2日、3日の両日、弁理士試験筆記試験合格者を対象に、口述試験練習会を開催しました。2日：24名、3日(水)：28名、合計52名の受験生が参加しました。また、講師陣・受付にベテラン・若手あわせて27名の先生にご協力いただきました。

当日は、口述試験については老舗の同友会と隣同士で、やや緊張気味です。昨年から、試験制度が若干変更となり、その修正をどうしようか問題となりました。隣は従来の方式でやっていたようですが、当会では、完全に同一方式とはいえませんが、(1)総括・特許 (2)実案・意匠 (3)商標・条約のブースを順に受験生が巡る新方式で実施しました。

各ブースごとに、ベテランと若手の先生が組んで講師役を担当しました。ベテランの実務経験に裏付けられたアドリブを交えた問題と、若手の自身の経験に裏付けられた的確な質問の両方がなされました。

受付を担当された先生方には、参加した受験生に積極的に声をかけて、緊張感をほぐしていただきました。私も、受付を担当したので、実際の講師陣と受験生のやりとりをライブで見るとは適いませんでしたが、練習を終えて部屋から出てきた受験生の緊張した面持ちから、十分に手応えある内容ではなかったでしょうか。全般に、受験生に満足頂けたのではないかと思います。練習を終えた受験生には、当会の祝賀会の案内・P A会の紹介・P A会ニュース・求人事務所の案内等を配布いたしました。

その後、講師役の先生方には、食事を囲みながら、懇親を深める機会を設け、ベテランと若手の先生が気軽に交流できる場を提供できました。特に、若手の先生には、初めて当会の活動に参加頂いた方も多くいらっしゃいましたので、その

点でもよかったと思っております。

まとめ

昨年度は、当会として初めての試みであったことから、ノウハウもなく、若干の不備もありましたが、全体的には好評を得た企画であったと思います。今年度の組織部会でも企画されているようです。合格者も増員され、さらに綿密な計画を立てる必要があると思いますが、今後

も是非継続的に実施して頂きたい企画であると考えます。

写真を撮らずにその場の雰囲気をお伝えすることができませんが、簡単に口述練習会までの経過・当日の様様ご報告いたしました。なお、最後に、講師役として、また受付としてご協力頂きました先生方には、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

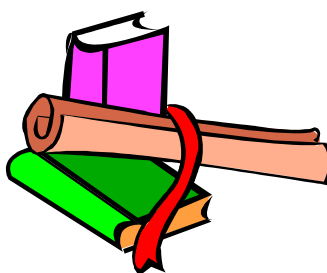
講師陣

10月2日(火)

| | 総括・特許 | 実案・意匠 | 商標・条約 | 受付 |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 G | 浅村皓先生 藤井正弘先生 | 渡辺敬介先生 松井伸一先生 | 中山健一先生 近藤美帆先生 | 重松万里先生 戸塚清貴先生 |
| 2 G | 田中正治先生 礒山朝美先生 | 高見憲先生 井出正威先生 | 濱中淳宏先生 岡田英子先生 | |

10月3日(水)

| | | | | |
|-----|------------------|------------------|------------------|--------|
| 3 G | 松田嘉夫先生 石橋脩先生 | 本多一朗先生 黒川朋也先生 | 古関宏先生 高野明子先生 | 伊藤孝美先生 |
| 4 G | 大西正悟先生 深澤憲広先生 | 萩原康司先生 渡辺弘司先生 | 石崎依子先生 高橋雅和先生 | |



平成14年度
PA会旅行会報告

企画 部会幹事 井出正威



今年の旅行会は、8月24日(土)～25日(日)に館山寺温泉(浜名湖)レイクホテル花乃井 (<http://www.hananoi.com/>) で開催し、総勢30名の御参加を頂き、無事終了いたしました。

東京方面からの参加者は、東京駅から13:46発新幹線ひかり157号で浜松駅に到着し、浜松駅への集合組と15:30に合流し、チャーターバスでホテルに到着しました。名古屋方面からあるいはマイカーでの参加者とはホテルで合流しました。

今年は、研修の要素を加味し、宴会に先立ち、16:30からホテル会議室にて、日本弁理士会副会長村田実先生に「弁理士を取り巻く環境の変化」という演題で1時間程度のご講演を頂きました。村田先生には、久々の内輪の会ということで、普段では聞けないお話をざっくばらんにして頂き、大変感謝しております。

その後、18:30から20:30まで恒例の宴会をホテル大宴会場で行いました。司会是不

肖私が行い、幹事長福田伸一先生が急病で不参加となったため、幹事長挨拶を幹事長代行松田嘉夫先生にお願いし、日弁幹事長谷義一先生のご挨拶を頂き、浅村皓先生の乾杯で盛況な宴会を催すことができました。

宴会終了後は、マー جان組、カラオケ組、歓談組などに分かれ、散会しました。歓談組は、カラオケあがりの村田先生、研修所長村木清司先生、弁政連副会長加藤朝道先生などを交え、夜12時近くまで昨今の弁理士会事情について激論?が交わされました。

翌朝は、ゴルフ組(浜松カントリークラブ)と観光組(館山寺温泉 フラワーパーク 遊覧船 瀬戸ハマナコスタ 新居関所 浜松駅)に分かれ、その他、過密スケジュールの中のトンボ帰り組も多かったです。観光組は私が幹事を勤め、ゴルフ幹事は神林恵美子先生にお願いしました。参加者の方々には、お忙しい中、ご参加頂き本当にありがとうございました。



<同好会活動報告>



ゴルフ同好会

主幹事 古 関 宏



我がゴルフ同好会は、年4回、東京近郊の名門ゴルフコースでコンペを開催しており、毎回6組程度、20～30名が参加し、ハンディキャップ方式により、楽しくプレイしています。

このハンディキャップは、前幹事の福田伸一先生が開発された独自の、そして緻密な計算式に依拠しており、継続して参加すれば誰でも優勝できるチャンスがあるようになっていきます（主幹事の怠慢により、今年度の改訂を行っておりません。ローハンデのままになっている先生方には、ご迷惑をお掛けしております。）。

各賞は、優勝、準優勝、プービー賞等の順位賞に加え、ドラコン賞、シニヤドラコン賞（65歳以上）、グランドシニヤドラコン賞（70歳以上）、ニヤピン賞、大波賞、小波賞、ベスグロ賞等、多くの賞を設けており、18ホールで賞のないホールは僅か2ホールだけです（その都度、各ホールを何賞にするかを決めなくてはならないので、幹事は大変！）。

最近、女性陣の参加が多くなり、男性陣もウカ



第2回ゴルフコンペ（狭山ゴルフクラブ）

ウカしていきませんが、マイペース（遅延プレイは駄目ですが）で、日頃のストレスを発散するのも、デスクワークの多い我々には良いことではないでしょうか。

残念なことは、出席されるメンバーが固定化されて来ていることです。あまり参加されておられない会員の先生方の出席を心よりお待ちしております。

因みに、今年度第1回めの平均ストロークは102です（主幹事はこのところ、5回連続100叩きです）。130たたかれても、140たたかれてもOKです。是非とも皆様方のご参加をお待ちいたしております。

今年度の成績は、以下の通りです。なお、第3回は、10月2日に本厚木カンツリークラブにおいて、また、第4回は、11月末頃に開催予定です。



第1回ゴルフコンペ（桜ヶ丘カントリークラブ）

| | | | |
|-----|---------------------|---------------------------|--|
| 第1回 | 4月11日（木）桜ヶ丘カントリークラブ | | |
| 優勝 | 川崎 仁先生 | $55 + 52 = 107 - 36 = 71$ | |
| 準優勝 | 桑原英明先生 | $47 + 46 = 93 - 20 = 73$ | |
| 第3位 | 大西正悟先生 | $39 + 47 = 86 - 11 = 75$ | |
| ベスト | 土屋 勝先生 | $44 + 41 = 85$ | |
| 第2回 | 6月13日（木）狭山ゴルフクラブ | | |
| 優勝 | 江原 望先生 | $48 + 49 = 97 - 21 = 76$ | |
| 準優勝 | 石橋 脩先生 | $53 + 52 = 105 - 26 = 79$ | |
| 第3位 | 阿部和夫先生 | $47 + 44 = 91 - 11 = 80$ | |
| ベスト | 村田 実先生 | $46 + 41 = 87$ | |

P A M J 会

- 麻雀同好会 -

代表幹事代行 杉 本 文 一

前回の会報で、麻雀の魅力はなんと云っても集中力、記憶力、推理力、決断力、忍耐力のすべてが試されるゲーム、であることをご紹介いたしました。

今回は、趣味でわかる学派と実戦派、なるものをご紹介しましょう。棋士の趣味は、囲碁、麻雀、などの室内ゲーム、競馬、パチンコなどのギャンブル、あるいはスポーツ観戦といった勝ち負けのあるものが多いそうです。勝負事の中でも、実力が優先するものは学派が好み、ギャンブル性の強いものは実戦派が好むそうです。升田名人と大山名人は、「新手一生」を旗印に盤上の真理を追究された升田名人が囲碁を好まれ、勝負に徹した大山名人はマージャンだったそうです。

ところで、同好会のメンバー諸先生をながめると、やはり学派と実戦派に分かれそうです。すなわち、当日のメンバーを見渡して、あるいはその卓のメンバーのデータをインプットしなおして勝負に向かう学派と、すこぶる感性を大切に勝負に向かう実戦派とに色分けできそうです。日ごろ、明細書を真理追究の場とするか、勝負の場とするか(ちょっとオーバーかも知れませんが向かう姿勢の話です。)というこれに向かう姿勢の相違によってもマージャンに対する打ち方が異なるような気がします。

また、ほとんどの先生が麻雀のほか囲碁やテニスなど一人で勝敗を楽しめるものに参加されている方が多いようです。そのほかゴルフのメンバーの方も多いようです。

そうは云っても勝負を楽しむ以上勝たねば面白くないのは当然ですから、みなさん実戦派でよいのではないのでしょうか。

同好会は、虎ノ門の近くで、偶数月の第一土曜日に開催され、午後1:00から6:00まで、ハンデなしの3回戦を行います。1回戦は当日のくじ引きでメンバーが決まり、2回戦は無作為の組み合わせ表に従い、3回戦は1、2回戦のトータルの上位4人ずつの組み合わせによる決戦となります。そしてトータルの獲得点数によ

り例会の優勝以下の賞が決まります。各賞は優勝、2、3位、7位ラッキーセブン賞、プービー賞と参加賞があります。そして年間賞として、年間優勝、準優勝、3位賞、年間賞(年4回以上の参加者)があります。

さて、明細書との格闘の毎日では息がつかまられることでしょうか、学派でも実戦派でも結構ですから、非日常の一つとして当PAMJ会に若い方から順にご参加ください。

なお、写真は8月3日に開催されました本年第4回例会における例会風景と当日の参加メンバーの写真です。





テニス同好会

幹事 平山 洲光



3連勝！ P A会優勝！

平成13年度の日本弁理士クラブ主催テニス大会において、我らP A会テニス同好会は、前々年、前年度に引き続いて3年連続で優勝を飾りました。

優勝メンバーの勇姿は、添付写真をご覧ください。



平成13年度日弁テニス大会へのP A会参加者
(朝日生命久我山スポーツセンター)

テニスコートの写真では、前列左から岡部譲先生、松本昂先生、小生、後列左から、安田徹夫先生、会長の後藤政喜先生、川島利和先生、杉浦幸彦先生、富永一途先生、西岡邦昭先生、風間弘志先生です。

トロフィーを囲んだ写真では、料理が目立ちますが、左から順に、安田徹夫先生、松本昂先生、岡部譲先生、前が風間弘志先生、後が杉浦幸彦先生、会長の後藤政喜先生、西岡邦昭先生、小生、川島利和先生、齊藤秀俊様（浅沼皓先生代理）です。

場所は、前回同様に、朝日生命久我山スポーツセンター、時は、2002年（平成14年）3月9日（土曜日）、快晴でした。

P A会Aチームが優勝した以外の春秋会、稲門クラブ、南甲クラブ、無名会、P A会Bチーム等の詳しい順位やスコア等の戦績は忘れまし

たが、天候に恵まれ、心地よい疲労感の中で祝杯を挙げることができ、楽しい仲間と楽しい一日を目一杯過ごすことができたことは確かでした。

P A会の皆様様に感謝を込めて報告させていただきます。



大会優勝のAチームメンバーと、?位のBチームメンバー

さて、次回の日弁テニス大会は、P A会が幹事チームですので、楽しくゲームをして遠慮なく優勝しようと思います。新規参加希望者も大歓迎します。幹事のところまでご連絡下さい。

今回は、P A会をA、B 2チームに分けた関係で、Bチームが名前負けしたようなところがありましたので、次回は、P A会はPチームとAチームの2チームにして、P A両者が優勝を分かち展開に持っていきようと思っております。

平成14年度の日本弁理士クラブ主催テニス大会の日程は、決定した時点で連絡します。

(連絡先) 幹事 平山 洲光

TEL 03-3253-5693

FAX 03-3253-5695

E-mail hirayama@kikuchi-hirayama.com

スキー同好会

会長 柳田 征史



いつものスキーツアーの様子

PA会では、初心者からベテランまで参加できるスキーツアーを、毎冬開催しています。場所は、全面スノーボード禁止の尾瀬岩鞍スキーリゾート（関越自動車道沼田I.C.から1時間）で、東京駅から貸切りバスで約3時間半かけて出かけます。金曜の朝8時に丸の内を出発し、沼田を降りてから行き着けの酒屋に寄って、酒類、つまみ等を買って入ってから尾瀬岩鞍リゾートホテルに向かいます。現地に11時半頃着き、昼食後ゲレンデに出ます。尾瀬岩鞍は、雪が豊富でコースも多彩。上級者から初心者までよく整備された白銀の斜面が我々を待っています。

冬の山に出て雪面を滑り降りるスキーは、日



平成14年春のスキーツアー（尾瀬岩倉スキーリゾート）

頃机に向かってストレスの中で仕事に明け暮れる我々には、格好のスポーツです。元スキー部会長の倉持さんが、「ターンをすると、拒絶理由も、異議申立も、意見書も、すべて吹っ飛んでいく」と言っていました。正に白銀に身をまかせて滑降していると、日頃の仕事の一つ一つがスーッと消えて行きます。

ベテランから初心者まで、思い思いにスキーを楽しみ、夜は一緒に会食をし、その後2次会となります。カラオケもあります。最近はスキー談義に花を咲かせることも多くなりました。ナイターや早朝スキーに出かける人もいます。

帰りは日曜の昼食後、貸切バスで東京駅まで帰ります。

こんなところがいつも繰り返しているスキーツアーです。最近はスキー人口が減って、リフト待ちがなくなり滑りやすくなっています。カービングスキーも普及して楽しいスキーができますので、どうぞご参加ください。

今年は常連に突発的な不都合があって参加者が少なかったのですが、いつもはもっと賑やかです。



ツアー参加メンバー

新企画のスキー合宿

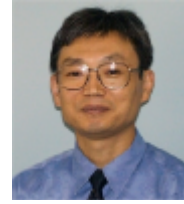
今年度はいつものツアーに加えて、指導員をお招きし、「レベルアップスキーツアー」を催します。ペンションに泊まって、朝から晩まで、スキーの上達を目指す仲間達の楽しいツアーです。来年の1月18日（土）～19日（日）を予定しています。奮ってご参加ください。事務所の職員でもスキーが上手になりたい人なら、誰でも参加OKです。

雪の上で思い切り良い空気を吸って、仕事のストレス解消に、健康のために、スキーをしましょう！

恒例の尾瀬岩倉スキーリゾートでのスキーツアーの日程は、平成15年2月28日（金）～3月2日（日）です。

ボーリング同好会

幹事 鈴木利之

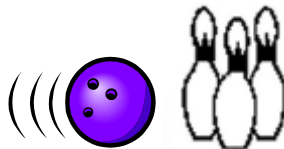


ボーリング同好会では、各年度6回のボーリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボーリング大会を兼ね、また、平成2年度からは10月頃の大会を春秋会と合同の練習試合として、他会派との親睦も図っています。さらに、年6回のうちの1~2回を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5減少し、最下位になると5増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、約1時間半のボーリングの後には、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボーリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験していますが最近では2位が続き、有望な新人が入会されることを強く期待するところです。過去にボーリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボーリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度の活動記録としては、4月23日の第1回大会で鈴木利之が優勝し、7月4日の第2回大会では浅村皓会員が優勝し、8月28日の第3回大会(ミックスダブルス)では鈴木利之・伊藤恵美ペアが優勝しました。また、10月頃に春秋会との合同大会(第4回)を、12月13日に日弁ボーリング大会(第5回)を予定しています。そして、来年2月頃に第6回大会で締めくくる予定です。



囲碁同好会

囲碁会たより

幹事 小杉佳男



このごろ本屋の囲碁の棚には、「ヒカルの碁」シリーズや幼児、少年少女向けの多数の囲碁解説本が所狭しと並んでいる。小学生低学年と思われる子供を連れた母親が、「君、この本はまだマスターしてないでしょ」などといいながら、子供に本を選択させている。今や、「ヒカルの碁」ブームによって幼稚園から高校生までの大変な囲碁フィーバーだそうである。それでも日本の囲碁人口は1000万人といわれる。

先般の国際囲碁戦では、ベスト8に残った8人中7人が韓国人であったと報じられている。韓国の囲碁人口は1000万人といわれ、主として子供である。全国民の4人に1人の割合であるから、人口比では日本の3倍以上である。大家族主義の韓国では、各家庭に1人以上の碁を打つ子供がいることとなる。

韓国の現在の最高峰は日本でプロとして学んだ棋士であり、当時日本で将来を嘱望されていたが、戦後日本に再来することができず、韓国で指導者となった。国策もあって底辺が広がり、日本をしのぐ若手棋士群が多数輩出した。

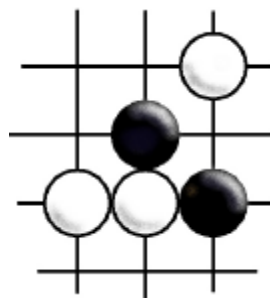
そういえば、日本のプロでも有名棋士の大半が一字の姓(台湾、韓国出身)の人であると言っても過言ではないのではないかと感じた。

日本の碁は布石の研究が優れていると韓国や中国でいわれている。これは中盤から寄せの段階が中国や韓国が優れているという反語であろうか。一度テレビで、韓国人同士の国際碁戦の決勝戦を見たが、このとき、碁というものの考え方が違うのではないかと感じた。日本のプロである韓国出身の趙治勲さんは、飛んでもないところに打ち込むが、ほかの棋士は、私は自信がないが、趙さんが打つので成算があるのでしょうかという。

文藝春秋の9月号に、碁を打つと頭がよくなるという話の実証的に書かれている。

碁は、小学生が打てるように易しいが、飛んでもなく奥が深い。

PA会では、従前、月1回碁会を行っていましたが、今は年2回大会を行っています。しかし、土曜日が多忙の人が増えて、大会も少し開催が滞っています。はて、どうしたものでしょうか。





アウトドア同好会

幹事 松田 嘉夫

野外活動を通じてP A会員およびご家族の皆様の親睦とリクリエーションを図ることを目的としてこの5月に生まれたばかりの同好会です。「ウォーキング+ の楽しみ」を合言葉に、当面は特殊な技量や体力を要することなく初心者や家族連れでも気軽に楽しめる軽ハイキングや自然観察を中心とした行事を企画してゆきます。また、当同好会にはその道のエキスパートの方がたくさんいらっしゃいます。そこで、そうした先達の方々による体験談、講演会、遠征報告会などのインドアの催しを開いてゆくことも検討中です。

本年度の活動予定

* 11月下旬から12月上旬までの週末を開催期日として、丹沢山域での低山ハイキングを実施します。

* 明年3月29日(土)に、この日ならではの高尾山域低山ハイキングを実施します。なぜ「この日ならではの」なのかについてはそのときのお楽しみ! 皆さん、3月29日はぜひ予定を空けておいてくださいね。



箱根・千条の滝にて



丹沢・塔の岳山頂から by YM

救命講習受講のすすめ

野外活動では思わぬ怪我や病気に遭遇しがちです。そこでアウトドア同好会では消防庁や日本赤十字社が主催する救命講習の受講を呼びかけています。別掲の「救命講習について」もご一読いただければ幸いです。

*** 救命講習、救急法講習の認定証または受講証をお持ちの方へ ***

消防庁の救命講習または日赤の救命講習、水上安全法、雪上安全法の何れかを受講されたP A会員のかたは、同好会員であると否とにかかわらず認定証または受講証をF A Xにて下記までお送り下さい。認定証・受講証所持者として氏名を会誌または名簿に掲載させていただきます。

送信先 FAX 03-3502-5306 松田嘉夫



スクーバダイビング同好会

幹事 黒川 朋也

スクーバダイビング同好会は、9 / 7(土)に、ダイビングツアーを催行しました。ダイビング地は、相模湾に浮かぶ洋上のリゾート“初島”です。

雨の降る中、始発電車に乗り込んだ私は、「雨、止まないかなあ。雨の中でのダイビングはイヤだな。普段の行いが悪いから、雨が降っちゃうのかなあ」などと、普段の行いを反省しながら、集合場所の熱海駅に向かいました。

8:50、熱海駅に集合した私たちは、ダイビングショップの車で熱海港へ。「イルドバカンス号」というカッコいい名前の船に乗り込むと、“初島”へのダイビングクルーズのはじまりです。海外ダイビングの自慢話やこれまでのダイビングでの失敗話などで盛り上がっていると、約20分間の船旅の目的地“初島”に到着しました。不思議なことに、雨はからりと止んでいました。このときばかりは、普段の行いの良さを確信しました。

早々に準備を整え、まずは、“フタツネ北”というポイントに潜ることにしました。ダイブガイドの説明を聞いて、潜水開始です。浅場のゴロタ岩の間を通り抜け、水深20mの砂地へと進んでいくと、地上とはまったく異なる世界が広がっています。岩と岩の隙間から、イセエビが顔を出しています(「うまそ〜。」とか、「何で捕まえてこないんだ。」とか、野暮なことは言わないでくださいね)。また、海底に沈められた産卵



伊勢エビ(ダイビングツアーにて)



つのだし(ダイビングツアーにて)

床には、アオリイカの卵がびっしりと産み付けられていて、いままさに、ハッチアウト(殻を破って誕生すること)寸前です。ライトを当てると、アオリイカの赤ちゃんが、卵の中で、ところ狭しと動き回っている様子が観察できます。ムレハタタテダイ、ツノダシ、ソラスズメダイといった、南洋のカラフルな魚たちも、乱舞しています。もっと水中観察をしていたかったのですが、スクーバタンク内の空気が底を尽きてきたので、後ろ髪を惹かれる思いで、地上に戻りました。

約1時間の休憩の後、二本目は、“フタツネ東”というポイントに潜りました。このポイントは、キバナトサカという黄色いソフトコーラル(サンゴ)が岩場にびっしりと張り付いており、さしずめ「お花畑」といった感じのポイントです。サンゴ礁は、小さな生き物たちにとっては、恰好の住家であり、愛らしい魚たちと戯れることができました。一方、中層を見上げると、体長1.5mはあろうかとも思えるエイが悠々と泳ぎ、イナダが群れをなして回遊している姿を眺めることもできました。

楽しい時間は、矢のように過ぎてしまうものです。感動的な2本のダイビングは、あっという間に終わってしまいました。しかし、これで終わりにしないのが、真のリゾートダイバーです。ダイビング機材をさっと片付け、島の食堂に駆け込みます。ここで人気を二分したのは、“ミック

ス丼”と“アシタバとイカゲソのかき揚げ丼”です。“ミックス丼”は、ご飯の上に、アジのたたきとイカ刺しがたっぷり盛られたどんぶりです。“アシタバとイカゲソのかき揚げ丼”は、文字通り、アシタバ（初島の名物）とイカゲソのかき揚げに乗った天丼です。私は、かき揚げの方を選んだのですが、アシタバのさっぱり感、イカゲソのモチモチ感、衣のサクサク感が三位一体となり、口の中に攻め込んできます。この攻撃に耐え切れずに生ビールを注文したのは、私だけではありません。

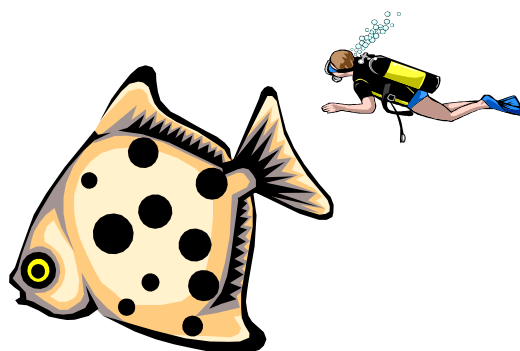
最後のしめは、自家製ところてんです。食堂のオヤジさんが自ら海に潜って集めたテングサで作った自慢の一品です。「酢醤油」、「酢味噌」、「黒蜜」の3つの中から好みのたれを選ばなくてはなりません。他の人が皆、ノーマルな「酢醤油」を選んだのに対して、チャレンジャーの私は「黒蜜」を選びました。食堂のオヤジさんは、「関西の人から『黒蜜』味のところてんも置いてくれといわれたからしかたなく置いているだけで、オレだったら絶対食わな

いね。」と少し怒り気味に作っていたのが印象的でした（「そんなに嫌なら、作らなければいいのに」と思うのは私だけでしょうか）。でも、「黒蜜」味のところてんは、あんみつのような感じで、予想外においしかったです。味見をした他の面々も、口をそろえて「美味しい」を連呼していました。

胃袋が満たされた面々は、それぞれの思い出に浸りながら、家路に着いたのです。帰りの電車の中で、熟睡したことはいうまでもありません。

ということで、ダイビングツアーの報告なのか、初島での昼食の報告なのかわからなくなってしまいましたが、この辺で報告を終わります。

スクーバダイビング同好会では、皆様のご意見を聞きながら、今後もいろいろなイベントを企画していきたいと思っています。スクーバダイビングに興味のある方はもちろんのこと、海の遊びに興味のある方も、是非ご参加ください。



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 鴨田 哲 彰

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々へのご寄付の依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、昨年度の会報(19号)より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。なお、昨年度の最終的なお名前の掲載に関しましては、20号に掲載されております。

本年度も、平成14年9月11日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。なお、その後にお振り込みいただきました先生のお名前は、PA会のホームページを通じて掲載させていただき、また、来年度のご寄付のお願いの際にご案内致しますので、ご了承下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。お振込には、同封の「払込取扱票」をご利用下さい。

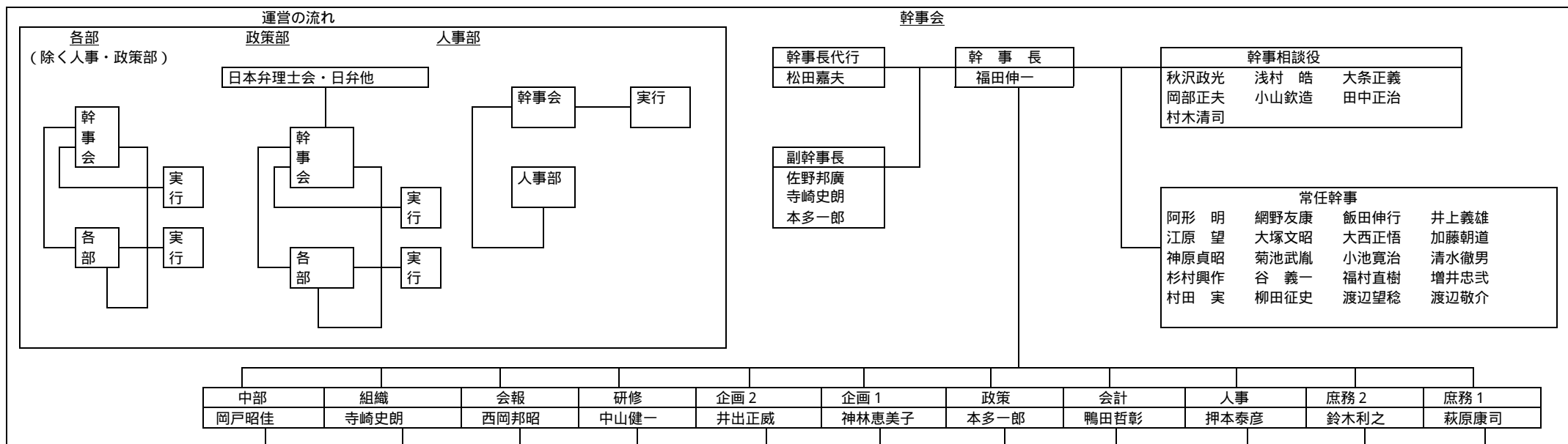
郵便振替口座番号 00170-7-536820
加入者名 PA会

| | | | | | |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 浅井章弘 | 阿部美次郎 | 新井孝治 | 荒井俊之 | 飯阪泰雄 | 飯田岳雄 |
| 飯田伸行 | 飯田房雄 | 五十嵐孝雄 | 池浦敏明 | 石川 新 | 石黒健二 |
| 泉 和人 | 井出直孝 | 井出正威 | 伊東 彰 | 稲垣 清 | 稲葉良幸 |
| 井上義雄 | 猪股祥晃 | 岩佐義幸 | 岩田 弘 | 上島淳一 | 内山 充 |
| 宇都宮正明 | 大家邦久 | 大垣 孝 | 逢坂 宏 | 大音康毅 | 小笠原吉義 |
| 岡戸昭佳 | 小川順三 | 小川信一 | 押本泰彦 | 小田島平吉 | 小野尚純 |
| 影山光太郎 | 加古 進 | 柏谷昭司 | 片山英二 | 加藤朝道 | 香取孝雄 |
| 狩野 彰 | 鴨田哲彰 | 唐沢勇吉 | 河合千明 | 川上宣男 | 川崎 仁 |
| 川野 宏 | 神原貞昭 | 木川幸治 | 菊谷公男 | 菊池 武 | 草野 卓 |
| 草間 攻 | 葛和清司 | 工藤宣幸 | 工藤 実 | 倉持 裕 | 黒川朋也 |
| 桑原英明 | 小池寛治 | 河野 昭 | 國分孝悦 | 小島清路 | 古関 宏 |
| 児玉喜博 | 小西富雅 | 小橋正明 | 小林英一 | 小林和憲 | 小林正明 |
| 櫻木信義 | 佐々木聖孝 | 佐藤正美 | 佐藤祐介 | 佐野邦廣 | 市東 篤 |
| 品川澄雄 | 四宮 通 | 治部 卓 | 杉浦正知 | 杉本博司 | 杉本文一 |
| 鈴木利之 | 鈴木秀雄 | 鈴木 学 | 須田正義 | 関 正治 | 蔵合正博 |
| 田中敏博 | 田中正治 | 田辺恵基 | 谷田拓男 | 土屋 勝 | 寺崎史朗 |
| 鴫田 将 | 中平 治 | 永田武三郎 | 西岡邦昭 | 西山善章 | 二宮正孝 |
| 野末寿一 | 野中克彦 | 乗松恭三 | 萩原康司 | 萩原亮一 | 長谷川哲哉 |
| 長谷川洋子 | 浜田廣士 | 平木道人 | 平田忠雄 | 広瀬和彦 | 福村直樹 |
| 藤井幸雄 | 伏見直哉 | 舟橋榮子 | 星野 昇 | 細江利昭 | 本多一郎 |
| 升永英俊 | 松井伸一 | 松井光夫 | 松浦憲三 | 松田嘉夫 | 松永宣行 |
| 間山世津子 | 丸岡政彦 | 三浦邦夫 | 三浦祐治 | 三浦良和 | 水野昭宣 |
| 三宅正夫 | 村田 実 | 村松貞男 | 森田 寛 | 森山 隆 | 柳澤孝成 |
| 山内梅雄 | 山崎行造 | 山田隆一 | 山本 忠 | 湯本 宏 | 吉田 功 |
| 渡邊敬介 | 渡邊 敏 | 渡部 剛 | 渡辺勝徳 | | |

阿形 明（阿形特許事務所）
網野友康（網野特許法律事務所）
江原 望（江原特許事務所）
岡部正夫（岡部国際特許事務所）
釜田淳爾（特許事務所サイクス）
菊池武胤（菊池・平山国際特許事務所）
後藤政喜（後藤特許事務所）
清水徹男（清水・醍醐特許商標事務所）
杉村興作（杉村万国特許事務所）
竹内澄夫（竹内澄夫法律特許事務所）
萩野 平（栄光特許事務所）
福田賢三（福田特許事務所）
増井忠式（ユアサハラ法律特許事務所）
柳田征史（柳田国際特許事務所）
山田正紀（小杉・山田国際特許事務所）

浅村 皓（浅村内外特許事務所）
一色健輔（一色国際特許事務所）
大西正悟（大西国際特許事務所）
春日 譲（開知国際特許事務所）
川口義雄（川口国際特許事務所）
久保田藤郎（久保田・矢野特許事務所）
小山欽造（小山特許事務所）
庄子幸男（庄司特許事務所）
曾我道照（曾我特許事務所）
谷 義一（谷・阿部特許事務所）
平木祐輔（平木国際特許事務所）
藤野清也（藤野特許事務所）
村木清司（松原・村木国際特許事務所）
山下穰平（山下国際特許事務所）
渡辺望稔（いおん特許事務所）

P A 会組織及び運営の流れ



| | | | |
|------|--------------|------|------|
| 相談役会 | 網野 誠 矢島鶴光 | 桑原尚雄 | 小橋一雄 |
|------|--------------|------|------|

| 平成14年度日本弁理士会役員並びに委員会委員等 | | | |
|-------------------------|--------|----------|--------|
| 正副会長会 | 松永宣行 | パイオ | 産業競争力推 |
| 村田 実 | 例規改正特別 | 室伏良信 | 高原千鶴子 |
| 監事 | 荒井俊之 | 井出正威 | 川添不美雄 |
| 小野尚純 | 五十嵐孝雄 | 中嶋伸介 | 浅村 皓 |
| 常議員 | 広報センター | 南条雅裕 | 中島 敏 |
| (2年度) | 矢野裕也 | 平木裕輔 | 大島 厚 |
| 清水徹男 | 戸塚清貴 | 業務対策 | 古閑 宏 |
| 西岡邦昭 | 近藤美帆 | 村上政弘 | 松永宣行 |
| 井出正威 | バテント編集 | 小杉佳男 | 中山健一 |
| 桜井周短 | 伏見直哉 | 渡辺敬介 | 知財戦略検討 |
| 萩原康司 | 中野圭二 | 特許制度運用 | 増井忠武 |
| 関 正治 | 総合政策検討 | 田中玲子 | 醍醐邦弘 |
| (1年度) | 狩野 彰 | 山内梅雄 | 馬場玄式 |
| 浅村 皓 | 江原 望 | 唐沢勇吉 | 神原貞昭 |
| 春日 謙 | 福村直樹 | A D R 推進 | 村木清司 |
| 須田正義 | 小池寛治 | 足立 泉 | 弁理士の日 |
| 選挙管理 | 福田賢三 | 田下明人 | 記念事業実行 |
| 三宅正夫 | 田中正治 | 田中正治 | 福田伸一 |
| 山田正紀 | 特許 | 藤谷史朗 | 矢野裕也 |
| 庄子幸男 | 員見正文 | 知財評価機関 | 職務発明検討 |
| 石黒健二 | 泉谷玲子 | 川野 宏 | 員見正文 |
| 審査 | 産方和央 | 阿形 明 | 桑原英明 |
| 桑原英明 | 加藤貞晴 | 柳田征史 | 研修所 |
| 星野 昇 | 加藤 勉 | 弁理士倫理 | 黒田 薫 |
| 押本泰彦 | 福田伸一 | 本多一郎 | 赤澤太朗 |
| 福田伸一 | 意匠 | 須賀総夫 | 松井伸一 |
| 網紀 | 中村知公 | 宮城和浩 | 市東 篤 |
| 舟橋栄子 | 川崎 仁 | 著作権 | 田中敏博 |
| 小林英一 | 岡田英子 | 岡戸昭佳 | 村木清司 |
| 久保田藤郎 | 岡野光男 | 浜田廣士 | 一色健輔 |
| 福利厚生共済 | 商標 | 杉光一成 | 泉 克文 |
| 福田賢三 | 古閑 宏 | ライセンス | 石渡英房 |
| 渡辺一雄 | 安澤眞美子 | 神林恵美子 | 小林生央 |
| 佐々木聖孝 | 鴨田哲彰 | 倉持 裕 | 吉田 聡 |
| 押本泰彦 | 櫻木信義 | 特技懇との | 加藤光宏 |
| 紛議調停 | 高梨範夫 | 懇談会 | 中央知的財産 |
| 鈴木秀雄 | 河合千明 | 萩原康司 | 松田嘉夫 |
| 杉村興作 | 国際活動 | 情報企画 | 寺崎史朗 |
| 法改正特別 | 稲葉良幸 | 西岡邦昭 | 知的財産支援 |
| 加藤朝道 | 岩永勇二 | 鈴木利之 | (2年度) |
| 神原貞昭 | 片山健一 | 小池 誠 | 磯野富彦 |
| 清水邦明 | 神田藤博 | 伊藤孝美 | 関 正治 |
| 渡辺望稔 | 小堀貞文 | 新規業務推進 | 福田伸一 |
| 谷 義一 | 海外協力 | 岩井秀生 | 井上元廣 |
| 緊急課題対応 | 中島重光 | 佐久間剛 | 上島淳一 |
| 神原貞昭 | 中山健一 | 研修施設検討 | 長谷川哲哉 |
| 大島 厚 | 窪田郁大 | 宇佐美利二 | (1年度) |
| 加藤朝道 | 黒川朋也 | 国際政策 | 加古 進 |
| 村木清司 | ソフトウエア | 高見和明 | 濱中淳宏 |
| 事務所経営 | 谷田拓男 | 谷 義一 | 柳沢孝成 |
| 増子尚道 | 杉原哲郎 | 井上義雄 | 防災会議 |
| 網野友康 | 祖父江栄一 | 財務 | (2年度) |
| 星埜一彦 | 治部 卓 | 飯田伸行 | 浅村 皓 |
| 例規 | 西山文俊 | 小川順三 | (1年度) |
| 佐野邦宏 | | | 小島清路 |

| 選挙対策委員会 (14年度) | 中部部会 | 組織部会 | 会報部会 | 研修部会 | 企画2部会 | 企画1部会 | 政策部会 | 人事部会 | 会計部会 | | | |
|--|---|--|--|--|--|-------------------------------|---|---|--|--|--|--|
| 増井忠武 浅村 皓 網野友康 井出正威 大西正悟 押本泰彦 狩野 彰 河合千明 神田藤博 小池寛治 小林純子 鈴木利之 谷 義一 寺崎史朗 中山健一 萩原康司 福村直樹 藤谷史朗 三上 結 渡邊敬介 | 阿形 明 足立 泉 飯田伸行 江原 望 小川順三 小川 覚 加藤光宏 加藤壯祐 川崎 仁 神林恵美子 古閑 宏 佐野邦廣 田中正治 谷田拓男 中谷光夫 西岡邦昭 福田賢三 本多一郎 松田嘉夫 柳田征史 | 田中敏博 石黒健二 今井 豊 小川 覚 加藤光宏 加藤壯祐 小島清路 小西富雅 鈴木 学 相馬和生 田下明人 谷口直也 中村知公 西尾 章 野末寿一 萩野幹治 長谷川哲哉 早川太刀夫 横沢志郎 吉田和夫 | 福田充弘 臼井伸一 小池寛治 新開正史 中谷光夫 浜田廣士 松井伸一 松井孝夫 | 森 友宏 伊藤孝美 小池寛治 館石光雄 中谷光夫 濱中淳宏 松田嘉夫 三上 結 渡辺弘司 | 黒川朋也 青島恵美 稲垣 清 岡田英子 熊澤久子 黒田 薫 浜田廣士 福田充弘 福村直樹 | 佐野邦廣 神林恵美子 萩原康司 松井伸一 | 藤谷史朗 安澤眞美子 磯野富彦 井出正威 岡田英子 来間清志 小林生央 中山健一 舟橋栄子 | 舟橋栄子 阿形 明 足立 泉 江原 望 押本泰彦 加藤 勉 唐沢勇吉 神原貞昭 神林恵美子 小池寛治 古閑 宏 小林純子 高見和明 中山健一 福田賢三 増井忠武 松永宣行 村木清司 柳澤孝成 渡辺敬介 | 狩野 彰 浅村 皓 井出正威 大西正悟 加藤朝道 鴨田哲彰 神原貞昭 小池 誠 小林生央 鈴木利之 谷 義一 萩原康司 福村直樹 松田嘉夫 三上 結 村田 実 柳田征史 | 福田賢三 浅村 皓 網野友康 井上義雄 大西正悟 小川順三 加藤貞晴 神原貞昭 小池寛治 古閑 宏 谷 義一 中谷光夫 本多一郎 松田嘉夫 柳田征史 | 阿形 明 足立 泉 井出正威 江原 望 岡戸昭佳 加藤朝道 鴨田哲彰 菊池武胤 小林生央 佐野邦廣 寺崎史朗 福田伸一 増井忠武 柳澤孝成 渡邊敬介 | 岡田英子 浜田廣士 庶務2部会 三上 結 西岡邦昭 庶務1部会 濱中淳宏 黒田 薫 |

: 部会長 / 委員長

| | | | | | | | | | |
|-----|---------|--------|---------|------------|----------|---------|--------|----------|-------------|
| 同好会 | ゴルフ (G) | 麻雀 (M) | テニス (T) | ソフトボール (S) | ホッケー (B) | スキー (W) | 囲碁 (I) | アトリア (O) | クボタ化'ウ' (D) |
| 会 長 | 網野 誠 | 阿形 明 | 後藤政喜 | 戸水辰男 | 浅村 皓 | 柳田征史 | 秋沢政光 | 小池寛治 | |
| 幹 事 | 古閑 宏 | 杉本文一 | 平山洲光 | 蔵合正博 | 鈴木利之 | 藤谷史朗 | 小杉佳男 | 松田嘉夫 | 黒川智也 |

| | | | | | | | | | | |
|------|------------------------------|---|---|---|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| 協同組合 | 飯田伸行 浅村 皓 福田賢三 福村直樹 | A P A A 浅村 皓 飯田伸行 大塚文昭 岡部正夫 清水徹男 社本一夫 谷 義一 松原伸之 村木清司 | 日弁クラブ 谷 義一 渡辺敬介 中山健一 萩原康司 三上 結 | 幹事会 本多一郎 阿形 明 浅村 皓 網野友康 大西正悟 小池寛治 福田賢三 村木清司 | 協議委員会 増井忠武 古閑 宏 福田賢三 福村直樹 | 規約委員会 小池寛治 佐野邦廣 川野 宏 | 会報委員会 松井伸一 河合千明 | HP委員会 谷田拓男 鈴木利之 | 役員選出塾 浅村 皓 押本泰彦 | 相談役 秋沢政光 浅村 皓 岡部正夫 小山欽造 田中正治 村木清司 |
|------|------------------------------|---|---|---|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|

: 会長 / 幹事長 / 委員長 / 座長 : 理事 / 副会長 / 副幹事長 / 副委員長

: 会長 / 委員長 / 所長 : 副会長 / 副監事長 / 副委員長 / 副所長 / 副センター長

編

集

後

記

西岡邦昭

今年はPA会発足80周年の年ですが、特集としては未来志向で行こうということになり、若い会員を中心とした座談会を実施していただきました。そして、直前に公表された「知的財産戦略大綱」をネタにしていただき、その感想や将来の弁理士業務の予測などを語っていただきました。また、今進められている制度改革審議に最も近いところで活躍されている会員の方々からは、新鮮で大変興味深い情報、ご意見などを提供していただくことができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本年度から、会報を10月初旬に発行することになりましたが、執筆者の皆様や関係者の方々のご協力により、無事予定通りに発行できる運びとなりました。重ねてお礼を申し上げます。

本年号は記事内に写真をできるだけ多く取り入れるようにしましたので、執筆者や会務活動などの雰囲気、写真からも感じていただければと思います。なお、例年とは異なり、今年は、一部を除き、各ページの版下作りも当部会内で行っています。それによるメリットも多々ありましたが、段組構成の不揃いなどお見苦しい点は素人作業が原因ですので、ご容赦下さい。

- 表紙の写真 -

アリゾナ州フェニックス砂漠で元気に育つサボテン
写真提供 井上 義雄 先生

PA第21号

平成14年10月1日発行

発行者 PA会幹事長 福田 伸一

編集 PA会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社 功文社